

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2012.4 No.128

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



ヨーロッパ金融危機と世界経済のゆくえ

ベーシック・インカム

大阪のダブル選挙／

地球を一周する若者の抗議運動

今後の研究会のご案内

現代資本主義研究会

中長期の不況脱出・経済安定化策

21世紀の世界経済と日本(仮)

日時：2012年6月16日(土) 14:00-17:00 日時：2012年8月4日(土) 14:00-17:00

会場：立命館大学朱雀キャンパス(予定) 会場：立命館大学朱雀キャンパス(予定)

『経済科学通信』読者会

震災復興特集(126号・127号)

日時：2012年5月末定

会場：未定(兵庫・大阪近辺)

報告：「人間発達の災害復興」研究プロジェクト参加者

第35回 研究大会

「人間発達と非営利・協同の課題」「創造都市論の展開」

日時：2012年9月15日・16日

場所：京都橘大学

アダム・スミス 『法学講義 A ノート』 Police 編を読む

中村浩爾・基礎経済科学研究所編 A5判並製 定価2,100円(税込)

革新の再生のために 成熟社会再論

碓井敏正著 四六判上製 定価1,680円(税込)

閉塞の時代において革新が再生するために何が必要か。規範哲学の研究者が人権や民主主義の新たな傾向や組織論を踏まえ世に問う話題の書。

概説 社会経済学

角田修一著 A5判並製 定価2,835円(税込)

アメリカ・ラディカル派経済学の成果を積極的に取り入れ、「資本一般」の範囲を超えるより具体的な内容を展開したテキスト。

図書出版 文理閣

〒600-8146 京都市下京区七条河原町西南角
TEL 075-351-7553 FAX 075-351-7560

経済科学通信

Letters of Economic Science

第 128 号 (2012 年 4 月)

NEWS を読み解く

- 大阪におけるダブル選挙を振り返って 平井 賢治 2
地球を一周する若者の抗議運動
—占拠運動にみる新しい社会モデル実践の試み— 後藤 宣代 7

SPECIAL EDITION

特集

ヨーロッパ金融危機と世界経済のゆくえ

- ユーロ危機と現代国際通貨体制 —論点整理への 1 つの準備— 奥田 宏司 12
金融の投機化と欧州債務問題 岩橋 昭廣 20
ユーロ危機 —その背景と今後のゆくえ— 星野 郁 25
ヨーロッパ金融危機の中東欧諸国への波及について
—ハンガリーのケースを中心に— 高田 公 31
ロシア・ルーブルの国際通貨化について 安木新一郎 38

SPECIAL EDITION

小特集

ベーシック・インカム

- ベーシック・インカムで問われる現代社会と人間像 成瀬 龍夫 43
生活保護制度の批判的検討試論 —ベーシック・インカムの視点から— 橋本 慶一 50

投稿論文

- F・ティラーの科学的管理法における労使間の協調の形成策について 鄧 晓凡 56
原子力発電所事故に伴う損害賠償債務を負担する電力事業者の有り様について 久保 壽彦 65

書評

- 森岡孝二著『就職とは何か —くまともな働き方の条件—』／小幡道昭著『経済原論 —基礎と演習—』／鈴木富久『グラムシ「獄中ノート」研究 —思想と学問の新地平を求めて—』／大谷禎之介『マルクスのアソシエーション論 —未来社会は資本主義のなかに見えている—』 72

勤労・実践を捉えかえす学び (19)

- 追悼！水野喜志彦氏 一生涯労働者研究者の死を悼む— 櫻井 善行 82

誌面批評

- 忘れられた私的家族的所有の変革視点 —吉田・森岡論争によせて— 青柳 和身 85

大阪におけるダブル選挙を振り返って

HIRAI Kenji
平井 賢治

I はじめに

昨年11月27日、大阪府知事選挙と大阪市長選挙のダブル選挙が投開票され、「大阪維新の会」の松井・橋下両氏が当選した。それは、09年9月の堺市長選挙、10年4月1日の「大阪維新の会」の発足後の福島区（10年5月）と生野区（10年7月）の大阪市議補選、11年4月のいっせい地方選挙に続き、橋下「維新の会」に連続勝利を許し、橋下氏が知事就任以降、戦略的に進めてきた、選挙で勝利することにより自らの勢力を拡大し自らの権力基盤の確立と独裁政治をすすめるという企てをさらに一歩すすめさせる結果となつた。

今回のダブル選挙は、大阪の経済や府民の暮らしの行き詰まりをどう打開するのか、過去4年間の橋下府政、平松市政の実態やあり様はどうであったのか、3.11東日本大震災・福島原発事故からの教訓を学び、自治体におけるまちづくりやエネルギー政策はどうあるべきか、などが大きく問われる選挙であった。

また、橋下氏が、「日本の政治の中で一番重要なのは独裁」「教育は2万%強制」「大阪市をのっとる」と独裁政治推進を公言するに及んで、「独裁政治を許すのかどうか」が大きな争点となつた。

橋下氏はいっせい地方選挙以降、マスコミを通じ、平松市長批判をヒートアップさせながら、大阪都構想、教育基本条例、職員基本条例などの意識的な争点づくりを次々と繰り広げた。そして、選挙戦では、具体的な政策を示さないまま、「ワン大阪で元気な大阪をつくるのか、これまでどおりの大阪でいいのか」「変えたいと思う人は橋下、今までいいと思う人は平松に」と二者選択を

有権者に迫る構図をつくり、橋下流ポピュリズムによる劇場型選挙に持ち込み、勝利をもぎ取つた。

今、大阪では、橋下・「維新の会」による独裁政治や教育基本条例案・職員基本条例案、大阪市職員に対する「思想調査」に反対するたたかいが引き続き大きく繰り広げられている。

このたたかいとともにすすめる立場から、「明るい会」の梅田章二候補当選のため運動した一人として、ダブル選挙を振り返ってみたい。

II 選挙結果とマスコミの反応

(1) 高い投票率を背景に、橋下・松井の両氏が当選

選挙の結果は、知事選挙では、「大阪維新の会」の松井一郎氏が200万6,195票（得票率54.73%）、「首長連合」の倉田薰氏が120万1,034票（同32.77%）、「明るい会」の梅田章二氏が35万7,159票（同9.74%）となり、松井氏が当選した。また、大阪市長選挙では、「大阪維新の会」の橋下徹氏が75万813票（得票率58.96%）、「元気ネット大阪」の平松邦夫氏が52万2,641票（同41.04%）となり、橋下氏が当選した。

投票率は、大阪市長選挙では60.92%と前回の43.61%を17.31ポイント上回り、71年のダブル選挙時の61.56%以来、40年ぶりに6割台の高率となった。また、大阪府知事選挙も52.88%と前回の48.95%を3.93ポイント上回った。

これまで投票に行かなかつた20代・30代の若年層が、投票に行き、投票率を引き上げたといわれている。また、マスコミ各社の「出口調査」によると、「毎日」では、20代が74.4%、30代が72.0%というように、若年層は7割を超えて橋下氏に投票している。就職難、非正規就労、低賃金など最も厳しい状況におかれている若年層の怒り

と「変革」への期待、その受け皿が橋下「維新の会」であったことについて、十分検討する必要がある。

(2) 「現状打破」「強い指導力」を橋下・「維新の会」に求めた

新聞各社の11月28日付の「社説」は、ダブル選挙の結果を取り上げ、「経済が沈滞し閉塞感の強い大阪の現状打破を橋下氏の行動力に託した」(朝日)、「大阪再生のためには、強い指導力と大胆な制度改革が必要だ」と判断した(読売)、「現状維持ではなく、府・市を再編して一つにする変化に大阪の未来を託した」(産経)など、「現状を打破してほしい」という思い、「強い指導力と大胆な制度改革」の期待が、橋下「大阪維新の会」を選んだという見方が述べられている。

(3) 独裁的な政治手法に対する批判も

同時に、「相手候補が『独裁的』と攻撃したのはもっともな面もある。橋下氏は批判票を謙虚に受け止めるべきだ」(読売)、「統一地方選後、公約になかった君が代起立斉唱条例を突然提案し成立させた。こんな手法を繰り返してはならない。有権者は白紙委任したわけではない」(朝日)、「橋下氏にも注文がある。教育行政への首長の権限を強化する教育基本条例に対しては様々な批判がでている。橋下氏はこうした声に謙虚に耳を傾けてほしい」(日経)など、選挙戦での「独裁的な政治手法」に対する批判の大きさを真摯に受け止めるよう求めている。

12月9日付け、毎日新聞の「記者の目」(社会部・林由紀子)では、「(橋下氏の)選挙戦術のうまさには脱帽したが、一方で都合の良い部分だけを拡大して見せる政治手法には違和感を覚えた」「橋下氏に集まる支持は、『新しい切り口で大阪を再生してほしい』という有権者の意識を反映している。橋下氏は、そんな雰囲気を鋭くかぎわけ、「『改革者』を演出することで選挙に勝利した」「政策の中身を、デメリットも含めて正直に市民に語ることが何より重要ではないか」と鋭く選挙

戦を振り返っている。

III 橋下氏の人物像と府政運営の実態

ダブル選挙を振り返るにあたり、ここで橋下氏の人物像や橋下府政の実態などを見ておきたい。

(1) 新自由主義的構造改革の推進者

第1には、競争至上主義、弱肉強食の新自由主義的構造改革路線の推進者である。

橋下氏は、大阪府解体、関西州実現にまっしぐら。そのため、「民にできるものは民に」「大阪府でしなければならないもの以外は市町村に」と、府民施策に関わる大阪府の仕事は投げ捨て、その一方で、産業基盤整備など国の出先機関の事務と権限を大阪府・関西広域連合によこせと主張し、18年には関西州を実現する、その一里塚に大阪都を位置づける。

また、「(老人、障害、ひとり親、乳幼児の)4医療は余裕のあるときにするもの」と医療助成は贅沢と敵視、「失業率が高いのは働く側がえり好み」と失業者の自己責任に、「中小企業にお金をばら撒いても、大企業に競争力をつけないと中小企業の売り上げは伸びない」と中小企業向け補助金や融資を削減、「府民の利用・活用はごくわずか、自力で運営を」と文化・芸術団体や施設への補助金カットなど、府民施策をことごとく切り捨ててきた。

「競争がなければ人間はだめになる」といって、学力テストの学校別公表、「3年連続定数割れ」で廃校、国際競争力に打ち勝つ人材づくりなど、異常な競争教育をすすめている。

(2) 右翼的、前近代的な考え方の持ち主

第2には、憲法・人権無視、女性蔑視、近代的労使関係否定の右翼的・前近代的な考え方の持ち主である。

10年4月1日の府庁入庁式で、「日本国家のもとで、仕事をしてもらうのですから、思想、良心

NEWSを読み解く

の自由とか言ってる場合ではない」と新入職員に「君が代」齊唱を強制。岩国市が2006年に行った空母艦載機移転についての住民投票について「国政の防衛政策に地方自治体が異議を差し挟むべきでない」と地方自治を否定。カジノ誘致で「こんな猥雑な街、いやらしい街はない。カジノを持ってきてどんどんバクチ打ちを集めたらいい、風俗街やホテル街、全部引き受ける」と博打や風俗を容認。「中国への集団買春は中国へのODAみたいなもの」と売春容認・女性の人格否定。賃金・労働条件の改悪を労使交渉前にマスコミに公表、勤務条件条例主義を歪曲して労使協議・合意形成義務を形骸化するなど、近代的な労働慣行を否定。まさに、右翼的・前近代的な考え方の持ち主である。

(3) 選挙に勝てば「民意」と独裁政治をすすめる

第3には、「民意」の体現者として、「強権的な府政運営」を進めてきた独裁者である。

橋下氏は、知事就任後、知事・副知事などの「戦略本部会議」と民間委員による「改革評価委員会」の二つの組織と、特別顧問や特別参与などの橋下人脈を中心とするトップダウンの強権的な府政運営をすすめ、全職員に価値観の共有を強要し、「一つの方針、自分の方針で動いていく組織マネジメント」、府庁の橋下カンパニー化に全力をあげてきた。

11年4月の大坂府議会議員選挙で、大阪維新的会は57名の過半数を獲得すると、5月府議会では公約にもなかった「君が代」強制条例や議員定数削減条例を「維新の会」のみの賛成で強行採決を行うなど、ファッショ的な府議会運営をすすめてきた。

また、「教育基本条例」による橋下・「維新の会」言いなりの教育づくり、教育への支配介入をすすめ、「職員基本条例」による職員・教員の権利剥奪と知事・「維新の会」言いなりの職員・教員づくりをすすめようとしている。

府庁のある幹部は「橋下氏は自分の考えを変え

ない人。違う意見を言うにも、逆恨みが怖くて何もいえない」と言っていた。今年の橋下市長の年頭挨拶では、「(議論した結果)僕が理屈で負けても、勘で『こっちへ行かないと』という時は僕の責任で政治的決定をする」と明言しているが、選挙で選ばれた「自分」の考え方方が民意だとする、独裁者そのものと言わねばならない。

以上見てきたように、橋下氏の本質は、新自由主義者であり、憲法・人権無視の前近代的・反民主主義者であり、自分の考え・方針で動く組織づくり、ポピュリズムを活用した選挙による「独裁政治」づくりにまい進してきたのである。

IV ダブル選挙の争点と「独裁政治ノー」の取り組み

(1) 5つの梅田ビジョン「安全・安心、やさしさの大坂へ」を掲げて

「明るい会」は、大阪府政・市政の現状を告発し、関西財界べったりの政治から、府民本位の政治に転換すること、橋下知事の進めてきた府政や「大阪維新の会」が進めようとしている政策が自民・公明や民主党政権が進めている政策と変わらないことを明らかにして、その転換を訴えた。

とくに、①震災・津波・原発から府民のいのちとくらしを守る梅田候補か、防災そっちのけでWTC移転や危険な「湾岸開発」にのめりこむ橋下・維新の会か、②庶民のくらしと福祉、中小企業をあたためて大阪経済を立て直す梅田候補か、関西財界流の巨大開発と外需頼みなどで、大阪経済をゆがめ、こわす橋下・維新の会か、③多様な声が息づく府政、子ども達一人一人のための教育、府民のために働く公務員組織をつくる梅田候補か、「一人の指揮官」で動かす「大阪都」をつくり、教育をこわし、知事いいなりの職員だけで行政を動かす橋下・維新の会か、の府政をめぐる3つの焦点を打ち出した。

また、①震災・津波から命を守る。「原発ゼロ」を発信し、自然エネルギー日本一の大坂へ、②子ども医療費助成を中学校卒業まで、国民健康保険

料の引き下げなど、くらしと福祉の「安全・安心・やさしさ」プランの実現、③教育基本条例反対、35人学級実現、中学校給食本格実施など、子どもたちが輝く大阪の教育づくり、④正規も非正規も人間らしく働く大阪、中小企業を積極的に支援し、府民のくらしと内需中心の経済政策に転換、⑤多様な声が息づく「府民が主人公」の大坂、を柱とする「安全・安心、やさしさの大坂」への5つのビジョンを掲げ取り組んだ。

(2) ダブル選挙は大阪・日本の統治機構の変革=独裁政治確立の一里塚

「大阪維新の会」は、知事選マニフェストでは、①大阪の統治機構を変える「大阪都構想」、②公務員制度を変える職員基本条例、③教育の仕組みを変える教育基本条例などが中心の柱にかかげられた。具体策では、淀川左岸線延伸部・なにわ筋線・閑空リニア、港湾整備などの広域インフラの整備、職員人件費カットなどの行財政改革だけで、福祉・医療・教育などの府民施策はまったく掲げていない。

選挙中には、大阪都について「大阪市をバラバラにはしません」「大阪市は潰しません」「24区、24色の鮮やかな大阪市に変えます」とウソでごまかし、「選挙公報」には、「教育基本条例案」については一言もふれないなど、選挙に勝つためには何でもあり、まともな政策論争をするという立場ではなかった。

また11月26日の石原都知事の応援演説では、「『政治に必要なのは独裁』だと時々乱暴なことを言うが、トップダウンは独裁ではない。独裁はさせないが独断はさせる」と独裁打消しに躍起となった。

橋下氏は、市長選挙への出馬を表明した直後の10月23日の「大阪維新の会」全体会議で、「どんなにいい政策を掲げてもシステムが変わらなければ政治は変わらない。ダブル選挙の意味は、体制の変更、新しい国づくりへの挑戦、激しい権力闘争をともなうものだ」「大阪の統治機構を変える、首相公選制の実現、の2つを選挙で問うてい

く」と発言し、全権力を「1人の指揮官」に集中させる「大阪都」による独裁政治の確立とそれを足場にした「全国進出」の野望を明らかにした。

ここには、府民・市民のくらしやいのちを守るという視点や確固とした理念は一切なく、府民の怒りや変えたいという思いを利用し、言葉巧みに大衆を動員し、ひたすら権力奪取を追求するポピュリストの姿がある。

(3) わたし考一氏の出馬中止と「橋下独裁政治ノー」の共同の広がり

11年10月29日、日本共産党大阪府委員会は、「橋下・『維新の会』によるファッショ的な独裁政治『ノー』の審判を下すため、府民の広大な共同を」の見解を発表し、大阪都や教育基本条例などの橋下氏と「大阪維新の会」のファッショ性の異常さ・重大さを指摘し、ダブル選挙での橋下・「維新の会」の勝利を許すなら「さらなる暴挙が加えられ、大阪の地方自治・民主主義は窒息させられかねない、大阪府・大阪市が反動派の拠点になるならば、日本の政治にも重大な影響を与える」として、「ファッショ的な独裁政治を許さない、大阪府民の広大な共同を、党派の垣根をこえてつくりあげよう」と訴えた。

わたし考一さんが、11月5日、「独裁政治を許さない」の立場から市長選挙出馬中止と平松市長への自主的支持を表明。「私と平松氏との得票の合計が過半数に達したとしても、相対的に橋下氏が1位となって当選することになれば、結果としてファッショ的な独裁政治の実現を許すこととなる」「平松市政の評価を変えるものではないが、独裁的なやり方を批判し、『大阪都』構想や教育基本条例に反対を表明している平松氏を独自の立場から支援する」とその理由と決意を述べた。

また、「明るい会」は、11月6日に常任幹事会声明をだし、「『独裁、政治ストップを願う広範な府民に、『知事には梅田さん』、『大阪市長は反橋下の平松さんへ』と呼びかけよう」と訴えた。

これらの動きを受け、「独裁政治を許すのかど

うか」が大きな争点となった。

「明るい会」は、「独裁3点セット（大阪都構想、職員基本条例、教育基本条例）の問題点」や「なぜ独裁政治とよぶのか」を事実で示す『明るい民主府政』を連発。自民党などの大阪市議をはじめ、商店街や町内会の会長さんなどからも「配布したいのでくれないか」との依頼があるなど、「独裁政治ノー」の世論づくりに大きな役割を果たした。

また、平松氏の街頭演説に、わたし考一さんが激励にかけつけ、かたい握手を交わす場面がマスコミで大きく報道されるなど、選挙現場での共同も広がった。

大阪労連・全労協など大阪の労働団体7団体が立場の違いをこえて、「維新の会の『独裁政治』を許さない行動をおこそう」の連名アピールを発表。共同の宣伝行動に元連合大阪市職労委員長が訴えを行い、連合大阪も「思いは同じ」とのメッセージを寄せてくるなど、労働戦線での共同も大きく進んだ。

教育基本条例案に対して、大阪府教育委員全員の「白紙撤回されなければ総辞職しかない」などの見解が発表され、大阪府立高等学校PTA協議会からは「知事の考え方だけで教育のあり方が決められてしまうのはこわい」との嘆願書がだされた。また、大阪弁護士会や日本ペンクラブの会長声明、さらには、11月17日には東京大学教授の小森陽一さんや女優の杉良太郎さんや竹下景子さんをはじめ多くの学者・文化人による「反対アピール」が出されるなど、全国から反対の声が出された。

V 「独裁政治許すな」の取り組みをさらに大きく

「明るい会」は今回の選挙について、「市長選挙において『反独裁』をかけ共にたたかう候補者が『よくする会』の独自候補ではなく、現職市長

の平松氏を支援してのたたかいに挑むという、知事選・市長選の歴史のなかで初めての決断であった。同時に、その決断は、ダブル選挙そのものが40年ぶりのことにして、府知事選挙を闘いながら大阪市長選挙において従来の立場や垣根を一挙に越えた共同の陣を組む。そのうえ選挙活動そのものは『明るい会』が唯一確認団体となり、梅田候補を先頭に『反独裁』をかかげて、ダブル選挙の論戦を担うという、かつて経験したことのない取り組み」であったとして、「むつかしさや困難にも直面した」と総括している。

今回のダブル選挙では、府民生活と要求に基づく「梅田ビジョン」を攻勢的にかかげたかったが、結果として、自民・民主両党への失望、くらしと大阪経済の閉塞打破を願う多くの府民が、「大阪都ができれば変わる」という橋下・「維新の会」の宣伝に引き寄せられ、ペテンや幻想を打ち破ることができなかった。

しかし、「独裁政治許すな」の府民共同が広がるとともに、橋下氏の当選を許したとはいえ、平松氏が前回の得票数から16万5千票増やし、52万3千票、41%の獲得につながり、「独裁ノー」がもう一つの民意であることも明らかにした。

今、橋下・「維新の会」は、ダブル選挙以降、「府市統合本部」を立ち上げ、大阪都実現の具体化や教育基本条例案、職員基本条例案の強行突破、「思想調査」などによる強権支配を図ろうとしている。また、次期総選挙を視野に「維新政治塾」を立ち上げ「全国進出」を狙っている。

「大阪都」構想では、府民のくらしや大阪の経済がよくならず、府民との矛盾が拡大することも明らかである。ダブル選挙でつくられた府民共同をさらに発展させ、独裁政治にストップをかけ、「2条例案撤回」「府民・市民要求の前進」「府政・市政の民主的転換」のたたかいをすすめよう。

(ひらい けんじ

前大阪府関係職員労働組合執行委員長)

地球を一周する若者の抗議運動 —占拠運動にみる新しい社会モデル実践の試み—

GOTO Nobuyo
後藤 宣代

I はじめに：2011年「今年の人」は「抗議する人」

米誌『タイム』は2011年12月、恒例の年末特集号で「今年の人（パーソン・オブ・ザ・イヤー）」に、アラブから全世界に広がった抗議運動を展開した「抗議する人（プロテスター）」を選んだ。『タイム』は、チュニジア、エジプトと続いた「アラブの春」が、秋になるとアメリカの「オキュパイ・ウォールストリート（ウォール街を占拠せよ）」へと展開し、2011年は「抗議のネットワーク」が地球上に張り巡らされたと分析した。そして2011年の「今年の人」に「抗議する人」を選んだことを詳細に掲載している¹⁾。

筆者は、2011年10月、アメリカ西海岸の「オキュパイ・オークランド」と「オキュパイ・サンフランシスコ」、12月および2012年2月、東海岸の「オキュパイ・ウォールストリート」を訪れた。とくに「オキュパイ・オークランド」と「オキュパイ・サンフランシスコ」には参加し、デモにも同行した。ここでは、入手した様々な資料を使いながら、アメリカにおける占拠運動について素描してみよう。

II アラブとヨーロッパにおける 若者の憤りと広場占拠

「アラブの春、ヨーロッパの憤りの夏、ウォールストリート占拠の秋、モスクワの冬」と呼ばれるように、四季にあわせて、抗議のうねりは地球を一周したので、ここでも春から見ていこう。『タイム』が出発点としているアルジェリアから飛び火したチュニジアは、「ジャスミン革命」と呼ばれる。

2010年12月17日、チュニジアの若者が警察のたかりに抗議して焼死したことをきっかけに、2011年に入ると、若者の憤りはツイッターやフェイス・ブック、ユー・チューブといったソーシャル・メディアを通じて、一気にアラブ世界へと広がり、独裁政権を次々に崩壊させていった。1月25日、エジプトでは、カイロのタハリール広場に若者が溢れかえり、ステージ舞台をつくり、テントを張ってさまざまに自己主張を始めた。こうした政治腐敗と経済格差に憤る若者の行動は、5月になるとスペインの「5月15日運動」へと展開する。

スペインは、2008年の住宅バブルの崩壊を契機に経済が一気に悪化し、失業率は2割、特に若者に至っては4割を超した。「真の民主主義を今こそ。われわれは政治家と銀行家が扱う商品ではない」と、5月15日にマドリードのプエルタ・デル・ソル広場に数万人の若者が集まり、居座り続けた。「家がない、仕事がない、年金がない、そして恐れもない」という「憤り」が抗議の引き金であったことから、みずからを「インディグナードス」（一般に「怒れる人たち」と翻訳されているが、ここでは、社会的不正義や不条理に対する抗議を強調するために、「憤る人たち」とする）、「5月15日運動」と呼んだことから、その呼び名が定着していった。そして共感が広がり、スペイン全土で600万人以上が参加したのである。

こうした「未来なき若者運動」の特徴は、民主主義を再生させる原点として古代ギリシアのアゴラ（広場）に注目し、このアゴラを、プエルタ・デル・ソル広場で実現させようと試みたことにある。さらにインターネットを駆使して、サイバー上で「国際会議」も開催した。いわばアゴラのネット版、グローバル民主主義、の試みである。

こうしたヨーロッパ・スペインでの試みは、大西洋を越えてアメリカへ伝播していく。では、この「オキュパイ・ウォールストリート」はどのように展開していったのだろうか。

III 「オキュパイ・ウォールストリート」運動への展開

この「オキュパイ・ウォールストリート」運動には指導者がいないといわれているが、「呼びかけ人」は存在している。2011年7月13日 カナダ・バンクーバーに本拠を置くラディカルな反消費主義雑誌『アドバスターーズ』が、ブログ上で、世界金融危機を引き起こした元凶、ニューヨーク証券取引所があるウォール街から「富とパワー」を取り戻そうと行動提起を呼びかけたことが発端である。

それは極めて具体的である。「9月17日にウォール街に押し寄せよう。テントを張って炊き出しをして野営しよう。平和的にバリケードを築こう。そしてウォール街を占拠しよう」、「カイロのタハリール広場をウォール街に再現しよう」というものである。その特徴はデモのような一時的なものではなく、テントティング(tenting: テントを張って野営する)という占拠方式にある。では、テントを張り、占拠して、何をするのか。「呼びかけ人」である『アドバサーズ』の発行者、カレ・ラースン本人は、運動の「初日から私の手を離れた」、占拠という直接行動の発案も「私じゃない。ウォール街よりもスペインの若者たちがデモでやってきたこと」と自己限定している²⁾。ここで改めてスペインの「5月15日運動」・「未来なき若者運動」とのつながりが確認できる。

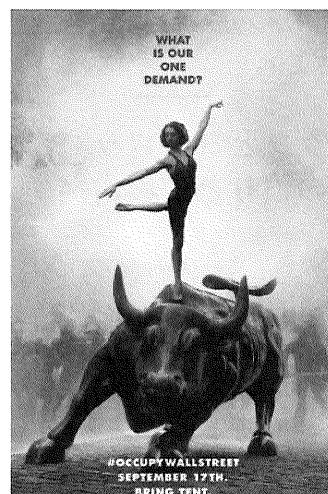
では、7月13日の呼びかけは、どのように9月の占拠へと具体化していったのか。

8月2日、ネット上の呼びかけに応じた人々が、ウォール街の象徴、ニューヨーク証券取引所を表現する「雄牛像」が据えられているボーリング・グリーン公園に集まり、企画会議を開いた。ここで、スローガンは「我々が99%」、「ウォール街

を占拠せよ」と決まる。因みに、ポスターは、最初の呼びかけ時から掲示されている。女性ダンサーが「雄牛像」の上で、颯爽と踊るもので、その意図は暴れまわる「雄牛像」に象徴されるウォール街を、若い女性が軽やかに制御するかのようである(ポスター参照、なおこのポスターはネット上からの借用である)。その後、2011年の抗議運動の象徴ともなった感がある「我々が99%」というスローガンは、気鋭の文化人類学者でアクティビストのディヴィッド・グレーバーが、考案したものである。ちなみに『タイム』は、恒例の年末特集号に先立つ10月にも、占拠運動を特集している。それによれば、運動のカタリスト(catalyst: 触発者)には、カレ・ラースン、ディヴィッド・グレーバーに加え、ヨータン・マーロン、カイリー・デドリックの4人が存在する³⁾と言っている。

8月の企画会議のあり方そのものに、その後の占拠運動を貫く原理が存在している。それこそは「ゼネラル・アセンブリー」(総会: 直接民主主義による合意形成方式)である。この方式が知られるようになったのは、1999年、シアトルで開催された世界貿易機関(WTO)閣僚会議に反対する「シアトルの闘い」を通してであった。

そして、いよいよ9月17日の当日を迎える。ズッコティ公園には、なんと2000人がテント



9月ウォール街占拠を呼びかけるポスター

を持参し、集まって来たのである。ここは、ワールド・トレード・センター跡地の南東、すぐ隣にはイサム・ノグチの「レッド・キューブ」像があり、テニス・コート10面ほどの小さな公園。リバティ公園とも呼ばれている。集まった人々は、自主的にいくつかの仕事を分担するワーキンググループ（メディア班、食糧班、清掃班など）に参加する。こうした形で、広場のなかで日常生活が持続していく。発信メディアはネットだけではなく、紙媒体もある。とうとう『ウォール・ストリート・ジャーナル』をもじって、『オキュパイド・ウォール・ストリート・ジャーナル（占拠されたウォール・ストリート・ジャーナル）』と、新聞まで「占拠」した形で、無料発行されている。「いま、あなたにできること」欄には占拠や自主学習の仕方を伝えたり、応援に駆けつけた著名人の発言も掲載されている。例えば、大きな反響を呼んだ、カナダ在住のジャーナリスト、『ショック・ドクトリン』の著者、ナオミ・クラインの応援演説「世界で今いちばん重要なこと」も掲載されている⁴⁾。

このように見てみると、「ゼネラル・アセンブリー」という新しい原理に基づく、新しい日常生活の試み、いわば「生活革命」といってよい。広場という都市空間の視点から見れば、「都市革命」を試みたといえる。

スペインの「5月15日運動」から5ヵ月後の10月15日には、「グローバル・オキュペーション」が呼びかけられ、82カ国1000ヶ所で行動が行われた。

IV 「グローバル・オキュペーション」のコミュニケーション

「グローバル・オキュペーション（地球を占拠せよ）」は、「99%へのコミュニケーション」として、次のように呼びかけられた。以下、地球的規模で起こった抗議運動の背景や、3・11フクシマにも言及されているので、全文紹介しておこう。

「ここ最近の金融界／政治界のエンドゲームが限界に達するのと同時に、われわれは北アフリカ、中近東の革命、そしてヨーロッパや南米の反乱を目撃してきた。その間、極東では『福島3.11』が生起し、地球上の全生命活動にとっての終末的段階を示してきている。また今や合衆国全土にわたり、ニューヨークやその他無数の都市において人々による占拠（オキュペーション）が進行している。われわれは大衆蜂起と終末的危機、つまり地球的内戦の時局にある。

こうした状況下で、10月15日地球的占拠行動（グローバル・オキュペーション）の呼びかけが、アフリカからヨーロッパへ、アメリカからアジアへ、駆け抜けている。われわれはこの趨勢と一体である。われわれはそれぞれの場所で異なった道を歩んでいるが、衝突するときは一緒だ。共に一斉に衝突することによって、われらの敵つまり『1%』は、その姿を一つの肢体として露わにするだろう。制服を身にまとい、統制しようとする全てのやからを露わにするだろう。

99%とは誰か？それはわれわれ、共通財（コモン）を、つまり環境や資源そして自らの労働と心と身体を奪われ、その代わりに共通の終りを、つまり負債と隸属と放射能を押しつけられた者たちである。そしてわれわれは、革命と死の瀬戸際にある。われわれは、名前も顔もなく、傷つき怒る地球である。だから、強奪者たちと強制者たち—グローバル資本主義、国家権力、地球的警察機構—の不正に対して、最後の声を共鳴させ始めたのだ。われわれの現前が、あらゆる場所に亀裂を走らせるだろう。

われわれにとって、共通の行動様式とは占拠にある。われわれはすべてを占拠する。つまりわれわれは奪われた全てのコモンを再び奪取するのだ。自然資源から知から生産物から時空間にいたるまで、われわれは全てを占拠する。占拠という行為は、われわれ相互の

NEWSを読み解く

コミュニケーションであり団結であり、二度と今までの日常に戻ることを要しない。

それはわれわれの反乱の総合体であり、抵抗の集合体である。

10月15日、全てを占拠しよう。地球上の何処にいようとも、われわれは多様に異なる奪われたコモンに囲まれている。われわれもまたその一部分なのだ。だからこそ、われわれは自ら占拠をすることから始めねばならない。

その時は、今だ！

2011年10月5日」⁵⁾

「99%」の主体とは誰のことか、いろいろ議論のあるところであるが、このコミュニケには、明確な規定があり、まさに歴史的文章と言ってよいであろう。

V 「オキュパイ」運動のアメリカ西海岸見聞記

冒頭で述べたように、筆者は、アメリカ西海岸を訪問する機会があった。以下、具体的にレポートしてみよう。10月26日、サンフランシスコに到着するやいなや、隣市のオークランドの「オキュパイ・オークランド」現場で、若者たちが

オークランド市警によって殴打され、催涙弾を浴びる事件を知った。若者の一人はイラクからの帰還兵で、瀕死の重傷を負っている。これに怒った若者たちで占拠現場は騒然としている。10月28日、映画監督のマイケル・ムーアがオークランドに応援に駆けつけてくるというので、筆者も駆けつけることにした。

占拠現場は、オークランド市庁舎前の広場。炊き出しの行列に並べば誰でも無料で食事にありつける。筆者もご馳走になった。野菜や果物も豊富で、しかも美味しい。まるで青空レストラン。即興創作のポスターや版画がその場で制作され、展示され、無料で配布される。まるで野外ギャラリー。夕方になると「ゼネラル・アセンブリー」が始まる。市庁舎は古代ギリシアの野外円形劇場のような設計で、その前の広場で開催される「ゼネラル・アセンブリー」は、文字通りギリシアのアゴラ（広場）の再現。あのスペインの若者たちが試みたアゴラがここにもある。「明日はサンフランシスコで会おう」との呼びかけ文で、サンフランシスコでのデモを知り、参加することに決める。

10月29日、カリフォルニアの抜けるような青空の下、「オキュパイ・サンフランシスコ」の現場である公園から、金融街を通り、ユニオン・スクエアまでのデモ行進に参加する。「1%の富裕層



アーティストらによるオキュパイ・サンフランシスコの様子（筆者撮影）

が富と政治を独占している」、「我々が99%」、「我々がサンフランシスコ」といったシュプレヒコールがビル街にとどろく。「一緒に参加しよう」の呼び声に、人々が加わり、隊列はいよいよ溢れかえり、数千人に膨れ上がった。仮装しダンスを踊る若者（10頁の写真参照）、乳母車を引く若い母親、太鼓を叩く子どもたち、全裸の男性、「ボクも99%とともに」のゼッケンをつけた犬。肌の色もさまざま、多くは自発的な老若男女の個人。環境保護団体のシエラ・クラブ、看護師労働組合、反戦団体、社会主義者グループなど組織的なプラカードも目立つ。とくに仮面をつけた若者が多かったが、それには理由がある。16世紀イングランドの英雄、ガイ・フォークスがかぶっていたといわれているもので、いまや「オキュパイ」運動やインターネットのハッカーたちの象徴であり、「抵抗と匿名の国際的シンボル」とされている（本誌の表紙写真参照）。

「常春（どこはる）」といわれるサンフランシスコの占拠現場は、ウォール街の凍てつく寒さを思えば、のどかで陽気である。60年代のベトナム反戦や公民権運動、70年代の同性婚や環境保護運動、最近では反戦平和の女性団体コード・ピンクや草の根環境団体「グリーン・フェスティバル」主催で著名なNGO「グリーン・アメリカ」や「グローバル・エクスチェンジ」が群出する、社会運動の盛んなサンフランシスコだけあって、まるで60年代のヒッピーの現代版のようにも感じられる。この占拠会場の公園では、「市場経済ではなくギフト・エコノミーを」というスローガンが掲げてあったり、音楽を演奏したり、ゲームを楽しんでいる人もいる。もちろん「ゼネラル・アセンブリー」が開催され、メディア班、食糧班、清掃班など自発的に小グループを作り、日常生活を維持管理している。1日のスケジュールは、ダンボールの切れ端に記載されており、これを見て、好きな時間に好きな仕事に誰でも参加できる。

これに対し、オークランドの占拠現場は、衛生

問題を楯にして、オークランド市警による強制撤去が事前に報道されており、11月初旬、一斉撤去が行われたが、テントのなかは「蛻（もぬけ）のカラ」で、テントだけが警官によって片付けられていった。「オキュパイ・オークランド」運動は、11月2日にゼネラル・ストライキ、湾岸ドックの占拠を行うことをすでに決定していた。オークランドは今後とも目が離せない。

VI おわりに：2012年「春には花が咲くよ」

「オキュパイ」運動の発端地ニューヨークでは、11月に衛生問題を理由にニューヨーク市警が強制排除を行なった。2012年2月、現地を訪ねてみると、凍てつくズッコティ広場には、数人がチラシやパンフレットを道行く人々に配布していた。排除された人々は、すぐ近くのアメリカ金融博物館隣りのビル（1階にはオープン・スペース、公共空間があり、誰でも利用できる）に移動していた。そこは大変暖かく、トイレも清潔で誰でも自由に使える。「ニューヨーク市ゼネラル・アセンブリー」発行の『ニューヨーク占拠宣言』（第2版）は、次のように結んでいる。

「秋に種を蒔いたから、春には花が咲くよ」。若者による「憤り」から始まり、広場の占拠運動という形で始まった「生活革命」、「都市革命」は、2012年、どんな花を咲かすことになるのか、今後が注目される。

注

- 1) *Time*, December 26, 2011/January 2, 2012.
- 2) 『朝日新聞』（2012年1月1日付）。
- 3) *Time*, October 31, 2011.
- 4) *The Occupied Wall Street Journal*, Issue 2, October 8, 2011. なお、ナオミ・クラインの応援演説は、『世界』（2011年12月号）に翻訳されている。
- 5) <http://www.jfissures.org/2011/10/10/communiqué-for-the-99/> (アクセス日は2011年10月12日)。

(ごとう のぶよ

所員 福島県立医科大学〔非常勤〕)

ユーロ危機と 現代国際通貨体制

—論点整理への1つの準備—

現下のユーロ危機については種々の角度から論じうるが、小論¹⁾では現代国際通貨体制の視点から、今後詳細に分析していくための論点整理をおおまかにではあれ、行なっておきたい。

OKUDA Hiroshi
奥田 宏司

I ユーロ体制の成立とユーロ危機

(1) 「ユーロ体制」の成立

1999年にユーロが登場して以後、2000年代の早い時期にロシアを除くほぼヨーロッパ全域において、ユーロは為替媒介通貨機能をもつようになった。ユーロは1990年代のマルクの為替媒介通貨機能を西ヨーロッパで引き継ぐとともに、外延的に中東欧にも及び、ロシア以外のほぼ全ヨーロッパに広がった。紙幅の関係で詳しい表は掲載できないので²⁾、ここではチェコ外為市場のみを示しておこう（第1表）。チェコ市場の直物取引ではチェコ・コロナの取引は対ユーロが対ドルを上回っている。直物取引では、ロシアを除く大陸の市場ではユーロがドルを上回って為替媒介通貨となっている。また、スワップ取引でもユーロはドルに迫ってきている³⁾。

さらに、ユーロは非ユーロ欧洲諸国において、基準通貨、介入通貨、準備通貨としての国際通貨諸機能を併せもつようになっている。ここでも紙幅の関係でチェコ・コロナの対ユーロ相場、対ドル相場の推移のみを示しておこう（第2表）。対ユーロ相場の変動幅の方が小さく、通貨統合間も

ない2000年代前半期にユーロが基準通貨になっていることが知れる。また、欧洲各国の外貨準備

第1表 チェコ市場¹⁾ (2010年4月中の1日平均)
(100万ドル)

	直物	スワップ
ユーロ / チェコ・コロナ	487	1242
ドル / チェコ・コロナ	213	1705
ドル / ユーロ	226	907
ドル / 円	12	8
ユーロ / 円	40	1
ドル / ポンド	6	10
ユーロ / ポンド	9	10
ユーロ / その他 ²⁾	87	119
ドル / その他 ³⁾	15	42
総計	1126	4096

注1) 原表は4月中の取引。一日平均に換算（営業日数は21日）

注2) ドル、チェコ・コロナ、円、ポンド、イスラエル・ペソ、カナダ・ドル、オーストラリア・ドル、スウェーデン・クローナを除く。

注3) ユーロ、チェコ・コロナ、円、ポンド、イスラエル・ペソ、カナダ・ドル、オーストラリア・ドル、南アフリカ・ランドを除く、スウェーデン・クローナはゼロ。

出所：Czech National Bank, *Triennial Central Bank Survey of Foreign Exchange and Derivatives Market Activity (2010)*, 1 Sep. 2010, Table A1 ~ A3 より。

第2表 チェコ・コロナの対ユーロ、対ドル直物相場の最安値と最高値¹⁾（チェコ・コロナ）

	1999年		2000年		2001年		2002年		2003年		2004年	
	ユーロ	ドル										
①チェコ・コロナの最安値	37.989	35.630	36.555	41.125	35.139	39.777	32.078	36.539	32.354	29.653	32.984	27.117
②チェコ・コロナの最高値	36.054	30.656	34.817	35.450	32.592	36.475	29.749	29.959	31.391	26.320	30.647	22.870
③ ①-②	1.935	4.974	1.738	5.675	2.547	3.302	2.329	6.580	0.963	3.333	2.337	4.247

注1) 月平均相場の最安値と最高値

出所：Czech National Bank より (http://www.cnb.cz/cnbeng/kurzy.k_prum_eng?mena=EUR および USD)

に占めるユーロの比率をみると（第3表）、非ユーロEU全体では70%前後になっている。

以上のように、ユーロは2000年代の早期にヨーロッパにおいて基軸通貨としての地位を確保するようになった。また、そのユーロでもってほぼヨーロッパ全域において国際信用連鎖が形成されてきている。第1図をみられたい。ユーロ地域の各国が発行した債務証券は自国と他のユーロ諸国によって保有されていることがわかる。しかも、ポルトガル、アイルランド、ギリシャなどが発行した債券は半分以上が他のユーロ諸国によって保有されていることが知れる。また、非ユーロEU諸国の外貨借入残高に占めるユーロの比率が高いことが第4表によって知れる。ヨーロッパ地域においてユーロ建の国際信用連鎖が形成されてきているのである。つまり、ユーロが基軸通貨としての地

位を確保し、ユーロ建の国際信用連鎖が形成されており、ユーロ体制が成立してきているのである。さらに、欧州中央銀行（ECB）はそのユーロ体制を維持すべく機能している。とはいって、ユーロ体制がドル体制と異なるのは、ドルがアメリカの通貨であるのに対して、ユーロは諸国民経済が残存したうえでの統合通貨であるということである。このことの意義については次節で述べよう。

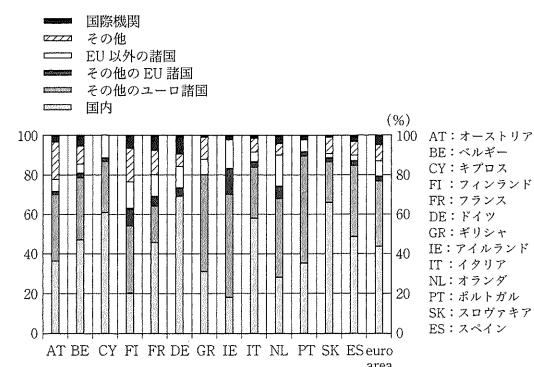
また、ユーロ体制の下でのヨーロッパ各国はユーロ地域を中心にいくつかの層から成り立っている。ユーロ体制下のヨーロッパ諸国はいくつかの地域に区分して考察を加えることが必要である。第1はユーロ地域であるが、その域内においてもユーロ債権をもつ国とユーロ債務をもつ国とに分離してきている。さらに、第2図に示されているようにユーロ域外のヨーロッパ各国は3つの

第3表 非ユーロ・EU諸国の外貨準備に占めるユーロの比率 (%)

	2006年	2009年	2010年
非ユーロ・EU諸国	...	70.1	67.15
ブルガリア	99.4
チェコ	55.3	64.1	54.5
ラトヴィア	46.4	63.1	58.3
リトニア	100.0	90.8	92.1
ポーランド	40.0	36.7	35.4
ルーマニア	68.8	61.5	59.1
スウェーデン	50.0	48.1	50.0
イギリス	66.8	63.3	59.0

出所：ECB, *The International Role of the Euro*, July

2011, p.S4 より。

第1図 ユーロ地域各國の発行の債務証券の保有状況
(2009年末残高)

出所：Ibid., July 2011, p. 24.

第4表 各国のユーロ建借入残高の比率

	総借入残高 ¹⁾ (100万ユーロ)		総借入残高に占める ユーロ建の比率(%)		外貨借入残高に占める ユーロ建の比率(%)	
	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年
(1) 非ユーロ EU 諸国						
ブルガリア	14,730	15,605	56.5	59.2	96.8	96.8
チェコ	5,678	5,962	7.9	7.6	90.9	92.8
デンマーク	53,889	58,234	11.0	11.7	73.8	78.2
ラトヴィア	16,984	15,610	89.1	89.3	96.9	96.9
リトアニア	12,790	12,332	69.5	71.8	95.8	96.6
ハンガリー	15,742	15,355	24.6	23.8	38.3	37.2
ポーランド	12,886	15,877	7.9	8.7	25.1	26.8
ルーマニア	24,526	26,774	52.0	54.5	86.5	86.4
スウェーデン	7,590	7,068	1.9	1.5	41.0	38.9
イギリス	230,440	258,758	8.2	8.8	46.2	47.8
(2) その他諸国						
アルバニア	1,939	2,082	54.1	55.6	83.1	82.8
ボスニア＝ヘルツェゴビナ	4,932	5,292	68.4	71.0	93.2	93.5
クロアチア	19,851	21,224	57.7	57.9	79.0	78.5
マケドニア	604	766	20.8	24.9	95.2	98.1
イスラエル	3,518	3,322	3.0	2.3	20.2	17.3
モルドバ	355	404	28.0	25.7	57.5	55.2
南アフリカ	1,043	2,524	0.5	1.0	6.9	14.1
スイス	2,6002	28,921	3.7	3.4	24.4	22.7
トルコ	38,081	51,272	20.8	20.0	65.5	63.0

注：1) 各国における国内借入、自国通貨借入を含む。

出所：*Ibid.*, July 2011, p.S17.

グループに区分することが可能である。この図には、GDPに対する自国通貨借入比率と外貨（大部分がユーロ）借入比率を示したものである。A グループは自国通貨比率が20%前後、外貨比率が70%を超える、「ユーロ化」している諸国、B グループはチェコ、スロヴァキア、ポーランドなどの外貨（ユーロ）借入比率が10%未満になっている諸国、C グループはその中間のブルガリア、ハンガリーなどの諸国である。

したがって、ヨーロッパのほぼ全域がユーロ体制下にあるといつても、以上のような各グループによってユーロ危機の現出の様相は異なる。とくに、ギリシャ、ポルトガル等のユーロ域内の危機と、上述のユーロ域外のB、C グループの危機は区別して考える必要があろう。まず、前者から

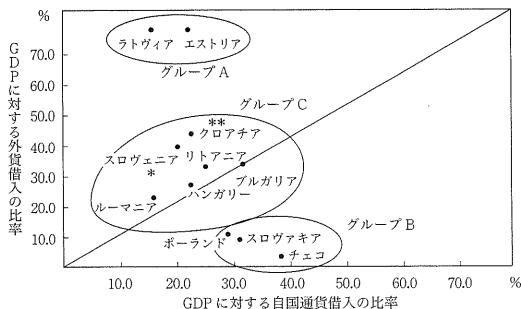
みていく。

(2) ユーロ地域のインバランス形成要因

ユーロの登場によって域内における多様な国民経済をもつ諸国がそろって基軸通貨国になった。しかし、通貨統合によってユーロ域内においてインバランスが形成されやすい環境が形成された。主要には以下の諸点が指摘できる。

第1にユーロ相場は、通貨統合が実現されなかった場合に想定されるマルク、ギルダー相場などよりも安く、リラ、ペセタ、ドラクマなどの相場よりも高く推移したと考えられる。したがって、ドイツ、オランダなどはユーロ域外への貿易に有利、イタリア、スペイン、ギリシャなどは不利な状況におかれたと考えられる。また、イタリ

第2図 自国通貨借入と外貨借入のGDPに対する比率
(2007年)



注：* 2006年、** 2007年第3四半期。

出所：C.B.Rosenberg and M. Tirpák, *Determinants of Foreign Currency Borrowing in the New Member States of the EU*. July 2008. p. 5. IMF Working Paper, wp/08/173.

ア、スペイン等は通貨統合に参加したために、自国通貨の相場を切り下すことにより、対ドイツ、オランダなどに対する貿易赤字を解消することができなくなった。以上のことからドイツ、オランダなどの経常黒字とイタリア、スペインなどの経常赤字が常態化しやすい状況になった。

第2に通貨統合によってユーロ地域の諸国間ににおいては資本取引はまったくの自由になり、為替リスクもなくなった。ドイツ、フランス等から大量の資金がイタリア、スペイン、ギリシャ等へ流入する環境ができあがったのである。これはアジア通貨危機前の ASEAN の対外金融取引の「自由化」と事実上のドル・ペッグ制に相当するか、それ以上の効果をもつものとなった。

第3に通貨統合によって短期金利は統一化される（ECBの統一金利政策と短期市場の統合化）が、長期金利は各国の経済格差により差異が発生した。これと上に述べたように資本取引規制が完全になくなること、為替リスクがなくなることによりドイツ、フランス等からイタリア、スペイン、ギリシャ等への資金移動が活発化し、イタリア、スペイン、ギリシャなどにおいてバブル的事象が発生する事態となった。

第4に、さらに重要なこととしてユーロ諸国間においては「ユーロ建総合収支赤字」は最終的に

決済されないことになった。それはユーロ建決済制度（TARGET）のゆえである。ユーロの通貨統合にはユーロの統一的決済制度の設立が不可避であるが、このことは一般的には触れられることが多い。しかし、ユーロの通貨統合を考察する際に抜かしてはならない論点である⁴⁾。

ユーロの通貨統合に伴い TARGET が創設されることによってユーロ建決済は、以前のコルレス口座間、本支店口座間の決済に代わって⁵⁾、各銀行は「中央銀行預け金」を使ってユーロ決済するようになる。それによりユーロ域内各国間の経常収支と資本収支を合わせた最終的決済の結果（「総合収支」の赤字、黒字）は、ECB を仲介とする中央銀行間の債権、債務の形成（TARGET Balances）になっていく。通常はユーロ建経常赤字が形成された諸国はユーロ資金の取り入れとなつてユーロ建資本収支は黒字になり、TARGET Balances は均衡されていく。つまり、ユーロ建赤字の「自動的ファイナンス」がビルトインされている。ところが、アイルランド、ギリシャなどの財政危機が明るみになって以後、それらの諸国がユーロで経常赤字を記録しても、他のユーロ諸国からそれらの諸国への投資、銀行間の短資融通が進行せず、逆に資本逃避が起こり「総合収支赤字」が膨張しても、それは中央銀行間の TARGET Balances の累積に帰結していく（第5表）。これが、ギリシャなどの国債のデフォルトの危険性は存在するが、国際収支危機に陥ることではなく、したがつて通貨危機も生じない理由である。

ドイツ、ルクセンブルグなどの中央銀行には TARGET Balances としての債権が累積されていくが、それは決済されないから TARGET Balances を他の形態の債権に転換し、しかも、債務国の改善策を迫つていける支援策を打ち出さざるを得なくなる。「欧洲金融安定ファシリティ（EFSF）」、「欧洲安定メカニズム（ESM）」などである。

以上、ユーロ域内における4つのインバランス形成要因をみてきたが、スペイン、ギリシャ、ポ

第5表 ドイツ・ブンデス銀行のTARGET Balances¹⁾ (単位: 億ユーロ)

1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010.9
397	66	174	185	180	208	428	183	841	1287	1899	3220

注1) : ブンデス銀行のユーロシステム内におけるクロスボーダー債権。年末、月末。

出所: Deutsche Bundesbank, *Monthly Report*, Oct. 2010, External position of the Bundesbank in the euro area (p.73) より。

ルトガルなどの諸国にとっては、ユーロへの参加がドイツ、フランスなどの他のユーロ諸国から低利での大量的ユーロ資金を取り入れるきっかけとなった。そのことが2000年代前半期のそれら諸国の経済成長を可能にしたのである。それはアジアNIEsが1980年代末から90年代前半にかけての対外資本取引の「自由化」によって大量の外国資金が流入してきて「東アジアの奇跡」を招来させたのと基本的には同じである。また、東アジア通貨危機の際に問われた「構造問題」がギリシャ、スペイン、ポルトガルなどにも存在しているであろう。

しかし、ユーロ体制下にある非ユーロ中東欧諸国には、上に記した4つの要因は基本的には存在しない。ユーロに参加しないEU諸国にもTARGET2への参加は認められているが、TARGET Balancesの形成(債務)は認められていない⁶⁾。そのため、ユーロ建の「総合収支赤字」も自動的にファイナンスされることなく、国際収支への制約が存在する。つまり、為替相場の下落=通貨危機のリスクが存在するゆえに一定の自己抑制が働く。また、金利政策の「独自性」がなお存在している。

非ユーロ中東欧諸国のうち数カ国は将来のユーロ加盟を目指してERMⅡに参加している。これ

第6表 ポーランド国際収支表
(単位: 100万ズロティ)

	2010年		2011年
	11月	10月	11月
経常収支	-10,664	-6,742	-4,589
投資収支	10,842	1,884	-2,579
その他投資	12,806	-1,333	-4,071
誤差脱漏	-1,695	-1,513	2,731
外資準備	1,074	839	3,832

出所: ポーランド中央銀行より

により、これら諸国の通貨は対ユーロで相場変動が一定枠(上下15%)にとどめられるよう制約が課せられる。つまり、国際収支上の「管理」が求められる。しかし、経常収支の悪化、資本の逃避が進めばこれら諸国の危機は国際収支危機となって現われるし、為替相場の急落となって通貨危機となりうる。ここではポーランドの国際収支表(第6表)を示しておこう。2011年11月の経常赤字はいく分減少しているが、投資収支の赤字が生まれ、その中心が「その他投資」(銀行部門)の41億ズロティの赤字(資本逃避)となっている。そのため外貨準備の減(38億ズロティ)となつていて、為替相場は下落していく(ズロティの対ユーロ相場は2011年1月の3.8969ズロティから12月の4.4766ズロティへ⁷⁾)。このまま資本逃避が進めば通貨危機となろうが、ポーランド・ズロティの下落は、経常赤字の改善に貢献することにはなろう。

(3) ユーロ体制の今後——ギリシャなどがユーロから「離脱」した場合

現在、ユーロをめぐる状況は非常に厳しい。ギリシャなどがユーロから離脱することもありえないことではない。その場合、ユーロ体制はどうになっていくのであろうか。結論から先に言えば、ユーロ体制は体制としては存続するであろう。

というのは、ギリシャなどがユーロから「離脱」し⁸⁾、ユーロがドイツ、フランス、オランダ、ルクセンブルグなどの諸国に限定されたものとなつても、それはユーロの破綻にはならないからである。それはユーロの「マルク化」であり、そのユーロはより強い通貨になろう。その場合、ギリシャ、スペインなどの周辺諸国はそのユーロ

を為替媒介通貨、基準通貨、準備通貨として利用せざるを得ない。したがって、ユーロは基軸通貨のままである。また、そのユーロでロシアを除く中東欧も含めて国際信用連鎖が形成され続けるだろう。したがって、ユーロ体制は存続することになろう。もちろん、このことはユーロ体制下にあるヨーロッパ諸国において財政危機、金融危機、通貨危機が生じないということではない。

ギリシャがユーロから離脱した場合、TARGETによるギリシャの「総合収支赤字」のファイナンス機構は消滅し国際収支危機が現われ、ギリシャ通貨（ドラクマ）は急落し、通貨危機が一挙に表面化する。それは経常赤字の改善には役立つにしてもギリシャへの投資はほとんどなくなり、内発的な緊縮政策であっても厳しいものにならざるを得ない。それは、中東欧にも影響を及ぼすであろう。この3月以降次々とギリシャ国債の満期を迎えるが予断を許さない。

II アメリカへの波及とドル体制の状況

(1) 欧州危機の米金融機関への影響

それでは、欧洲危機のアメリカへの波及はどうであろうか。とくに注目されているのが、CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）と MMMF（マネーマーケット・ミューチュアル・ファンド）である。前者は証券などの信用保証であるが、リーマン・ショックの際、AIG が破綻したのも CDS によるものであった。現在、米金融機関が CDS のイクスピッシャーをどれ程もっているかについては正確な情報が得られない。しかし、米銀が南欧の国債などの支払い保証を行なっている額は、少なくとも 1 兆 6000 億ドルともみなされている⁹⁾。また、MMMF（マネーマーケット・ミューチュアル・ファンド）は市場型短期証券に運用される投資信託であるが、米銀の重要な資金調達源となっている。この投資信託の運用が欧洲の銀行が発行する短期証券であることから、欧洲の金融不安により米銀の資金調達が難し

くなるのではないかと考えられている¹⁰⁾。そのような状況の中で、JPモルガンは PIIGSへの投融資で最大 50 億ドルの損失を出すとの情報が伝わっている¹¹⁾。

今のところ、欧洲危機のアメリカへの波及は限定的であるが、米政府、FRB の対応力が落ちており¹²⁾、以下に述べる事態と関連してドル体制への不安材料は尽きない。

(2) 今後のドル体制について¹³⁾

第1に、米経常収支赤字は 06 年の 8000 億ドルから 09 年には半分以下に減少したが、10 年は 4700 億ドルにのぼって、それ以後もこの水準が維持されている。経常収支赤字が不況においても一定額以下に減少しないのである。海外からの輸入に依存しなければならない国内経済構造が形成されているからであろう。したがって、米経常赤字のファイナンス問題は引き続き残る。リーマン・ショック直前にそのファイナンスを担ったのがオイルマネーと中国であるが、その両地域が米へのファイナンスを続けるかどうか。オイルマネーの還流がどうなるか、中国がその経常黒字でもってドル準備を増やし続けるかどうかである。

第2は、米の財政問題である。2011 年 7 月から 8 月はじめにかけて米国債のデフォルトの危機が生じた。政府債務残高が法定上限に達したのである。8 月 2 日に「財政管理法」が成立して上限が引き上げられたが、米国債の格付けが引き下げられた。また、厳しい歳出抑制が定められ、奥巴马大統領は 2013 年までに財政赤字を半減することを 11 月の G20 で公約した。この緊縮財政がそのまま実施されると米経済の成長が失速するだろうし、今年秋の大統領選挙、「ブッシュ減税」の延長によって財政緊縮があいまいにされると、米国債のデフォルトの危険性の再来ともなりかねない¹⁴⁾。

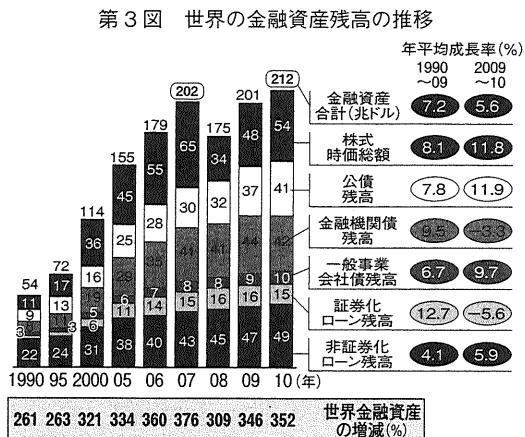
米国債の格付けの引き下げは、米国債で大量のドル準備を保有している中国のドル体制へのスタンスにどのような影響を及ぼすだろうか。ドル体制への見直しが進むだろうし、米経常赤字ファイ

ナンスへの役割の低下が考えられる。

第3は新興諸国、途上国への投資の引き揚げである。ドイツ、フランスなどがギリシャ、スペインなどへの支援策に追われ、また、アメリカの経常赤字のファイナンスが厳しくなれば、欧米から新興諸国、途上国への投資は減少し、場合によっては投資の引き揚げも生じる可能性がある。これはヨーロッパの緊縮政策、アメリカの財政赤字削減に伴うこれら地域への新興諸国からの輸出減とも重なり、新興諸国の成長率の鈍化=「デカップリング論」の行き詰まりになることも考えられる。

III 終わりに —「国際過剰資本」の滞留—

2007年のサブプライム・ローン問題の顕在化、08年のリーマン・ショックによって諸金融資産価格の急落が生じ、一部に「信用崩壊」が発生した。にもかかわらず、世界の金融資産残高はほとんど減少していない(第3図)。FRB、米政府などによる金融機関支援策が、リーマン・ショック時に破壊された金融資産の額を上回る額にのぼつ



注：1. データは79カ国サンプルに基づく。数字は各期間の年末値、2010年の為替レートにて計算

2. 世界の金融資産の増減は世界の負債総額・株式時価総額の対世界名目GDP比率

3. 四捨五入の関係で数字の合計は必ずしも一致しない

出所：『エコノミスト』2012年1月10日、季立栄論稿、36ページ、ただし原資料はMcKinsey Global Institute

たからである。

おそらく、現下の欧洲諸政府の国債価格の下落に加え、その影響で金融機関等が保有している債券価格の「価格破壊」が進行しても、ECB、諸政府の支援策によって資金が供与され、それは現実資本に転化せず、国際過剰資本は減少しないまま国際的な諸金融市场に滞留し、一時的には短期的利益を求めて米株式市場、原油などの一次产品市場、為替市場へ流れ込み、少しでも有利な投資先が出てくれれば、大量の資金がそこへ向かい次の新たなバブル現象を引き起こす可能性があろう¹⁵⁾。

注

- 1) 今年の1月28日に「ヨーロッパ金融危機と世界経済」と題して立命館大学で行なわれた基礎経済科学研究所の現代資本主義研究会に提出した筆者のレジメ「現代国際通貨体制とユーロ危機」をもとに作成したものである。
- 2) 詳しくは、拙書『現代国際通貨体制』日本経済評論社、2012年、第5章参照。
- 3) 2000年代前半には、スワップ取引ではドル取引がユーロ取引を圧倒的に上回っていた(奥田、神澤編『現代国際金融 第2版』法律文化社、2010年、第2章参照)。
- 4) 前掲拙書『現代国際通貨体制』、第6章参照。
- 5) 現実的には、コルレス口座、本支店口座を使う決済も一部は残っているし、TARGET以外のネット決済制度も存在するが、ユーロ域内の国際間決済の大部分はTARGETが使われている。なお、2008年までイギリス、スウェーデンなどのユーロに参加しなかったEU諸国もTARGETを使ったユーロ決済が認められたが、それらの中央銀行によるユーロ流動性の供給はその日を超えないものとされた(同上書、参照)。
- 6) 前注のようにユーロに参加しないEU諸国の中央銀行が供与するユーロ建流動性は「日中流動性」に限られ、翌日に伸ばされることは許されない。このために、TARGET Balancesの債務形成は生まれない(詳しくは、同上書、参照)。
- 7) ポーランド中央銀行のホームページより。
- 8) ギリシャ等がユーロから「除名」されれば、ドイツ等のTARGET Balancesの債権はECBに対する債権とされているが、それを回収できない可能性が残る。
- 9) 『エコノミスト』2011年12月13日、13~14頁、12月20日、34頁。
- 10) 『エコノミスト』2012年12月20日、齊藤満氏の論稿、34~35頁。

- 11) <http://jp.reuters.com/articlePrint?articleId=JPTYE80F00M20120116> (2012年1月16日)
- 12) 前掲、斎藤満氏の論稿、35頁。
- 13) 紙幅の関係でごく簡潔に記す。
- 14) 『エコノミスト』2012年1月10日、小野亮氏の論稿、33頁参照。
- 15) 最後に日本の経常収支の通貨区分とその円高への影響について述べるつもりであったが紙幅を超えてしまった。別の機会に述べたい。以下、ごく簡単に指摘しておこう。2011年に日本の貿易収支は赤字（所得収支黒字の結果、経常収支は黒字）になった。その通貨別区分は、ドル建のかなりの赤字、円建のかなりの

黒字、ユーロ建黒字。また、所得収支黒字の通貨区分は、対外投資残高から推測して黒字の約50%はドル建、約5%が円建、ユーロ建・その他通貨建が45%である（06年、07年の所得収支については、拙稿「ドル建貿易赤字、投資収益収支黒字、「その他投資」の増大」『立命館国際研究』21巻3号、2009年3月参照、ホームページよりダウンロードが可能）。その結果、経常収支ではドル建収支はゼロに近く、黒字のほとんどは円建で、ユーロ建・その他通貨建もかなりの黒字である。

(おくだ ひろし 所員 立命館大学)

金融の投機化と 欧州債務問題



IWAHASHI Akihiro
岩橋 昭廣

欧州債務問題は「欧州金融危機」と表現されるように、すぐれて金融的現象でもある。現代資本主義経済が「金融化」・「金融投機化」するなかで、国家債務である国債もその投機の対象となっている。その過程でソブリンCDSが新たに注目されている。

I はじめに

ギリシャ等の欧州債務問題が、EU結成当時からの加盟国経済の不均衡（いわゆる「南北問題」）という実体経済の問題であると同時に、当該諸国の財政規律を失った「放漫財政」に起因することは一般に指摘される通りであろう。しかし、欧州債務問題が「欧州金融危機」と表現されるように、現代資本主義における金融の変質（経済の金融化、金融の投機化）がもたらした構造的问题であることも確かである。

ギリシャ等の国家債務問題は、「ユーロ圏の国家債務＝国債は必ず守られる」という金融機関の「思惑」のなかで、大量の国債が発行・消化され、その結果、財政赤字は拡大し、格付けの低い国債を投機対象として保有する金融機関の経営不安をもたらした。こうした事態は、金融の投機化が国家債務である国債という金融商品をも対象にするようになったことを示している。

リーマンショックで明らかになったように、サブプライムローンという極めてリスクの高い債権が、証券化されることによって「安全な金融商品」として取引され、その膨張を支えたのはクレ

ジット・デフォルト・スワップ（CDS）という一種の金融保険であった。リーマンショック後、この民間金融を対象としたCDS取引は縮小することになるが、その過程で国家債務を対象とするソブリンCDSは拡大した。このソブリンCDSが、ギリシャなどの格付けの低い国債、つまりリスクの高い国債に対する「保証」を与えることで、各種金融機関は低格付け国債の取引を活発化させた。

本稿では、欧州での国債膨張を支えるソブリンCDSの動向を検討しながら、現代資本主義における金融・銀行経営の「危機」と、それに対する国家（財政）の銀行救済機能について考えてみたい。

II 欧州債務問題と大量の資金引き揚げ

ギリシャ・アイルランドなどの国家債務問題を顕在化させたきっかけは、EU域内からの非居住者（米国金融機関など域外投資家）の大幅な資金引き揚げであった。ユーロ圏の政府・銀行が調達するドル資金源は、米国のマネーマーケットファンド（MMF）であり、運用総資金3兆ドルのう

ち半分近くを欧州向けに運用してきたといわれる。

欧州向けドル資金供給は、リーマンショック以降、周縁国（ギリシャ、ポルトガルなど）から中軸国（ドイツ、フランスなど）に移動したが、2011年に入つてからはドイツ・フランス等からも大量の資金が流出した。2011年前半には米国の銀行・投資家は総額で2910億ドルの資金を欧州金融機関から引き揚げ、その多くが大手米銀に流入した¹⁾。こうした米国の銀行・投資家の欧州からの大量の資金引き揚げによって、ユーロ圏国債の価格は低下（利回り上昇）し、国債を保有している欧州銀行の経営不安が拡大することになる。このMMFという短期資金の運動が、欧州国債の膨張と収縮をもたらした。

欧州各国の金融市場では、大量の資金流失が続くなつて銀行間の信用は急速に収縮した。そこで、2011年12月、ECB（欧州中央銀行）は、金利1%で期間3年間の資金を域内銀行に貸し出す措置をとつたが、銀行間の短期取引は活発化せず、余裕資金のある銀行は民間銀行への貸出を行わず、低利でも安全なECBに預金するという行動をとつた。ECBはこの銀行預金を資金繰りが悪化している銀行に貸し出しており、民間銀行間の信用収縮に対して中央銀行であるECBが金融仲介的役割を果たしている²⁾。

またECBは、ユーロ圏国債の価格低下に対して、2011年8月、欧州銀行が保有するスペイン・イタリア国債の無制限買い取りを決定し、2012年1月6日までに合計で2130億ユーロ（約20兆8000億円）の国債を買い入れた。この措置は、国債価格下落で銀行の自己資本が棄損されるのを回避するためであった³⁾。

III 欧州諸国の財政赤字拡大と銀行救済

1990年代以降、英国・アイルランド・スペインなどは新自由主義路線（金融緩和）を取り入れ、とくに英国は金融自由化（投機的金融）を

EUに普及させる中心軸としての役割を果たしてきた。しかし、欧州では2007年のサブプライムローン問題が、9月にはノーザン・ロック銀行（英国）で140年ぶりの預金取り付けが発生するなど金融不安が拡大した。2008年のリーマンショックではEU4銀行が倒産し、G7の共同行動（リスク資産の買取）や銀行国有化（一部業務国有化を含む）が、英国（ロイヤルバンク・オブ・スコットランド）、アイルランド（アングロ・アイリッシュ）、スペイン（カハスール）で進行した。

その結果、当該政府では、国有化銀行の拡大する不良債権の処理と利払いのため財政赤字が拡大した。2008年以降の銀行救済策が、PIIGSや英國の財政赤字を拡大することになる。ユーロ圏では、2007年以降の金融不安により、財政赤字の対GDP比率は07年には0.6%であったが、08年には2%へ増加し、09年には6.3%へ上昇した（ユーロ加盟国平均）。例えば、アイルランドの場合、07年から2010年までに230億ユーロ公的資金が投入され、財政赤字の対GDP比は08年には7.3%，09年には14.4%，10年には32.3%と急速に拡大した⁴⁾。

リーマンショック後、先進国の金融機関は運用先が縮小したため、ユーロ圏国債への投資を拡大させていた。ユーロ圏国債への投資は、「救済されることを前提」に相対的に金利の高いギリシャ・アイルランド国債を購入し、投資信託などに組み入れ販売され、EU・ユーロ圏は域内金融機関の投機的活動の舞台となっていた⁵⁾。

欧州は、日本や米国と比較して経済活動に占める金融の割合が著しく大きいといわれている。例えば、銀行資産の合算額をGDPと対比すると日本や米国が1倍前後であるのに対して、英国・イスラエル・オランダでは4倍になるという試算もある。従って、いったん銀行の資産が劣化し資産に応じた資本増強を図る場合、経済や財政の負担は日本や米国よりかなり大きくなる。公的資金で銀行に資本注入する場合、銀行資産の1%相当分の自己資本を財政が負担するにはGDPの4%前後

の費用がかかるともいわれている。欧州政府が、当該国の銀行を救済しようとすれば、新たな財政危機を誘発する可能性が極めて高くなる⁶⁾。

この銀行救済と財政危機の関係は、経済の金融化・金融の投機化とその崩壊とともに新たな銀行救済に対して、国家財政が財政赤字の拡大により救済機能を果たしそうかという新たな問題を提起している。現代資本主義の「変質」(経済の金融化・投機化)が金融の不安定化をもたらし、国家財政による銀行(金融)救済がさらに財政赤字を拡大し、国債膨張を余儀なくさせる。国債膨張と国債価格下落は、大量の国債を保有する金融機関の経営を直撃し、再び金融を不安定化させるという悪循環である。ここに現代資本主義が抱える構造的問題が存在する。

IV 欧州債務問題と国家対応

(1) 包括戦略と CDS

ギリシャ債務削減交渉の焦点(2012年2月15日現在)は、金融機関の保有する既存のギリシャ国債と交換する、新たな国債の条件をどうするかということである。2011年10月の包括戦略では、公的支援でなく民間投資家の関与で元本を「自発的」に50%削減することで合意していたが、さらにギリシャ政府は、既発国債と交換する新発債の金利を3~4%に引き下げることで民間投資家に追加支援を求めた。これが実現すれば民間投資家の負担は60~70%に引き上がることになり「事実上のデフォルト」と言わざるを得ない⁷⁾。

包括戦略でギリシャ国債の元本削減を、民間銀行に「自発的」に受け入れるように要請したのは、ギリシャが「無秩序なデフォルト」に陥り、「クレジットイベント」(CDSが履行される事由)として認定されると、ギリシャのソブリンCDSの売り手に大きな補償義務が発生するのを回避しようとする狙いがあった⁸⁾。

(2) 「大量破壊兵器」CDSの膨張

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)

は、リーマンショック発生時にAIG・ベアスターンズ・リーマンブラザーズの破綻の原因として一躍注目されるようになった。CDSとは、いわば信用保証(金融保険)に似た金融派生商品であり、デフォルトで生じる債権の損失額を保証する契約(デフォルト保険)を結び、プロテクション(デフォルト時に損失相当額を受け取る権利)とプレミアム(保証料)とを交換(スワップ)するというものである。

近年では、多くの金融機関と機関投資家が、CDSを本来の保険目的でなく投機目的で購入している。つまり、銀行は貸し出しをしていなくても、破綻が見込まれる企業を対象にCDSを購入しておけば、当該企業が実際に破たんすれば保険金が入ってくる。CDSはモノライン保険と同様に、金融機関や投資家が貸出や証券のリスクに無頓着になる原因を提供し、サブプライムローンや仕組み証券の急膨張の大きな要因となった。2008年以降の世界的金融不安が拡大するなかで、CDSは「金融の大量破壊兵器」(投資家ウォーレン・バフェット)と呼ばれた。

(3) ソブリンCDSの膨張

リーマンショック後、CDS市場参加者はポートフォリオ圧縮(取引の整理)に取り組んだ結果、CDS取引は2008年7月からの2年間で32.3兆ドル削減され、CDSのグロス残高は08年6月の57.3兆ドルから10年6月の30.3兆ドルまで27兆ドルも減少した。しかし、ソブリンCDSは民間部門から政府部門へのリスク移転などを背景に7割以上も急拡大したと指摘されている⁹⁾。

欧洲銀行でソブリンCDSの売りで突出しているのはドイツの銀行である。ドイツの銀行は、2011年第1四半期時点で875億ユーロ(約9兆1800億円)の国債を保有する一方で、149億ユーロ(約1兆5600億円)のソブリンCDSの売り手に回っており、欧洲でデフォルトの連鎖が起これば合計で1025億ユーロ(約10兆7600億円)の保有残高がリスクにさらされることになる。欧洲首脳によるギリシャ国債のデフォルト回避の最大

の狙いは、ドイツの銀行の救済であったと言わざるを得ない。

誤算だったのはギリシャ債務問題がイタリアに波及したことである。米国最大の証券保管振替機関（DTCC）によると、ソブリンCDS（国債を対象にしたCDS取引）残高のトップはイタリア国債であり、3091億ドル（CDSの「売り」と「買い」を合計したグロスでの額）に上っていた（2011年11月4日現在）¹⁰⁾。

(4) イタリア・フランスの国債問題

ギリシャ債務削減交渉でみられたように、50%以上の債務削減が民間投資家に「自発的」要請されるとなると、ソブリンCDSはリスクヘッジの役目を果たさないことになる（CDSの無機能化）。そうであるならば保有国債は売却するしかない。包括戦略でクレジットイベント（CDSの履行事由）を回避したことで、結果的に「次のギリシャ」と目され、ソブリンCDS残高が多いイタリア国債が真っ先に売られることになった¹¹⁾。

その結果、財政再建が不安視されているイタリアの国債利回りは7%を突破した。7%の利回りは「危険水準」といわれており、ギリシャ・アイルランド・ポルトガルが自力での資金調達を諦めて、欧洲連合（EU）と国際通貨基金（IMF）に支援要請を決断した時の利回り水準である¹²⁾。

国際決済銀行（BIS）によると、世界各国の金融機関のイタリア国債保有額は2011年6月時点で1兆ドル（約105兆円）、うち約70%に相当する7500億ユーロ（約78兆7500億円）はフランス・ドイツ・米国の金融機関が保有しており、フランスの金融機関が保有する額は3700億ユーロ（約38兆8500億円）と巨額であり、フランスが保有するギリシャ国債額460億ユーロ（約4兆8300億円）の約8倍に上っている¹³⁾。

フランス国債格下げは、フランス国債を保有する銀行の格下げをもたらし、追加的な国債評価損を計上しなければならなくなる。さらに銀行の格下げが相次げば2012年6月が期限の資本増強目標の達成も困難になるであろうし、フランス向け

投融資残高の多い英国・ドイツの銀行にも経営不安が波及することになる。間接金融が主体の欧洲では、国境を越えた銀行間の貸し借りが一般的になっており、国債格下げによる欧洲銀行間の信用収縮は、欧洲銀行経営をより一層不安化させることになる¹⁴⁾。

フランス国債の格下げは、ユーロ圏の財政危機を支援する欧洲安定化基金（EFSF）の仕組みを揺るがしかねない。EFSFは支援資金を調達するために債券を発行しており、その保証をドイツやフランスなどのトリプルA国が担ってきた。EFSFは、高い格付けの国が低い格付けの国を支援する仕組みであり、現在の危機対応力は4400億ユーロ（約43兆円）であり、「トリプルA」の格付けを保ってきたドイツ・フランス・オランダ・オーストリア・フィンランド・ルクセンブルグの計6カ国のEFSFへの政府保証にはほぼ相当する。

2012年のフランス・オーストリアの国債格下げで、EFSFの危機対応力は約2600億ユーロに低下することになる。アイルランド・ポルトガル向け融資などで1900億ユーロ程度の活用が決まっているので新たな対策に投入できる財源が逼迫することになる。もしEFSFが発行する債券が格下げされれば、資金調達コストは上昇（金利の引き上げ）し、債務問題を抱える国家に代わって低コストで資金を調達するというセーフティーネットの役割を果たせなくなる。こうしたなかでEUは、安全網の再構築を図るために、EFSFを引き継ぐ常設の欧洲安定メカニズム（EMS）設立（2012年7月）し、危機対応力を総額5000億ユーロに拡大するとしている¹⁵⁾。

V おわりに

2007年以降の欧洲債務問題は、財政規律を失った「放漫財政」に起因すると同時に、本稿で指摘したように、サブプライムローン問題等の一連の金融投機の横行とその崩壊という現代資本主義が抱える構造的問題の表れでもある。金融が不

安定化するなかでの金融投機は、そのリスクヘッジの手段としてのCDSを生み出し、その投機的活動に拍車をかけた。その帰結としての「金融危機」は、銀行を救済するために財政赤字を拡大させ、大量の国債発行を余儀なくさせた。この国債累増は、ソブリンCDSに支えられながら、絶好の投機対象となり、金融機関等の投機家は国債保有を増大させた。

しかし、この国債膨張は財政赤字拡大により、その利払い・償還に関するソブリン・リスクを高め、金融機関等の国債保有者の経営不安を引き起こすことになる。この「金融危機」→「銀行救済」→「財政危機」→「金融危機」という連鎖は、現代資本主義が「乗り越え」なくてはならない構造的問題であろう。この点に関しては今後の課題としたい。

注

- 1) 高田太久吉「歐州經濟統合の矛盾と金融・財政危機」『前衛』、2012年3月号、188頁。
- 2) 『日本経済新聞』2012年1月15日付。
- 3) 『日本経済新聞』2012年1月13日付。
- 4) 代田純「ユーロ危機と加盟国の財政赤字」『経済』2011年3月号、30～31頁。

- 5) 井村喜代子「世界的金融危機は続いている」、『経済』2011年3月号、100～101頁。
- 6) 斎藤満「リーマンショックの再来、CDSが危機の引き金を引く」『エコノミスト』2011年11月1日号、81頁。
- 7) 『日本経済新聞』2012年1月21日付。
- 8) 草野豊己「ドイツの銀行を直撃するソブリンCDSの危機」『エコノミスト』2011年11月29日号、27頁。
脱稿後、2012年3月9日、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）は、ギリシャの債務削減がデフォルトにあたると認定した。しかしCDSを販売した金融機関への影響は「限定的」（ショイブル独財務相）とされる（『毎日新聞』（夕刊）2012年3月10日付）。この2年間の経過を考えれば、各金融機関やヘッジファンドが、CDSの発動による支払いに備え既に損失を引き当てた結果である。
- 9) 同前、28頁。
- 10) 同上、27頁。
- 11) 同上。
- 12) 緒方欽一「歐州から日本・米国に伝播し始めた市場の懸念」『エコノミスト』2011年11月29日号、23頁。
- 13) 大泉陽一「ギリシャ問題が飛び火したイタリア財政の脆弱性」『エコノミスト』26頁。
- 14) 『日本経済新聞』2012年1月15日付。
- 15) 同前。

(いわはし あきひろ 所員 阪南大学)

ユーロ危機 —その背景と今後のゆくえ—

ユーロは、ヨーロッパ経済の繁栄と統合の促進を目的に導入された。しかし、今日深刻な危機に直面している。ユーロの危機克服のために、ギリシャを始めソブリン危機に喘ぐ国々に一方的に過酷な構造調整を課すのではなく、EU レベルでの連帯強化が望まれる。



HOSHINO Kaoru
星野 郁

I はじめに

グローバルな金融・経済危機をきっかけに、ヨーロッパでソブリン危機が発生して以来、既に3年が経過した。ギリシャの財政破綻が発端となったソブリン危機は、ギリシャの救済をめぐる対立や混乱から、ポルトガルやアイルランド、スペイン、イタリアにまでその影響が及び、ギリシャのユーロ離脱、ユーロ崩壊の可能性さえ取り沙汰されることになった。ソブリン危機に陥った国々に対し、EU やユーログループ¹⁾、IMF によって、救済と引き換えに課せられる厳しい構造調整は、国民の激しい反発を招き、政権を崩壊に追いやるなど、社会的混乱や政治危機を誘発している。ヨーロッパの多くの国々で排外主義も台頭している。

2011年末には、ギリシャに対する第2次支援交渉の難航や、イタリアやスペインに対するデフォルト（債務不履行）への懸念から、これらの国々の国債利回りが著しく上昇（国債価格は下落）した。さらに、それがユーロ圏の国債を大量に保有するヨーロッパの銀行に対する信用不安を搔き立て、ヨーロッパの銀行による金融市场での

資金調達が著しく困難になることで、第2のリーマン・ショックすら生じかねない深刻な事態が発生した。その後、12月9日のEUサミットで包括的な危機対策が打ち出されたことや、ECB (European Central Bank: ヨーロッパ中央銀行) による積極的な流動性の供給により、ユーロ圏の金融システムの破綻という最悪の事態は、避けられることになった。しかし、ユーロ圏並びにヨーロッパのほぼ全域が景気後退に直面し、国家や金融機関、企業に対する格下げが相次いでいる。ギリシャの第2次救済支援交渉も、当事者間で合意を見たものの、果たして危機の克服につながるのか、先行き予断を許さない。

何よりも、今回の危機は、ユーロ圏の国々に10%を超える高い失業をもたらし、特に若年層や外国人、低技能者といった労働市場の限界層に最も深刻な打撃を与えており、景気後退下で強制される財政緊縮を通じて、更なる状況の悪化も予想されている。緊縮政策の実施に伴う福祉・社会保障水準の引き下げは、ソブリン危機に見舞われている南欧諸国やアイルランドに留まらず、ユーロ圏およびEUのほとんどすべての国々に及んでいる。その一方で、今回の危機を引き起した当事者であるヨーロッパの大手銀行は、

「大き過ぎて潰せない」ことを理由に、危機の発生以来ヨーロッパ各国政府や ECB によって空前の規模での支援を受けている。ヘッジファンドも、金融危機の発生によって一時は大きな打撃を受けたものの、再び息を吹き返し、今回の危機に乗じて巨額の利益を手にしている。利益はすべて自らのものとし、損失は国家や社会に押し付けるというやり方は、あまりにも理不尽かつ不公正であり、そのことがヨーロッパでも多くの国民の怒りを買い、本来であれば少子・高齢化や経済のグローバル化への対策として不可欠な、構造改革の実行を著しく困難なものとしている。

ユーロは、本来参加国間の結束や連帯を強固なものとし、構造改革の推進を後押しすることで、ヨーロッパ経済の発展や安定をもたらし、そのことを通じて、さらなるヨーロッパ統合の前進につながるはずであった。しかし、現状はまさに正反対であるかのように見える。ユーロの危機は、ソブリン危機に喘ぐ南欧諸国にとって未曾有の国難であると同時に、ヨーロッパ統合にとって最大の危機である。小稿では、ユーロ危機の発生と原因、EU ならびにユーロ圏による対策の問題点、さらには今回の危機が EU に与えている影響と今後の行方について述べることにしたい。

II ユーロ危機の発生と展開

グローバルな金融危機は、アメリカのサブプライム・ローンの破綻から起きたことから、当初ヨーロッパは無関係で、むしろ被害者とさえ思われていた。しかし、2008年9月にアメリカでリーマン・ショックが起きると、危機は即座にヨーロッパにも伝播し、アメリカの投資銀行同様、ヨーロッパの大手銀行も、深刻な危機に陥った。これらの大手銀行は、アメリカやユーロ圏内、そして東ヨーロッパをはじめとする新興市場での不動産バブルの崩壊により、資産面で巨額の損失を出す一方、折からの信用不安によって金融市場からの資金調達が困難となり、流動性危機に陥った。ヨーロッパの金融システムにおいて、これら

大手銀行は極めて重要な役割を演じており、「大き過ぎて潰せない」ことから、ヨーロッパ各国政府は、大規模な資本注入や債務保証を行うことで自國の大手銀行の救済を図り、同時に ECB も巨額の流動性の供給を行った。

こうしてアメリカ同様、ヨーロッパでも、金融システムの破綻は免れたものの、大手銀行の救済のために巨額の公的資金が投じられただけでなく、金融危機の発生による実体経済の悪化や、それに伴う税収の著しい減少、景気や雇用の悪化を食い止めるための財政支出拡大の結果、ヨーロッパ各国の財政収支は急速に悪化した。そして、2009年末に、ギリシャの政権交代により、前政権の下での財政赤字の粉飾と財政赤字の数値を誤魔化してユーロに参加したことが暴露され、ギリシャの財政状況と政策運営への懸念が一挙に高まることになった。デフォルトへの懸念からギリシャの国債価格は暴落し、金融危機がソブリン危機へと転じることになった。

2010年春になって、ユーロ圏の首脳によりギリシャ救済ための会議が開かれたが、国内世論を背景にドイツがギリシャの救済に慎重な姿勢を崩さず、救済に前向きな他のユーロ圏諸国との対立が浮き彫りとなった。そのことが、ユーロの将来に対する金融市場の不安や疑念を煽り、危機の発生以前にはあり得ないとされた、ギリシャのユーロ離脱の可能性が取り沙汰されるようになっただけでなく、ポルトガルやアイルランドなど他のユーロ圏諸国にも危機が広がる兆候が生じた。また、ユーロ圏の銀行は、自国および他のユーロ圏の国債を大量に保有していたこと。そのため、ソブリン危機は、銀行の資産サイドに大きな損失を発生させ、ユーロ圏の金融システムに対する信用不安を引き起こした。しかも、それがソブリン危機にフィードバックし、状況をさらに悪化させるという悪循環も始まった。こうしてユーロ圏のGDP のわずか2%を占めるに過ぎない小国ギリシャの危機が、ユーロの危機へと転じることになった。

その後、ソブリン危機の飛び火を恐れたアメリ

カのオバマ大統領からの強い圧力もあって、2010年5月には、ドイツも緊縮政策の実施と引き換えに、渋々ギリシャの救済・支援に同意した。また、危機の拡大に備え、IMFの協力も得て、当面の対策として4400億ユーロの基金からなるEFSFが設立され、恒久的な支援機構として5000億ユーロの基金からなるESMの設立も決定された。しかし、一旦生じたユーロへの疑念は、容易に鎮静化することはなかった。ソブリン危機は、2010年秋以降アイルランド、ポルトガルへと広がった。2011年春にはギリシャの財政赤字の削減が計画通り進んでいないことが明らかとなり、ギリシャ危機が再燃した。7月には一旦第2次ギリシャ救済支援交渉がまとまったものの、秋になってギリシャ政府による改革の実行可能性に疑問がもたれ、支援策は宙に浮くことになった。ソブリン危機は、スペインやイタリアにも波及し、金融市場の圧力と高まる国内の不満を背景に、ギリシャのパパンドレウ首相と並び、スペインのサパテロ首相、イタリアのベルルスコニ首相も次々と政権の座を追われることになった。ソブリン危機は、フランスやベルギーといったユーロ圏の中核の国々にも広がる様相を見せ、さらに、ソブリン危機が深刻化するに伴い、ユーロ圏の銀行と金融システムに対する信用不安も著しく増大し、ユーロ圏はじめとするヨーロッパの銀行は、金融市場からの資金調達が著しく困難となった。特に南欧諸国の銀行は、ギリシャの銀行を筆頭に巨額の預金流出に見舞われ、市場からの資金調達が全く不可能となった。11月には、ユーロの崩壊とともに、ヨーロッパ発の第2のリーマン・ショック発生の可能性すら取り沙汰されるようになった。

2012年3月現在、危機は小康状態にある。その主要な理由は、2011年12月8日にECBによって実施された4890億ユーロに上る3年もの長期資金供給オペや、それに先立つソブリン危機に陥っている国々の国債の大規模な買い支えにあるとされている。ECBの果敢な行動により、ひとまずユーロ圏の銀行の流動性危機は回避された形

となっている。しかし、ユーロ圏における信用収縮は依然続いている、フランスらユーロ圏主要国の国債や金融機関に対する格付けの引き下げも相次ぐなど、先行きは依然不透明なままとなっている。

III ユーロ危機はなぜ起きたのか

それでは、こうした未曾有の危機は、いったいなぜ起きたのであろうか。当初、ヨーロッパで語られたのは、先にも述べたように、アメリカで起きたサブプライム・ローンの破綻の巻き添えになったというものである。同じく、ヨーロッパが強欲な金融機関や投機家、金融市場によるマネー・ゲームの犠牲になっているとの見方は、今日でも根強い。また、世界経済が100年に一度という未曾有の危機に遭遇する中で、ユーロの危機も致し方ないと見方もある。さらに、有力な見解は、ユーロは、ギリシャのような財政規律を蔑ろにし、構造改革をサボタージュする国の参加を想定しておらず、性善説に立ち平時を想定したユーロの制度設計が、こうした事態に対処できなかつたのも無理はないというものである²⁾。かかる認識に立てば、危機への対策は、巨額の財政赤字を削減し、二度と「過剰な」財政赤字を出さないように、当該国を厳しく律することが必要ということになる。それはドイツが主張していることに他ならない。確かに、ギリシャを筆頭として今日ソブリン危機に喘ぐ国々の財政運営に、大きな問題があったことは間違いない。しかし、財政収支の急激な悪化は、金融・経済危機の発生によつてもたらされたものであり、財政規律の欠如が、今回の危機の主因であるとはいえない。さらに、危機の発生以来統合にとって逆風に転じているものの、金融市場を統合推進に利用しようとしたのは、他ならぬEU当局やヨーロッパの政治家自身であった。

これに対して、我々は、ユーロの危機は、現代資本主義の構造に深く根ざした危機であると同時に、ユーロ圏の構造や制度上の仕組み、EUの統

合戦略から生じた必然的な危機であると考える。グローバルな金融危機の元凶はアメリカにあるといわれるが、投機的な金融取引や不動産バブルに走ったのは、アメリカだけでなく、ヨーロッパも同じであった。米欧ともに、1990年代以降、賃金を抑制する一方で、株や不動産といった資産価格の上昇、換言すれば、金融主導の成長に頼り、その破綻によって著しい打撃を被った点で通底している。しかも、ユーロ圏の場合、ユーロの導入により生じた、南欧諸国やアイルランドの信用力の過大評価と過剰融資、財政赤字や経常収支赤字に対する制約の緩和ないし消滅や、それに伴う著しい経常収支不均衡の発生とそのファイナンスのための資本移動の増大といった、構造的要因が加わることになった。危機の発生によって、ユーロ圏のお粗末な金融機関の規制・監督体制や、ECBの金融政策の限界も露呈した。

何よりも大きな問題は、EUの「競い合いレジーム」の下で、ユーロ導入以降、参加国間で競争力格差が大きく開いたことである。ユーロの導入以前には、域内市場統合に通貨統合が加わることで、より完全な競争・市場メカニズムが働き、ユーロ参加国間で経済構造の同質化や競争力の平準化が進むと期待されていた。ところが、実際には、格差はむしろ拡大した。同時に、構造改革の推進を専ら各の自助努力に委ねるリスボン戦略³⁾の失敗も明らかとなった。1990年代半ば以降、ヨーロッパの労働生産性は、アメリカや日本に比べて劣るようになっただけでなく、南欧諸国では、労働生産性と労働利用率の両方が低下し、ユーロ圏の中でも落ちこぼれが鮮明となった。財政規律の欠如ではなく、南欧諸国の競争力の低下とユーロ圏における格差の拡大こそが問題なのである。ユーロ導入以降の金融統合の目覚ましい進展、すなわちユーロ圏の内外における著しい資本移動の活発化とは対照的に、ユーロ圏全体の成長の押し上げにつながるような経済統合の進展や政治統合の大きな前進もなかった。より超国家的な統合を目指したヨーロッパ憲法条約は、國家主権のさらなるEUへの移譲を望まない仏蘭の

国民投票で否決された。加盟国相互の連帯の強化よりも競争に重点を置く統合戦略が、政治統合の進展を阻んだ一因であるともいわれてる。そして、政治統合が進展しなければ、同じヨーロッパ人としてのアイデンティヤ連帯意識も高まらない。そうであれば、ユーロ共同債の発行を含めユーロ圏ないしはEU全体で財政負担を分かち合う、財政統合が進まないのは当然であろう。ソブリン危機で露呈したユーロ参加国間の深刻な政治的対立は、危機をエスカレートさせ、戦後のヨーロッパで未だかつてなかったような反目や緊張を生んでいる。ユーロの危機は、決して外からやってきたのではなくて、まさに内部で生じているといつても過言ではない。

IV ユーロ圏の危機対策と問題点

今回の未曾有の危機に対して、もちろん、ユーロ圏各国やEUが対策を打ってこなかったわけではない。今回の危機が発生して以来、ユーロ圏各国ならびにEUレベルでも、多くの対策が講じられてきた。にもかかわらず、ソブリン危機や金融システムの危機への対応は、いかにもその場しのぎの場当たり的な印象を拭えず、小出しの対応に終始することによって却って傷口を広げ、結果的に救済コストを著しく膨らませることになっている。経済政策への監視強化や金融機関の監督・規制強化などは、将来の危機に対する予防となっても、当面の危機の解決にはつながらない。Europe2020やEuro Plus Pactといった経済成長戦略についても同様である。しかも、2011年12月のEUサミットを経て、財政緊縮政策が危機対策の中心に躍り出ることになった。

12月のEUサミットでは、ドイツのメルケル首相が、財政規律の厳格化を訴え、Six-packと呼ばれる、既に採択済みの財政赤字の事前予防のための諸規定・措置に加えて、財政赤字の上限を各国の憲法もしくはそれに準ずる法律で定めることを提案した。具体的には、構造的な財政赤字がGDPの0.5%の上限を超えた場合には、自動的に

債務ブレーキが発動され、制裁が科されるようになるとことや、そうした規則や条項を盛り込んだ新たな条約の締結を求めた。サミットでは、イギリスが財政主権を理由に条約の締結に反対したが、2012年1月末に開かれた臨時サミットでは、EU27カ国中イギリス、チェコを除く25カ国の賛成で、新しい協定を締結することが決定された。ドイツは、同協定の条約への格上げや、ヨーロッパ委員会から各国への予算監督官の派遣、同委員会による各国議会の審議に先立つ財政状況の事前審査の導入なども検討しているといわれる。ユーロ圏がドイツの恐れる送金同盟（Transfer Union）に陥し、危機に陥った国々を救済するための財政負担がますます膨らんでいく状況を何とか阻止したいドイツの意向は、理解できないことではない。しかし、SGP（Stability and Growth Pact：安定成長協定）の失敗⁴⁾からも明らかなように、「ケインズ主義の非合法化」（英ファイナンシャル・タイムズ紙）を目指す「財政条約」が、実際に有効に機能しうるかどうかは、大いに疑問であるといわざるを得ない。「財政条約」の締結に同意した国々も、決してその有効性を信じているわけではなく、ドイツやECBからの支援を引き出すために止むを得ず妥協したといわれている⁵⁾。さらに、イギリスが反対している限り、すべての加盟国の同意を必要とする条約の締結は、不可能である。

何よりも、「財政条約」は、景気後退下での厳しい財政緊縮政策の実施が引き起こす、深刻な影響—既に南欧諸国でも顕著になっているそれ—を十分考慮に入れているとは言い難い。ギリシャの景気後退は既に5年に及んでおり、中小企業や労働市場の限界層を直撃している。財政緊縮によって、福祉・社会保障はもちろんのこと、成長に欠かせないインフラ投資や研究開発、教育・人材投資までもが削られている。不況下での歳出削減は、ポルトガルやスペイン、イタリアでも行われているが、改革の優等生とされたスペインでさえ、財政赤字削減目標の達成が困難となっている。

実際、南欧諸国における大きな公的債務や対外

債務は、他方における金融機関による過剰融資や、経常収支の黒字による対外債権の積み上がり（とりわけドイツのそれ）と対であった。にもかかわらず、今回の危機対策では、債務国である前者の責任ばかりがクローズアップされている。この点、かつてのEPU（European Payment Union：ヨーロッパ決済同盟）は、経常収支赤字国に対して債務削減の努力を求める一方で、経常収支黒字国に対しても、前者の構造調整をより容易にするための景気浮揚策の実施を求める、対称的なシステムであった。それゆえ、EPUは、ヨーロッパにおける通貨協力の礎となり、経常収支不均衡の調整と経済復興、ドル不足の解消と通貨の交換性の回復に大きく貢献した。それに引き換え、債務国への財政緊縮に極端に偏った今次の危機対策は、ようやく債務の一部切り捨てが行なわれたとはいえ、依然バランスを欠いているといわざるを得ない。

V ユーロの危機の影響と 今後の行方

今回の危機を経て、EUによる各国の経済政策の運営に対する介入や影響力は格段に強まった。EUとECB、IMFのトロイカによる、いわゆる「ブリュッセル・コンセンサス」を通じて、ソブリン危機に喘ぐ国はもとより、EUのすべての国々の経済政策の運営が、厳格に監視されるようになった。「財政条約」が締結された暁には、かかる傾向がより強まることは確実である。確かに、こうした動きは、統合の「深化」には違いない。しかし、それは果たして望ましい方向であろうか。

財政統合は、本来EUレベルでの不均衡の是正を目的とした財政資金移転の拡充、あるいは今次の危機の解決策として提案されたユーロ共同債⁶⁾のような、債務負担の分かれ合いを意味するものであった。それが、いつの間にか超国家的な機関ないし国際機関による、経済政策の厳格な監視と罰則を含む財政規律の強制に置き換わった。ギリ

シャをはじめ過酷な調整を強いられる国民からは、「ブリュッセル・コンセンサス」は怨嗟の的となっている。危機の片棒を担いだ金融市场や格付け機関も、今や攻守ところを変え、「規律を正す」側に回っている。ソブリン危機に喘ぐ国では、EUや金融市场からの圧力と国民の反抗の板挟みに遭って政権崩壊が相次ぎ、金融・経済危機が政治危機や社会的混乱を誘発する形となっている。

同じく、危機を経てドイツの影響力も、格段に強まることになった。ドイツは、ユーロ共同債の発行や、EFSFやESMへの拠出資金の増額、ECBによる大幅な金融緩和に反対する一方で、厳しい財政規律を要求し、ドイツの要望を受け入れなければ、救済・支援を行わないとの強硬姿勢を示している。第2次世界大戦後、ドイツに対する反感が今ほど強まったことはない。「メルコジ」と独仏協調を謳いつつも、フランスもますますドイツに譲歩せざるを得なくなっている。

世界経済の構造転換により、先進国の衰退、新興国の躍進が確実な中で、ヨーロッパが今後も国際的な影響力を保持したいと思うなら、統合の強化が必要であり、構造改革は避けられない。けれども、ヨーロッパ全体の成長の押し上げや社会的連帯の維持・強化ではなくて、運命共同体の名の下に、競争や市場原理をより徹底させ、厳しい構造調整や福祉・社会保障の削減を強いるのであれば、EUや自国政府、そしてドイツに対する一般国民の反感を煽るだけであろう。EUの権限が強まる一方、ヨーロッパ議会は言うに及ばず、各国の議会すら、民意を十分に代表するものとはなっていない。

現時点では、いくつかの国々のユーロ離脱やユーロ崩壊の可能性はあるともないとも断言できない。その重要な鍵はドイツが握っている。残念なことに、ギリシャの対応に業を煮やし、当初支援に前向きであったベネルックス諸国にさえ、最悪の場合ギリシャのデフォルトやユーロ圏からの離脱もやむなしという雰囲気が生まれているといわれる。しかし、仮にギリシャがそうなった場

合、危機は早晚ポルトガル、スペイン、イタリアにも及ぶことになるだろう。そうなれば、ギリシャの離脱どころか、ユーロ圏の分裂や崩壊の可能性も現実味を帯びることになる。ユーロの崩壊はもとより、大ドイツ経済圏としてのユーロの存続も、ヨーロッパにとってと同様ドイツにとっても、不幸なことであることはいうまでもない。かくて、危機を孕みながら今後も混迷が続くことが予想される。

参考文献

- [1] 田中素香『ユーロー危機の中の統一通貨』岩波新書、2010年。
- [2] 田中素香編『世界経済・金融危機とヨーロッパ』勁草書房、2010年。
- [3] 高屋定美『歐州危機の真実—混迷する経済・財政危機の行方』東洋経済新報社、2011年。
- [4] ポール・デ・グラウエ（田中素香・山口昌樹訳）『通貨同盟の経済学—ユーロの理論と現状分析』勁草書房、2011年。

注

- 1) ユーロ圏に参加している国々の財務相で構成される会合。ユーロ圏における財政政策や為替相場政策をはじめとする経済政策の運営や、EFSF (European Financial Stabilization Facility : ヨーロッパ金融安定基金) や ESM (European Stability Mechanism : ヨーロッパ安定メカニズム) の運営およびそれらの制度を通じた救済融資に関する決定権を有する。
- 2) 代表的なものとして、田中素香（2010）。
- 3) 経済・通貨統合を補完し、世界最高の競争力と、質の高い職と完全雇用、社会的連帯強化の3つの目標の同時達成を目指して、1990年代末に打ち出されたEUの構造改革戦略。
- 4) SGPは、ユーロ参加国に対GDP比3%以内に財政赤字を抑えるルールを定め、それに違反した場合には、罰則を含む制裁が科されることになっていた。しかし、2003年以降深刻な不況により、提案者のドイツ自身がSGPのルールを遵守できなくなり、2005年には状況を追認する形でルールの緩和が行われた。
- 5) 英エコノミスト誌2012年1月28日号。
- 6) ユーロ参加国が共同で統一債券を発行し、その高い信用により得られた低金利の資金を、ソブリン危機に喘ぐ国々に融資する仕組み。

(ほしの かおる 立命館大学)

ヨーロッパ金融危機の 中東欧諸国への波及について¹⁾ —ハンガリーのケースを中心に—

近年の中東欧への二度にわたる金融危機の波及について、経緯を紹介するとともに、アジア危機との比較により危機のメカニズムを考察する。また政治的問題で危機が深刻化している最近のハンガリーの事例を取り上げる。

TAKATA Ko
高田 公

I はじめに

2008年以降、中東欧諸国²⁾には二度にわたり金融危機³⁾が波及した。一度目はリーマン・ショックが発生した2008年9月からの世界金融危機の波及である。特に2009年1～3月頃には中東欧は世界でも最も危機の影響が激しい地域といわれ、世界的危機の新たな震源地となる懸念まで浮上した。2009年3～4月頃には中東欧への国際的な支援の計画が出揃い、真に深刻な危機は回避された。二度目は欧州ソブリン債務危機の波及である。2011年8月以降、中東欧の一部の国で資金流出が激しくなり、さらに同年11月以降にユーロ圏の債務危機の救済策が不安定化とともに中東欧の危機も深刻化した。危機が特に深刻といえる国がハンガリーである。2011年11月に政府が国際通貨基金（IMF）・欧州連合（EU）に金融支援を要請したものの、2012年1月末現在、いまだに金融支援の目途が立っていない。

本稿は、中東欧への危機の波及の経緯を紹介するとともに、危機のメカニズムについて考察することを目的としている。特に中東欧の危機における西欧銀行の役割に注目している。欧州において

銀行は金融の中心である。これまでの危機の中で特に注目されたのはサブプライムローンおよびその証券化と米国銀行、欧州周縁諸国のソブリン債務であるが、西欧銀行はサブプライムローン関連の証券化商品から、欧州諸国の国債、中東欧に対する債権まで、2007年夏以降の金融危機の原因の背後に常に現れてきている。西欧銀行の安定化・健全化が達成できなければ、それと密接に結び付いた中東欧経済の安定も脅かされかねない。また健全化の手段によっては中東欧への危機を招きかねない。

以下では、最初に中東欧への金融危機の波及の経緯について概略を紹介する。次に2008～2009年の中東欧危機の特徴をアジア危機との比較で検討するとともに、中東欧の危機の収束のためにとられた国際的対応について説明する。また二度にわたる金融危機の波及の中で、特に危機が深刻化したハンガリーの事例を取り上げ、危機の要因となった財政問題と、現政権の（通常の財政赤字削減のための緊縮策とは異なる）「非正統的」経済・財政政策およびIMF・EUとの関係を中心に紹介する。

II 二度にわたる危機の 中東欧諸国への波及

以下では、中東欧諸国への金融危機の二度の波及、すなわち（1）世界金融危機の波及（2008年9月～2009年3月頃）、および（2）欧洲ソブリン債務危機の波及（2011年8月～）の経緯について、概略を紹介する。

（1）世界金融危機の波及（2008年9月～2009年3月頃）

2007年夏に米国と西欧でサブプライム問題に起因する危機が発生した後も、中東欧諸国への影響は限定的であった。しかし2008年9月の米リーマン・ブラザーズ破綻をきっかけとして金融市場でパニックが生じ、欧米の金融危機が深まる中で、中東欧諸国からは急速に資金が流出しはじめた。特に危機が深刻化したハンガリーなど幾つかの国は、IMFへの金融支援の要請を余儀なくされた。その後も欧米の金融不安の余波はあったものの、中東欧の危機的な状況は2008年末までにいったんは沈静化したものと見られた。

2009年に入ると、中東欧の危機はさらに深刻なものと受け止められるようになる。1月には、西欧への輸出が激減したことによる景気の急速な悪化が中東欧諸国で進行していることが明らかとなつた。またIMF、欧洲復興開発銀行（EBRD）はこの地域の経済見通しを大きく下方修正した。さらに2月、格付機関ムーディーズが報告書で、中東欧諸国の外資系銀行および親会社の西欧銀行が深刻な危機に直面していることを指摘した。この報告書の発表で中東欧全体が深刻な危機に見舞われるという認識が急速に広まり、金融危機が広く拡大することとなった。

しかし中東欧諸国の危機対策の取り組み、IMF等の金融支援、「ウィーン・イニシアチブ」とよばれる西欧銀行の協調の仕組み、さらには中東欧への国際的な支援策が次々と発表されたことで、

中東欧の危機の深化に対する懸念は抑えられ、2009年4月以降は中東欧諸国の大半は回復局面に入った。

（2）欧洲ソブリン債務危機の波及（2011年8月～）

2009年末にギリシャで発生した債務問題は、アイルランド、ポルトガルなどユーロ圏周縁国に拡大し、さらにはユーロ圏全体を巻き込む債務危機へと発展した。2011年8月にはユーロ圏の債務危機は、中東欧に波及しはじめた。10月末に債務削減を含むギリシャへの包括的支援策が合意された後、ギリシャ首相が支援受け入れの可否を国民投票で問う案が明らかになると（のちに撤回）、中東欧への危機の波及は一段と深刻化し、危機の波及の程度が比較的穏やかであったチェコにも危機が拡大した。ハンガリーは特に危機の状況が厳しく、11月にはIMFへの再度の支援要請を余儀なくされた。しかし12月に開催された支援の事前協議において、政府とIMF・EUとの間で対立が生じ、ハンガリーが金融支援を受けられるかどうか、不透明な状況が続いている。

III 危機の特徴と国際的対応

次に2008～2009年の中東欧危機の特徴について、アジア危機との比較において検討するとともに、中東欧の危機への国際的対応について説明する。

（1）2008～2009年の中東欧危機の特徴： アジア危機との比較

中東欧諸国は、1990年代の体制転換不況を経て、民営化の進展やEUへの新規加盟などを契機として、2000年代に急速な経済成長期を迎えた。成長の原動力は主に輸出と投資の拡大であった。1990年代後半以降、製造業を中心とする外国からの直接投資（FDI）が活発化し、西欧を市場とする外資系企業の生産が輸出の拡大に大きく貢献した。また中東欧諸国は発展途上国の中でも高成

長を遂げている「新興国」として注目を集めるようになり、外国からの資金流入が拡大し、投資に向かった。さらに中東欧諸国の銀行部門では外資系銀行が大部分を占めるようになり、親銀行の資金をもとに銀行信用を急拡大させた。このような外国資金に支えられた経済の急成長の一方で、中東欧諸国のは多くは慢性的な經常収支赤字と対外債務の累積を抱えていた。

1980年代後半の資本自由化の進展を背景に、1990年代には、メキシコ危機（1994年）、アジア危機（1997年）など、新たな特徴を持つ危機が新興国で頻発した。このような「新興国型」の危機⁴⁾の基本的な構図は、外国からの大量の民間資金の流入が続いた後で、何らかのきっかけで大規模かつ急激な資金流出に転じたことから生じた通貨危機と考えられている⁵⁾。またある国で発生した危機が周辺諸国に波及する“伝染”も「新興国型」の危機の特徴となっている。

アジア危機においては、資金流出は通貨危機⁶⁾を引き起こしただけでは済まなかった。銀行部門が外国から外貨建て・短期の借入れで資金調達し、国内通貨建て・長期の運用を行っていた⁷⁾ために、銀行危機⁸⁾が通貨危機と同時期に生じる「双子の危機」が発生した。さらに銀行危機は国内に深刻な信用収縮を生じさせ、経済危機⁹⁾をもたらした。またアジア危機では、最初にタイで発生した危機が、好調な経済の周辺のアジア諸国に次々と波及した。

2008～2009年の中東欧の危機は、大量の民間資金の流入が大規模かつ急激な資金流出に転じたという点において、アジア危機と共通している。一方、中東欧では、管理不能なほど深刻な通貨危機は発生しておらず、大銀行の破綻のような深刻な銀行危機もほとんど発生していない¹⁰⁾。さらに中東欧では、高金利でかつ為替相場が安定している国を中心に、外貨建てローンが広く浸透していたことが特徴である。これも銀行危機が生じなかつた一つの要因である。また中東欧では2008年末から深刻な経済危機を経験したが、高い輸出依存度、主要輸出先である西欧の景気の落ち込み

が主な要因であり、西欧の景気回復とともに復調した。すなわちアジア危機とは経済危機に至るメカニズムが異なっていた。

アジア危機で発生した銀行危機から信用収縮を経て経済危機に至る過程¹¹⁾が、中東欧危機では発生しなかったことにここでは注目したい。これはアジア危機と中東欧危機の深刻さの程度を分ける分岐点であったと考えられる。中東欧で銀行危機が発生しなかった理由としては、銀行部門の大部分を占める外資系銀行の安定性が指摘されている。外資系銀行が中東欧10カ国の銀行部門資産に占める割合は、8割以上が6カ国、6～8割が3カ国、6割以下はスロバキア1カ国のみである。外資系銀行の親銀行は、イタリア、オーストリアなど、西欧を本国とする銀行が中心である。またいくつかの銀行は、中東欧の大多数の国で大きなシェアを獲得している。一般に外資系銀行の存在は発展途上国の銀行部門の安定性を高めると考えられているが¹²⁾、2009年初の時点では、本国である西欧諸国の危機が深刻化する中で、西欧銀行が中東欧における信用を収縮させ、またこの地域から撤退することが懸念された。これが後述のウィーン・イニシアチブの創設につながることとなる。

(2) 中東欧の危機への国際的対応

EUは中東欧で危機が進行する中で合意形成に時間を費やした。オーストリアやハンガリーの提案した中東欧「全体」への包括的支援構想はドイツなどの反対に遭い、EUとしての対応は、危機に陥った国への「個別」支援と、IMFなどを通じた支援の強化にとどまった。国際機関からの支援については、危機に陥った国へのIMF主導の金融支援は、中東欧ではハンガリー、ラトビア、ルーマニアなどに供与された。2009年2月末から4月初めにかけて、世界銀行、EBRD、欧州投資銀行が中東欧に対する総計245億ユーロの支援を共同発表し、さらにEU首脳会議やG20金融サミットなどで支援の拡大が発表されたことで、中東欧の危機の深化に対する懸念は抑えられるこ

ととなった。

また中東欧の危機に関連して、「ウイーン・イニシアチブ」とよばれる仕組みが危機の深刻化の防止に役立ったと評価されている¹³⁾。ウイーン・イニシアチブとは、西欧の多国籍銀行が危機の影響を受けた中東欧の諸国における融資残高の維持と子会社への関与の継続を約束し、国際機関、EU、西欧・中東欧の関係各国当局がそれを支援する仕組みである。当事者間の協調を促進し、流動性危機、銀行危機の地域全体への波及を食い止めたという¹⁴⁾。

IV ハンガリーの事例と最近の状況

ハンガリーは中東欧の中でも特に危機の影響を大きく受けた国である。ハンガリーでは危機発生前から財政問題が悪化していた。また2010年5月に発足したオルバン政権の「非正統的」政策の追及がIMF・EUとの対立と格付機関による格下げを引き起こし、資金流出を招いている。以下ではハンガリーの事例について、財政状況並びにオルバン政権の経済・財政関連の政策およびIMF・EUとの対立を中心に紹介する¹⁵⁾。

(1) ハンガリーの危機前の財政状況とIMF主導の金融支援策

中東欧諸国の政府債務の規模は、対GDP比で西欧諸国と比較すると全般的に低い傾向にある。しかしハンガリーの財政状態は危機前から悪化しており、急激な資金流出の一つの要因となった。財政赤字は対GDP比でみて、2005年は7.8%、2006年は9.2%など、2003～2007年の期間は中東欧諸国の中で最悪の数字が続いている。また政府純債務残高は対GDP比で2008年には73%に達し、これも中東欧諸国で最悪の数字であった。このような財政の悪化が、2008年秋以降に金融危機が深まる中で、ハンガリーが急激な資金流出に見舞われた一つの要因であった。2008年10月、ハンガリーへの総計200億ユーロに及ぶIMF主

導の金融支援策が基本合意に至り、11月に正式に決定した¹⁶⁾。ハンガリーの深刻な金融危機を受けて、2009年3月には当時のジュルチャーニ政権が退陣し、その後を継いだバイナイ政権のもとで緊縮政策による財政健全化への取り組みが積極的に進められた。この時点ではハンガリーとIMFは良好な関係を保っていた。

(2) オルバン政権の成立とその政策 (経済・財政関連)

2010年4月の総選挙では、(憲法改正も可能となる)国会議席の3分の2以上を確保して中道右派の野党フィデス・ハンガリー市民連盟が圧勝した。5月に発足したオルバン新政権の経済政策は、当初は減税を通じた経済成長を目指すものであった^{17) 18)}。2010年7月、IMFとEUは財政赤字抑制が不十分であることなどを理由として新政権の経済行動計画に支持を表明せず、政府も修正を拒否したことから、救済融資引出しをめぐる協議が中断された¹⁹⁾。この中断を受けて格付機関S&Pがハンガリーの格付け(投資適格級の最低水準 BBB-)を引き下げる方向で見直すことを表明した。政府はその後、通貨安とEUの圧力により、9月にはそれまで拒否していた2011年の財政赤字削減目標を受け入れることになった。

新政権の選挙公約でもあった個人所得税と法人税の税率を一律化する税制改正は2010年11月に可決された。一方で2010年7月には3年間の銀行税(金融機関への特別税)²⁰⁾を導入する法律が、また同年10月には小売・エネルギー・電気通信部門への3年間の企業税(「危機税」)を導入する法律が可決され、外資系企業を狙いうちするかのような特別税が導入された。また12月には、民間年金基金を政府の年金基金に移管する法律が可決された。これは財政赤字の数値を引き下げる効果を派生するものであった。しかしこれらの措置の財政赤字削減への効果は一時的との見方から、格付機関のムーディーズとフィッチは12月にそれぞれハンガリーの格付けを引き下げ、投資適格の最低水準とした。政府は2011年3月には

より一層の公的債務削減などを目指した新たな緊縮政策プログラム「セール・カールマーン・プログラム」を導入した。

2011年9月には、外貨建て住宅ローンの借り手救済策プログラムが導入された。このプログラムは借り手に実際の為替相場よりも有利な条件での一括返済を認めるもので、それにより発生する損失は（当初は）すべて貸し手の銀行が負うものとされた²¹⁾。ハンガリーにおける高税率の銀行税と外貨建て住宅ローン救済策という銀行部門への二重の超過負担は、外国銀行の退出を招き、また銀行部門の長期貸出の能力や中長期の経済成長を低下させる恐れがあることが欧州中央銀行などにより懸念されている。

(3) 二度目の金融支援要請と IMF・EU との対立

2011年8月にハンガリーに波及した危機は、11月に入るとさらに深刻化した。通貨フォリントが対ユーロでの過去最安値を更新し、政府は正式にIMFに金融支援を要請した。これを受けてムーディーズはハンガリーの格付けを投資不適格級に格下げした。12月に入り、政府はIMFおよびEUと金融支援に関する事前協議を開始したが、ハンガリーの新中央銀行法案にEU法違反の懸念があることが問題視され、協議が打ち切られた。この中断を受けて、S&Pもハンガリーの格付けを投資不適格級に格下げした。事態打開のためにバローチ欧州委員長からオルバン首相宛に新中銀法案の撤回を求める書簡が送付されたもの、議会で新中銀法が可決された。

年明けの2012年1月1日、ハンガリーの新憲法が施行されたが、翌2日には数万人の市民による新憲法への抗議デモが行われた。4日にはフォリントが対ユーロでの過去最安値を更新した。5日には欧州委員会が、ハンガリーのEU法違反の懸念が解消されるまで支援協議を開始しないことを表明した。同日に実施されたハンガリーの国債入札では応募が募集に届かず、再びフォリントが対ユーロでの最安値を更新した。翌6日に

はフィッチがハンガリーを投資不適格級に格下げし、10年物国債の利回りは10.69%に達した。

その後オルバン首相が支援協議再開に向けての政策転換について言及するなど、ハンガリー政府は態度を軟化させているようにみえる一方、さらにEUとハンガリーの対立は深刻化している。1月11日に欧州委員会はハンガリーの財政規律協定違反に対する制裁を勧告し、24日には勧告を受けたEU財務理事会がハンガリーを財政規律違反と認定し、2カ月以内に改善勧告に従わない場合には制裁措置をとることを決定した。また1月17日に欧州委員会は、ハンガリーが中央銀行の独立性などのEU法違反の懸念に1カ月以内に対応しない場合には、欧州司法裁判所に提訴する意向を表明した。IMF・EUとの対立は未解決のままであり、金融支援協議は2012年1月末現在も再開されていない。

V おわりに

中東欧への最初の危機の波及では、銀行部門の安定化と、IMF等による個別支援、銀行協調の仕組み、様々な国際的支援等が危機の早期収束に重要な役割を果たした。そこから現在の中東欧およびハンガリーの危機の収束はどのように考えられるだろうか。

欧州債務危機の深刻化に伴い、西欧銀行の経営環境は3年前以上に悪化しており、また西欧諸国も中東欧の状況を顧みる余裕が無くなりつつある²²⁾。一方で2012年1月末現在、中東欧諸国に再度の国際的支援を提供する機運は徐々に高まりつつある²³⁾。特に中東欧の信用取締、西欧諸国の財政懸念を生じさせない形での銀行部門の安定化が重要となろう。

ハンガリーは危機の収束にはまだ程遠い状況が続いている。現時点でデフォルトに直面している状態ではないとはいえ、国債利回りは高止まりを続けており、資金調達の安定化のためにも金融支援は不可欠である²⁴⁾。オルバン政権が政策転換をIMF・EUの納得できる形で示しうるかどうか

か、その転換を貫徹できるかどうかが、危機の収束に近づく鍵となろう^{25) 26)}。またハンガリーの経済規模は西欧諸国と比較すると大きいとはいえないものの、その危機の深刻化は他の中東欧諸国、西欧銀行、オーストリアをはじめとした西欧諸国へと伝染し、危機が拡大する懸念がある。ハンガリーの危機の状況によっては、危機拡大の防止と政府への圧力の間で、IMF・EUの側も困難な選択を迫られるかもしれない。

注

- 1) 本稿は、高田公（2011）「中東欧諸国の金融・経済危機と外国銀行」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』ユーラシア研究所、No.950、および、高田公・徳永昌弘（2011）「欧州新興国の金融・経済危機—2008～2010年」『関西大学商学論集』第56巻、第1号、の一部を改訂したものを含む。また本稿のIIIは、堀林巧（2011）「政治循環と外資依存経済—ハンガリー政治経済動向（1989～2011年夏）」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』2011年10月、在ハンガリー日本大使館『政治経済月報』各号、Portfolio.hu（電子版）、Budapest Business Journal（電子版）、Financial Times（電子版）、Wall Street Journal（電子版）、ブルームバーグ（電子版）、ロイター（電子版）、モニシングスター社新興国ニュース（電子版）を参考にしている（電子媒体のアドレスは割愛する。アクセス日はおおむね2009年初から2012年2月10日までである）。また本稿全体として、2012年1月28日に開催された基礎経済科学研究所・現代資本主義研究会「ヨーロッパ金融危機と世界経済のゆくえ」における議論の内容を参考にしている。
- 2) 中東欧諸国とは、本稿では、旧社会主义圏から2004年および2007年にEUに新規加盟した10か国（ハンガリー、チェコ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、ルーマニア、ブルガリア）を指す。
- 3) 本稿で金融危機とは、通貨危機、銀行危機、大幅な信用収縮、金融市場での大幅な価格下落のほか、債務危機までを含む、金融面での様々な危機を包括的に指す幅広い概念として扱う。
- 4) 「21世紀型金融危機」「資本収支危機」とも呼ばれている。「21世紀型金融危機」は、1994年のメキシコ危機についてカムデシュIMF専務理事（当時）が名付けたのが最初といわれている。
- 5) 新興国型の危機およびアジア危機の説明は、平田潤（1999）『21世紀型金融危機とIMF』東洋経済新報社、吉富勝（2003）『アジア経済の真実』東洋経済新報社、日下部元雄・堀本善雄（1999）『アジアの金融危機は終わったか』日本評論社、白井早百合（2002）『入門 現代の国際金融』東洋経済新報社、などを参考にしている。
- 6) 通貨危機とは、本稿では、固定為替相場制で通貨価値の切り下げあるいは固定相場制の放棄を余儀なくされることを、また変動為替相場制で通貨の市場価値が大きく下落することを指す。
- 7) 吉富（2003）はこれを「ダブル・ミスマッチ」と名付けている。吉富勝（2003）前掲書。国によっては銀行以上にノンバンクや企業が外貨建て借入のリスクを負っていた。白井早百合（2002）前掲書を参照。
- 8) 銀行危機とは、本稿では、銀行システム全体が機能不全となることを指す（参考：渡辺慎一編（1998）『金融危機と金融規制』アジア経済研究所）。なお大銀行の破綻は、銀行危機とみなしている。
- 9) 経済危機とは、本稿では、大規模かつ急速な生産および投資の停滞、消費の低迷を指す。
- 10) Y.バーグロフほか（2009）「欧州新興国における今回の危機の理解に向けて」『フィナンシャル・レビュー』、財務省財務総合政策研究所、平成21年第5号。2008～2009年の中東欧危機では固定相場制を放棄した国はない。また大銀行の倒産は、ラトヴィア2位の国内資本銀行以外には中東欧では発生していない。
- 11) ここではアジア危機の深刻化の経過について単純化して述べている。より詳細な経緯は、日下部・堀本（1999）前掲書第7章、吉富（2003）前掲書第1章などを参照。
- 12) 1993～2000年の中東欧諸国において、外資系銀行は受入国で危機が生じていた時期にも資金供給を維持しており、地場銀行に比べて安定的であった（De Haas, R. and Van Lelyveld, I., 2006, "Foreign banks and credit stability in Central and Eastern Europe. A panel data analysis," Journal of Banking and Finance, vol. 30, no. 7, pp. 1927-1952.）。
- 13) ウィーン・イニシアチブは、民間部門関与（PSI）の枠組みとして、ギリシャ第二次支援における“債務再編”的仕組みの考案にも影響している。ただし両者は、民間部門（債権者）が交渉を通じて“自発的に”協力するという点を除けば全くの別物である。
- 14) このイニシアチブの全体会合は、第1回（非公式）会合が2009年1月に、第2回会合が2009年3月に開催された。IMFの支援を受けた国は国別の特別会合が開催され、当事者・関係者間の約束が各国ごとに公式の形でなされている。
- 15) ただしハンガリー政府とIMF・EUとの対立点は経済・財政政策にとどまらず、多岐にわたっている。堀林（2011）前掲書を参照のこと。
- 16) 機関別の内訳は、IMFが125億ユーロ、EUが65

- 億ユーロ、世界銀行が10億ユーロである。
- 17) 堀林(2011)前掲書11頁を参照のこと。
- 18) 政権発足直後の6月、ギリシャ同様に債務危機に直面することは避けられないとの与党幹部の発言と政府報道官によるその追認からハンガリーの債務危機への不安が高まり、欧洲の債務危機が中東欧に拡大するとの懸念が生じるという事態が生じた。
- 19) 追加的な歳出削減措置の必要性、銀行税の税率の高さ、また政府提出法案における中央銀行の独立性における問題などが問題視された(在ハンガリー日本大使館『政治経済月報』2010年7月)。
- 20) 銀行税の負担額は、2010年は、500億フォントまでの総資産について0.15%、500億フォントを超える部分について0.5%と定められた(在ハンガリー日本大使館『政治経済月報』2010年7月)。
- 21) 2011年12月、政府と銀行協会は銀行負担の軽減で合意した。例えば、1スイスフラン=180フォントを超える分について、政府が3分の1、銀行が3分の2を負担する。5年間で、政府負担額が約1000億円、銀行負担額が約2000億円と推定されている(モニシングスター社新興国ニュース(電子版)、2011年12

- 月19日)。
- 22) 例えば、2009年に中東欧の危機への積極的支援を提唱したオーストリアは、2011年11月には銀行部門の中東欧への新規融資への制限を提言している。
- 23) 世界銀行による債務危機支援のための欧州・中央アジア新興国向け資金支援枠(270億ドル)の創設、新ウィーン・イニシアチブへの動き(準備会合を1月16日に開催、次回会合を3月に設定)など。
- 24) 国内航空会社や地方政府の債務問題など、ハンガリーの財政状況にはさらなる悪化の懸念もある。
- 25) 報道によればIMFは危機の拡大は望まず、ハンガリーに対する窓口は常に開いているとの態度を声明で示している。その一方で欧州委員会とIMFは支援協議の再開はハンガリー政府の実際の行動を見て判断するとの姿勢を崩しておらず、ハンガリー政府への強い不信感を伺わせる、当面の支援協議の進展はハンガリー政府の行動如何といえる。
- 26) ただしここでは金融支援が当面数年の危機の回避に役立つこと、現政権の政策に問題がある点を重視しており、IMF・EUが求める政策内容(特に財政緊縮目標)の影響についての是非は判断していない。

(たかた こう 京都大学研究員)

ロシア・ルーブルの 国際通貨化について

ロシアは現在、ロシア・ルーブルの国際通貨化を政策課題としている。ルーブルは2007年から外国での取引が合法化され、国外流通が拡大している。一方、ソ連解体直後から議論されてきたペラルーシとの通貨統合は遅々として進んでいない。



YASUKI Shinichiro
安木 新一郎

I はじめに

2008年9月のいわゆる「リーマン・ショック」以降、ロシアをはじめとする旧ソ連地域では各国通貨建て債券の保有や決済が忌避され、米ドル資金の確保のために各国通貨は売られ急激な為替安を記録した。ロシア・ルーブルをはじめとする旧ソ連諸国の通貨の信用の低さと米ドル需要の大きさが改めて認識される結果となった。

現在、ロシア連邦政府およびロシア銀行は、旧ソ連域内において米ドルやユーロだけでなくロシア・ルーブル建て決済を増やそうとしている。すなわち、ロシア・ルーブルの国際通貨化が政策課題となっているのである。

本稿では、ロシア・ルーブルの国際通貨化を考える上で重要だと思われる、ロシア・ルーブル現金の国外流通について論じる。具体的には、①ロシア・ルーブルの完全な外貨交換性の獲得、②ロシア領外への流通拡大、③通貨統合という3点について考察する。

2007年からロシア・ルーブルのロシア国外への持ち出しや国内への持ち込みが合法化され、ロシア・ルーブルが国外で自由に取引できるように

なった。

また、2008年の対グルジア戦争の結果、ロシアは南オセチアおよびアブハジアのグルジアからの独立を承認した。南オセチアやアブハジアではロシア・ルーブルの事実上の法定通貨化がおこっており、これはロシア・ルーブルのロシア領外への拡散の具体例だといえる。

さらに、ロシアはペラルーシと通貨統合交渉をつづけており、これは他の旧ソ連諸国との通貨統合の先例となるかもしれない。

II 完全な外貨交換性の獲得

1991年12月にソ連は解体され、ソ連国立銀行はロシア連邦中央銀行（以下、ロシア銀行と略す）に吸収された。ロシアでは1992年1月から急進的経済改革がはじまり、ハイパーインフレーションが発生するなど経済社会は混乱していった。

ロシア連邦政府・ロシア銀行はIMF（国際通貨基金）や世界銀行などの合意の下、ロシア銀行の発行する新通貨ロシア・ルーブルをロシアのみの法定通貨とし、他の旧ソ連構成共和国へ供給しないことにした。1993年7月に新ロシア・ルーブルを導入しルーブル圏は解体され、その後、

1995年までにすべての旧ソ連構成国が独自通貨を発行した¹⁾。

ロシア・ルーブルの前身であるソ連ルーブルについては、1926年3月に金本位制が廃止され、1926年7月には国外への持ち出しが禁止され、1928年3月には国内への持ち込みも禁止となり、ルーブルは外貨交換性の乏しい管理通貨となつた²⁾。国民の外貨保有や使用は原則違法行為とされ、ルーブルと外貨の為替相場はソ連政府が決定するものとされた。とはいっても、ソ連国民は外貨をたんす預金し、闇両替商が公定相場よりも有利な相場での両替をおこない、末期になるとドル現金での決済も見られるようになった。

ソ連解体以降、外貨保有や取引が合法化されるとロシア全土で外貨交換所が営まれるようになり、極東など一部地域を除いて闇両替商の活動はなくなつていった。

2000年にプーチンが第2代ロシア連邦大統領に就任して以降、ロシア経済は急速な回復をとげる。原油の国際価格の上昇にともないロシアの外貨準備が増大する中、2003年にプーチン大統領は、ロシア・ルーブルの国内持ち込みと国外持ち出しの解禁を柱とするルーブルへの完全な交換性の付与を政策目標として掲げた。

こうしたプーチン大統領の政策に対し、ロシア国内ではルーブルへの完全な交換性付与は時期尚早であるとの意見も根強かった。例えば、ロシア科学アカデミー欧洲研究所は、2003年の上記プーチン議会演説を受けルーブルの交換性に関する報告書を発表した。この報告書の中で欧洲研究所は、まず、CIS (Commonwealth of Independent States: 独立国家共同体) 域内でのルーブル使用を開始し、その後、CIS域外へのルーブルの持ち出しを解禁するという漸進的解禁案を示した³⁾。

結果的にプーチン大統領は全面解禁政策を採用し、2007年2月に改正された「外貨規制及び外貨管理法」を施行し⁴⁾、ロシア・ルーブルの外国での換金が合法化された。現在、日本国内でもメガバンクの外貨両替窓口および北海道や山陰地方の銀行などでロシア・ルーブル現金入手するこ

とができる⁵⁾。

III ロシア領外への流通拡大

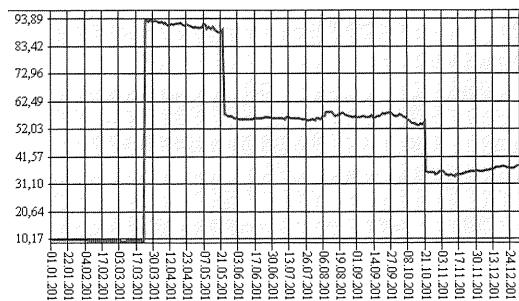
すでに述べたようにロシア・ルーブルは1993年にロシア独自の通貨となったが、2011年12月末現在、南オセチアとアブハジアという2国（日本は未承認）の事実上の法定通貨でもある。

グルジアはコーカサスに位置する旧ソ連構成国の人々であり、面積7万平方km、人口430万人ほどの小さな国であるが、ソ連時代からアジャリヤ自治共和国、アブハジア自治共和国、南オセチア自治州という3つの少数民族自治地域を抱えており、ソ連解体以降、民族問題が激化している。特に、ロシアに接する南オセチアとアブハジアはグルジアからの独立を求めており、ロシアは両地域の独立派を支援してきた。2008年の段階ではロシア軍は南オセチアに平和維持部隊を駐留させていた。

こうした中、2008年8月8日にグルジア軍は南オセチアに侵攻した。翌9日には南オセチアに隣接するロシア領北オセチア共和国の首都ウラジカフカスにプーチン首相が到着（前日まで北京オリンピック開会式に出席するため北京にいた）、反撃したロシア側はグルジア領奥深くまで侵攻して16日に停戦となつた⁶⁾。

8月26日にロシアは南オセチアとアブハジアの独立を承認し、その後、ニカラグア、ベネズエラ、ナウルなども国家承認をおこなっている。

図 ロシア・ルーブル /10,000 ベラルーシ・ルーブル 公定相場 (2011年1月1日～12月31日)



出所：ロシア銀行ホームページ (<http://www.cbr.ru/>)。

南オセチアとアブハジアではロシア・ルーブルが事実上の法定通貨となっているとはいえ、ロシア銀行が正式に認めているわけではない⁷⁾。

IV ロシア・ベラルーシ通貨統合問題

南オセチアとアブハジアにおけるロシア・ルーブル流通は、ロシアによる軍事占領の下で維持されている。とはいえ、ロシアが意図的に南オセチアとアブハジアをルーブル圏に組み込んだとは言えない。一方、ロシアは政策課題としているベラルーシとの通貨統合、すなわちベラルーシでのロシア・ルーブルの流通には今のところ成功していない。

ベラルーシはロシアとポーランドの挟まれた面積 21 万平方 km、人口 960 万人の国で、通貨単位はベラルーシ・ルーブル(беларускі рубель)である。ベラルーシは 1991 年 8 月にソ連からの独立を宣言したが、ソ連解体以降、一貫してロシアとの政治的および経済的統合を政策課題として掲げている。

通貨に関しては、ベラルーシは独立宣言以降もロシアとの共通通貨を維持するとしていた。1991 年末からベラルーシでもインフレ率が急騰するようになり、ベラルーシ政府はソ連ルーブル紙幣と並行して「消費者カード」を発行した⁸⁾。

消費者カードは、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドヴァ、ウズベキスタンで発行された、多数のクーポンを 1 枚のカードに印刷したものである。カードの中央には国名、カードの名称、クーポンの総額などが記載され、公印が捺印されていた。

消費者カードのクーポンは代用通貨(money scrip)ではなく、現金使用時に同額のクーポンの提出が必要とされた。例えば、1 ルーブルのパンを購入する際、1 ルーブル紙幣だけでなく 1 ルーブル分のクーポンを切って渡さなければならなかった。ソ連ルーブルの大量増刷によりルーブル現金が増加したが、この増刷されたルーブルの使

用を制限するために消費者カードが導入されたのである。

ウクライナは早い段階でルーブル圏からの離脱、すなわち独自通貨の導入を表明しており、消費者カードもカルボヴァネツ(карбованец)建てとなっていた。ウズベキスタンはカードに単位を記載せず、ベラルーシはルーブル圏維持の立場からカードは旧ソ連ルーブル建てになっていた。とはいえ、ベラルーシの消費者カードはロシア語ではなくベラルーシ語のみで印刷されており、ベラルーシ語の公用語化が始まっていたことが分かる⁹⁾。

1992 年 5 月にはインフレによる現金不足に対応するため、ベラルーシ国立銀行は臨時紙幣を発行したが、この紙幣も旧ソ連ルーブル建てであった¹⁰⁾。

1993 年 7 月にロシアは新ロシア・ルーブルを発行し、他の旧ソ連構成国へのルーブル現金の供給を停止することでルーブル圏は解体され、旧ソ連構成国は独自通貨を発行せざるを得ない状況となった。ベラルーシは 1993 年 9 月にソ連ルーブルに代わってベラルーシ・ルーブルを発行し独自通貨に移行した。

ところが、ルーブル圏解体後 1 年も経っていない 1994 年 4 月にロシアとベラルーシは通貨統合に関する協定を締結したのである¹¹⁾。ロシアのエリツィン政権とベラルーシのルカシェンコ政権は、ロシアとベラルーシの統合を政策課題として設定することで互いの国民からの支持を得ようとしたのであり、ソ連解体直後から両国の政治的・経済的統合交渉が続けられることとなった。

1995 年 7 月にはロシアとベラルーシのいずれかを原産地とする物品の相互輸入について関税手続きが廃止され、第三国からの輸入関税率についても相当程度の統一化が図られた¹²⁾。ベラルーシはソ連時代からいわゆる白物家電や農産物をロシアに供給しており、関税手続きの廃止はベラルーシ製品のロシアへの輸出を促進する効果があったと考えられる。

エリツィン政権末期の 1999 年にはベラル

シ・ロシア連合国家創設条約が締結され、2000年2月から通貨統合交渉が行なわれ、ベラルーシ・ルーブルの対ロシア・ルーブル相場の固定化、および2005年1月からのベラルーシ領内でのロシア・ルーブルの流通開始が決定されたのである。

しかしながら、2000年にプーチンが第2代ロシア大統領になると、ロシア・ベラルーシ通貨統合は遅々として進まなくなつた。ロシアは世界最大の原油・天然ガス輸出国であり、欧州へ輸出する場合、ベラルーシ領内を通過するパイプラインも使用している。ロシアはベラルーシに対し欧州向けよりも低価格で原油・ガスを供給していたが、ベラルーシはロシア産原油・ガスを欧州へ転売することで貿易黒字を稼いでいた。すなわち、ロシアはベラルーシに対して原油・天然ガスの形で補助金を供与していたと言える¹³⁾。

こうした状況に対し、プーチン大統領はベラルーシの欧州への原油・ガス転売を阻止する目的もあり供給価格を値上げした。ルカシェンコ・ベラルーシ大統領はパイplineから欧州輸出分を抜き取るなどの対抗措置を探るなど抵抗を続けているが、結果的に供給価格は上昇し続けている。こうした両国の対立の結果、2005年1月以降の通貨統合は延期され¹⁴⁾、2012年1月現在も通貨統合の時期は未定となっている。

さて、ロシアとベラルーシにカザフスタンを加えた3カ国は1990年代半ばに二国間でFTA（自由貿易協定）を結び、2007年10月には関税同盟創設条約を締結し、2010年1月から域外国に対して3カ国共通の輸入関税率を導入するなど、経済統合を推し進めてきた¹⁵⁾。

このようにロシアとベラルーシの経済統合が深化していく中、ロシアが国内よりも高い価格でベラルーシに原油・ガスを輸出することはベラルーシの製造業や農業にとって不利だと言える。

前述したように、ベラルーシの製造業や農業にとってロシアは重要な輸出先であるが、エネルギー価格がロシアよりも高いということはベラルーシ製品のロシア製品に対する価格競争力の低

下を意味するからである。

ベラルーシの製造業や農業を守るために、設備更新による生産効率やエネルギー効率の向上以外に、ベラルーシ・ルーブルの対ロシア・ルーブル相場の切り下げといった政策が重要となる。

もしベラルーシが独自通貨を廃止してロシア・ルーブルを法貨とすると、ベラルーシ産業保護のための為替切り下げ政策を探ることができなくなる。したがって、関税同盟をはじめとするロシアとベラルーシの経済統合の深化によって、ベラルーシ側のロシアとの通貨統合に対するモチベーションが下がる状態になっていると考えられるのである¹⁶⁾。

V おわりに

ベラルーシでは2010年末に大統領選挙が実施され、ルカシェンコ大統領が4選を果たした。ルカシェンコ大統領は選挙公約として国民所得の急激な増加を掲げ、企業への補助金や公務員給与などの増額を行なった。

放漫財政とこれに危機感を覚えた企業や個人によるベラルーシ・ルーブル売りの結果、悪性のインフレ状態に陥りベラルーシ・ルーブルは減価し、闇市場ではベラルーシ国立銀行が毎日公表する公定相場の半分でベラルーシ・ルーブルは一口、米ドル、ロシア・ルーブルといった外貨と交換されている¹⁷⁾。

ベラルーシ市民の中には、自動車で国境を越えてロシアへ行き、ベラルーシ・ルーブルをロシア・ルーブルに交換してベラルーシに戻り、今度はベラルーシ国内でロシア・ルーブルをベラルーシ・ルーブルに両替することで利益を得る者もいる¹⁸⁾。

ベラルーシ・ルーブルが減価すると同時にベラルーシにロシア・ルーブル現金が流入する場合、中南米のパナマやエクアドルが米ドルを法貨化したように、ベラルーシでも自国通貨の放棄とロシア・ルーブルの法貨化がおこる可能性もあるだろう¹⁹⁾。

今後の研究課題として以下の点を挙げることが

できる。ロシア・ベラルーシの経済統合はベラルーシからロシアへの出稼ぎ労働者の移動を促し、こうした出稼ぎ労働者の送金もまたベラルーシにおけるロシア・ルーブル流通をもたらす要因になると思われる。

ロシアは人口1.4億人で、毎年おもに旧ソ連諸国から2,500万人の移民を受け入れており、移民による送金額も膨大なものとなっている。例えば、タジキスタンの場合、2011年1年間にロシアで働いている移民による送金額は29億6,000万ドルとGDP(国内総生産)の45.4%に相当する²⁰⁾。

労働移民による送金は、旧ソ連地域におけるロシア・ルーブル現金流通量の増大だけでなく、ロシアと旧ソ連地域との間の銀行を通じた送金・決済システムの発展に寄与していると考えられる。今後のロシア・ルーブルの国際通貨化を考える上で、旧ソ連域内でのロシア・ルーブル建て決済の拡大について観察することが重要となる。米ドルおよびユーロの流動性危機による経済混乱が繰り返された旧ソ連地域において、こうした国際通貨の流通を補完する通貨にロシア・ルーブルはなりうるのか、継続的な調査が必要であると思われる。

注

- 1) Odling-Smee, John and Pastor, Gonzalo (2001) "The IMF and the Ruble Area, 1991-93", IMF, WP/01/101, August 2001.
- 2) ルーブルの国外持ち出しと国内持ち込みは禁止されていたが、ソ連時代でもウイーンなどではルーブルの取引が見られた(永田実(1986)『ルーブル：ソ連の国際経済戦略』教育社、77頁)。
- 3) Российская Академия наук Институт Европы (2004) "Конвертируемость рубля: опыт и перспективы," Доклады Института Европы №130, Издательство ОГНИ, Москва.
- 4) ロシアの外為法については、白鳥正明(2004)「ロシアの2003年『外貨規制及び外貨管理法』について」『ロシア・ユーラシア経済調査資料』(865) 2004年7月、ユーラシア研究所、2~14頁、を参照。
- 5) ロシア・ルーブルは完全な外貨交換性を獲得したが、現在もロシア銀行は毎日ロシア・ルーブルの公定相場を発表しており、「米ドル：ユーロ=0.55:0.45」で構成される通貨バスケットの変動幅を定め、隨時為替介入を実施している(安木新一郎(2009)「2008年8月以降のロシア・ルーブル相場の下落をめぐって」『国際金融』(1201), 2009年6月1日、財団法人外国為替貿易研究会、72~77頁)。ロシア・ルーブル為替相場は国家介入を常時受けているが、介入の影響は限定的だと考えられる。詳細は、安木新一郎(2012)「ロシア・ルーブル外国為替相場のフランクタル解析について」『甲南経済学論集』2012年3月、近刊予定、を参照。
- 6) グルジア紛争の詳細は、大野正美(2009)『グルジア紛争とは何だったのか』ユーラシア・ブックレットNo.140、東洋書店、を参照。
- 7) ロシア銀行ホームページ(<http://www.cbr.ru>)には南オセチアおよびアブハジアにおけるルーブル流通に関する情報は掲載されていない(2011年12月31日現在)。
- 8) 富田昌宏(1994)『紙幣が語る戦後世界：通貨デザインの変遷をたどる』中公新書1170、61頁。
- 9) 富田(1994)、59~60頁。
- 10) 富田(1994)、61~62頁。
- 11) 安木新一郎(2005)「ロシア・ベラルーシ通貨統合について」『世界経済評論』49(4)、(社)世界経済研究協会、50頁。
- 12) 服部倫卓(2004)「ロシア・ベラルーシ連合はCIS統合の牽引役か」、田畠伸一郎・末澤恵美編著(2004)『CIS：旧ソ連空間の再編成』国際書院、51~71頁。
- 13) プーチン首相はベラルーシに対する割安な原油・ガス供給を「いわゆる統合による割引」と表現している(『The Moscow Times』, 28 November 2011)。
- 14) 安木(2005)、51~55頁。
- 15) 金野雄五(2010)「ロシア・ベラルーシ・カザフスタンの関税同盟」『ロシアNIS調査月報』2010年6月号、(社)ロシアNIS貿易会、14~25頁。
- 16) ベラルーシ経済の動態については以下の文献が詳しい。齋藤大輔(2009)「危機に入ったベラルーシ」『ロシアNIS調査月報』54(1)、2009年1月、ロシアNIS貿易会、45~50頁。半田美穂(2010)「ベラルーシのロシア依存型経済：貿易・エネルギーを巡る関係」『ロシアNIS調査月報』55(11)、2010年11月、ロシアNIS貿易会、74~86頁。服部倫卓(2011)「ベラルーシの民営化・外資政策の急転換」『ロシアNIS経済速報』(1529)、2011年5月25日、ロシアNIS貿易会、1~12頁。
- 17) 『The Moscow Times』, 31 August 2011.
- 18) 『The Moscow Times』, 25 April 2011.
- 19) ロシアは経済危機に陥ったベラルーシに対し、ロシア・ルーブル建てではなく米ドル建てで貸し付けを行なっている(『The Moscow Times』, 27 April 2011)。
- 20) Интерфакс, 19 января, 2012 г.

(やすき しんいちろう 大阪国際大学)

ベーシック・インカムで 問われる現代社会と人間像

ベーシック・インカムの導入をめぐって、勤労意欲の低下を懸念する説と勤労意欲の質の向上を期待する説とが対立している。両説をどのように考えるべきかを中心に、現代社会と人間像のとらえ方に迫ってみた。



NARUSE Tatsuo
成瀬 龍夫

I はじめに

社会保障による所得保障の代替構想として議論が盛んになってきたベーシック・インカム(Basic income)には、現代社会と人間とのとらえ方について基本的なレベルで議論すべきいくつかの論点がある。

ベーシック・インカムは、「すべての人に、個人単位で、稼働能力や資力の調査を行わず無条件で給付する所得」のことである。ベーシック・インカムについては、なぜ社会保障よりもぞましいのか、給付水準をどうするか、財源等の実現可能性はどうかといった固有の論点が存在するが、議論の入り口のところでの抵抗感を持って慎重論、反対論を唱える人も少なくない。もっともよく聞かれる反対の声は、「勤労意欲が低下する」「誰もが働くくなれば経済が破綻する」といったいわゆるモラルハザード論、経済格差を是正する措置は「人生のスタート時点での平等に限るべきだ」といった機会の平等論である。これらの意見は、突き詰めて考えると、現代社会と人間像の認識にからむ根本問題を含んでおり、ベーシック・インカム問題はそうしたわれわれの心底に潜

む認識の当否を顕在化させているといってよい。ここでは、それらについてラフなかたちで検討してみたい。

II モラルハザード論の濫用

ベーシック・インカムへの反対論として、素朴ではあるがもっとも強く立ちはだかるのは、先ほどあげた「誰にでも支給するのは勤労意欲の低下を招く」「誰も働くくなれば経済が破綻する」という意見である。これは、俗耳につきやすいだけではなく、専門的な経済学者からもしばしば投げかけられる意見である。もしも働く人がみんな働くことになるとどうなるのか。「誰も働くなければ経済が破綻」は、否定のしようがない自明の理である。そもそも国民経済における所得再分配の原資は人々の勤労による富なので、「みんなベーシック・インカムで消費生活をエンジョイしながら誰も働くかない」といった想定下では、ベーシック・インカムは原資が存在しないので成り立たない。

だが、果たしてそういう状態を想定することは妥当であろうか。ベーシック・インカムによって人々の生活観や労働觀が変化し、働くことが新

たな生き甲斐や社会参加の契機になることはないであろうか。今日ベーシック・インカムの導入を熱心に考えている人のなかには、そのような勤労意欲の質の変化を期待する人が多い。

「モラルハザード」は、元来保険上の用語である。火災保険の加入者が、保険をかけていることで安心して火の用心を怠るといった現象を想定した言葉である。それがさらに経済倫理上の用語として、リスク防止の制度環境を整備すると、リスク回避のためのインセンティブを失わせるおそれがあるといった意味で普及しているものである。その使われ方には、多くの偏りがある。社会的なルールや規範を逸脱する行為を批判的にとらえる経済倫理上の域を超えて、一般の人間は利己主義が本性であるかのような観念がふりまかれ、公権力が福祉行政においてそれを濫用する傾向がなきにしもあらずといってよい。

モラルハザード論の濫用例をあげると、「医療費を安くしたりタダにしたりすれば軽病でも病院に行く」から、窓口負担の有料化や値上げが必要だとされる。「生活保護を厚くするとそこから抜け出す自立意欲を奪う」ので、保護基準を厳しくし、稼働能力調査や資産テストを強化せよという。失業保険の手当も、働く意欲を低下させるという理由で支給期間を厳重にするとか受給中の職探し、職業訓練の義務づけがなされる。しかし、生活保護については、日本では受給者の大半は自立が困難と認定されるべき人々である。失業保険も、失業率が低く再就職の機会がいくらもあるならないざしらず、昨今のような経済環境のもとでは、再就職できないうちに支給期間が終わる人が少なくない。失業手当の受給者のなかには、職安に通っても適当な仕事がないために、働く意欲云々の前段階で「就業意欲喪失者」(Discouraged worker)に陥らざるをえない人も多い。現実を無視したモラルハザード論の濫用は、人々の福祉サービスを利用する権利を制限したり剥奪したりするものとして批判されなければならない。

しかし、一方で罹患率が高く恒常に治療を必

要とする老人が増えているし、病気に罹っていても「メタボ・チェック」や「早期発見早期治療」のための受診が国民に奨励されている。医療費の負担を軽くすれば国民の保健意識を高め健康管理を向上させる可能性がある。失業者のモラルハザード対策は、失業手当の給付条件を厳しくすることではなく、再就職保障やつなぎの生活保障の制度環境をいかに整えるかにかかっている。

III 「経済人」モデルに欠けているもの

ベーシック・インカムが保障されれば「勤労意欲の低下」や「誰もが働くなくなる」といったことは、実は人間の一定の本性とそれにもとづく行動原理を想定しているといってよい。それは、経済学でいえば伝統的な「経済人」のモデルであり、この「経済人」が陥るモラルハザードとして説明される。

伝統的な「経済人」モデルは、功利主義を合理的であるとするベンサム流の人間像である。このベンサム流の思想を取り入れ、人間の本性を物欲のための利己心として、市場経済における平等な競争機会のもとにそれを自由に發揮されれば、あとは神の見えざる手によって個人の利益と社会の調和がもたらされるという「経済人」(Homo economicus、または Economic human)概念をつくりあげたのはアダム・スミスであった。そして、スミス以降の経済学は、マルクスを除いて、「経済人」モデルに依存する経済学となった。

しかし、平等な競争機会のもとに利己心を自由に發揮させることは、資本主義経済のもとでは大多数の人は労働市場を通じて、すなわち労働力を商品化することによってそれを行うということである。裏返しにいえば労働力を商品化しない人間には競争社会に参加する資格はなく、「働く意欲喪失者食うべからず」という経済原則が適用される。ベーシック・インカムは、労働力の商品化を否定するものではないが、労働力の商品化ぬきにすべての人に所得を保障しようとするアイデア

なので、これを認めると、伝統的な経済人像と「働く者食うべからず」という経済原則への違反を許すことになる。

今から70年以上も前に、若きピーター・F・ドラッカーは、「『経済人』に代わるべきものとして、人間についての新しい概念が何一つ用意されていないことが現代の特徴である。自由と平等を実現すべき人間活動の新しい領域は提示されていない」とのべた¹⁾。今日の市場原理主義の経済学を見る限り、この言は当たっているが、すべての経済的思考がこうした経済人像を前提としてきたわけではない。

ここであらためて考えてみなければならないのは、人間の本性を利己心、利己主義の面だけでとらえられるのかという問題である。

利己心は自己愛といつてもよい。それは個人の向上心や自立、成功を目指す心理的な源泉、あるいは個人が人間としての尊厳を失わないための精神的な要素の1つである。他方、人間には、他人への愛情や共同体的な互助の精神も存在する。弱者への援助、他人の幸せ、互助、友愛の精神を尊ぶことは、社会を形成する人間の本性として古の時代から認められている。「経済人」概念が成立した近代資本主義においても、それらがなくなつたわけではない。現代においても、「共同体の最後の砦」である家族、あるいは防犯、防災、環境保全などで近隣社会のなかにもそうした要素があるし、利他を重んじるさまざまなボランティア活動がある。

以上のような人間関係を端的に語っているのが、「1人は万人のために、万人は1人のために」という思想である。人間は利己心にもとづいて自分の幸福を追求するが、結局自分1人の力だけでは幸せになれない。競争だけでなく、他人との「連帯」「協同」が必要である。「経済人」モデルで、欠落しているのはこの「連帯」と「協同」という要素である。「経済人」モデルは、共同体の解体と個人への分解を前提に人間の本性を把握しようとして成立したが、逆にこうした連帯や協同

もまた人間の本性であることを認めれば、人間の本性にもとづく社会は生存競争のイメージだけではなくなる。経済の成り立ちも市場経済だけでなく連帯経済、協同経済といった存在が目に入ってくる。戦後福祉国家の支柱をなしてきた社会保障はそうした連帯経済の思想と切り離せないし、もっと古い時代から存在し、社会保険の歴史的基盤をなした共済組合などは協同経済思想とともに出現したものである。

ベーシック・インカムを伝統的な「経済人」モデルで理解しようとすると、労働によって担保されていた個人の向上心や自立心が奪われ、人々の倫理的堕落は不可避だということになる。しかし、ベーシック・インカムによって貧窮から解放されるときには、人々の利己心の内容や現れ方も変わる。アメリカの労働心理学者マズローのいい方を借りれば、生存的欲求から成長欲求、あるいは自己実現欲求へと人間欲求の高度化が起こるといつてもよいであろう。また、「万人のためのベーシック・インカム」が普及すれば、共同体の成員としての社会連帯の感情と自覚が発達し、万人が万人の福祉に寄与する「一種の利己主義から利他主義への転換」²⁾が生まれるであろう。もちろん、市場経済も賃労働も競争もなくならないが、それらに人々が全面的に依存したり強制的に従属させられたりする状況は影を薄める。伝統的な「経済人」が後景に退く時代が訪れるにちがいない。

IV ベーシック・インカムで 労働意欲は低下するか

労働意欲（勤労意欲も同義）の低下とは、就労しないことから、就労しても仕事に精を出さないことまで幅広い意味を含む。その原因はいろいろあるが、現代社会では雇用形態、賃金・時間等の労働条件、職場の人間関係、職務とのミスマッチなどがもたらす不満や不安が主な要因と考えてよい。

労働意欲の低下は日本経済の身近で起こってい

る現象である。筆者は、自著で以下のように取り上げたことがある。

「1990・2000 年代を通じて、日本の労働市場は大変貌を遂げた。この変貌を主導したのは、企業の正社員減らしとパート、派遣労働者への転換、成果主義による賃金管理といった人件費削減政策およびそれを支援した政府の規制緩和政策であった。しかし、その結果、日本の労働者には、若年層から中高齢年齢者層に至るまで深刻な労働意欲の低下現象が見られるに至った。

2008 年版の『労働経済白書』は、企業における非正規労働者の増大や成果主義的賃金の導入を背景に労働者の仕事満足感が大幅に低下している事実を指摘した。「雇用の安定」について満足と答えた人の割合は、1978 年の 33%から 2005 年には 14.8%に減少し、「仕事のやりがい」は 30.5%から 16.6%に、「収入の増加」は 23.7%から 6.2%に低下した。日本の産業の多くは、労働面から見れば、「苦汗産業」とさえいわれかねない状態になっている。『白書』は、「正社員になれない就業者の不安や不満が高まっている。非正規雇用はコスト削減には有効でも、職業能力を高めず、労働生産性向上にはマイナス」と指摘し、また、国際競争の中で否定的な評価を受けてきた長期雇用や年功序列賃金制度など日本の雇用慣行への再評価が登場していることを指摘している。」³⁾

日本の若者のニート、フリーター、あるいは就職後の職場定着率が悪いことなどの背景には、「正職員」採用されないことへの不満を反映した就労意欲の低下、あるいは自分により適した仕事を見つけたいという切実な適職願望がある。

資本主義の歴史では、労働条件の悪化が生産性の低下を招き、逆に労働条件を改善したことが生産性の向上につながった事例が多い。まず挙げられるのは、19世紀の工場法の歴史である。19世紀前半までは法による標準労働時間は 1 日最高 12 時間まで延長されたが、その後 10 時間、8 時間と短縮され、それによって労働力の保全、労働

者的人間的発達と労働生産性の向上が確保されていった。1930 年代の大恐慌の時、アメリカでは操業短縮との関連もあって週休 2 日制が導入された。産業界には労働生産性の低下を危惧する声があったが、制度施行後はむしろ上昇し、以来、週休 2 日制は全米に普及・定着していった。

「平等」が労働意欲の低下を招いた例としてよく引き合いに出されるのは、かつてのソ連である。旧ソ連は同国社会主義経済の不振要因のひとつとして、労働意欲の低下に悩んできた。旧ソ連は、国家による無料の医療や教育、低家賃住宅、低廉な食糧価格などによって国民の最低生活が支えられていた。しかし、賃金や社会保障は労働との関係が第一に重視されていた。何よりも労働が神聖視され、ソ連憲法は第 12 条で「働く者は食うべからず」を明文規定していた。国有企業は社会保険（保険料は全額国家および企業負担）と企業内福利で労働者を囲い込み、労働者は失業しない代わりに賃金水準はきわめて低くおさえられたので、労働へのインセンティブはないに等しかった。出来高制が採用されても、それは一部に限られた。その結果、国有企業の労働者は、その身分さえ確保すれば解雇されることなく、「適当に働いて」社会保険の給付と企業内福利サービスにありつけるという状態にあった。他方、働くことができず、社会的支援をうけざるをえない人々は社会的に低くみられ、公的扶助制度も貧弱であったことはよく指摘されている。また非生産部門に属する医師や教員も劣悪な待遇のもとにおかれた。旧ソ連は、全体としてみれば、人民に未来への生活の向上心とやりがいのある労働への意欲を発展させることのない停滞した「悪平等」社会であった⁴⁾。

スウェーデンは、「平等」達成度の高い福祉大国でありながら、国民の労働意欲の低下を耳にしない国である。その理由は、労働意欲の向上に積極的に努めてきた結果である。スウェーデンは、生産年齢人口のうち男女とも 75~80%の人々が就労し、労働→納税→福祉という仕組みによって福祉大国が維持されている。国民に対するさまざま

な就労促進の体制が構築され、労働に対する考え方も「人間性を向上させる場」「労働による貢献が共同体福祉の前提」などといわれる特徴がある。こうした労働重視の視点から、スウェーデン社会はベーシック・インカムには消極的であると見られるが、ただ「平等」だから必ずしも労働意欲が低下するわけではないこと、国民の労働觀について人間発達意識と社会連帶意識が基底にあること、労働意欲の向上のために国をあげての就労促進体制が構築されていることなど、参考にすべき点が多い。

ベーシック・インカムによって国民の勤労意欲の低下が起こることについて、筆者は、そうした懸念は少ないと考える。人々は、ベーシック・インカムが保障されることによる生活の安定・安心感のもとで、さらによりよい生活を築こうとし、またそのための選択の自由がある。多くの人はワーク・ライフ・バランスを考えながら稼得労働に精を出すであろう。時間をかけて適職を探し、営業を起こすこともできる。しかも再チャレンジが可能である。すでに述べたように、ベーシック・インカムの導入によって人々の生活觀や労働觀が変化し、働くことが個性の發揮、新たな生き甲斐や社会参加の契機になる可能性が大きい。それは、勤労意欲の質を変え、勤労意欲の向上の新しい社会的な基盤となりうるといってよいであろう。

しかし、現段階では、世界でベーシック・インカムの導入例はごく限られているので、まだ上記に関する実証例は少ない。カナダのシンクタンクで「年間所得保障」(GAI)を提唱しているカナダ協議会が、1970年代にカナダのマニトバ州のある町で実施されたミンカム(Mincome)で、所得保障を受けた人々が勤労意欲を失うことなく働き続けた事例を紹介しているが、今後さまざまに実証例が生まれるであろう。他方、2011年には、スイス国民評議会が、ベーシック・インカム法案について、労働インセンティブを低下させるおそれがあり、既存の社会保障システムがより良好なセーフティーネットを提供できるとの理由に

よって否決している⁵⁾。ベーシック・インカム構想をめぐっては、今後ますます、こうした賛否を交えた百家争鳴の議論が続くであろう。

ベーシック・インカムにおいて真に困難なことは、人々の労働意欲に見合った仕事を国民に質的にも量的にも十分提供できるかどうかである。世界中でまだ完全雇用あるいはゼロ失業に成功している国はない。「完全雇用」を幻想であるとして、それとの観念的決別をめざすのがベーシック・インカム構想であるが、ベーシック・インカムが保障されても、それ以上働きたくても仕事がないという状況では、ベーシック・インカムの理想は瓦解せざるをえない。ベーシック・インカムを空念仏に終わらせないためには、効率的な国民経済の発展の仕組み、雇用・労働保障のあり方についての研究が欠かせない⁶⁾。

V 格差と貧困への対応 —「人生のスタート平等」でよいか—

資本主義経済は、自由放任の状態だと、いたるところに人々の経済格差を発生させ、格差ピラミッド社会を形づくる。このピラミッドの底部に累積するのが最低生活水準以下の貧困者である。そのために、国家による所得再分配を通じて貧困者を最低生活レベルまで引き上げたり、一般の勤労者が何らかの事故によって最低生活以下に転落することがないようにするために社会保障制度が成立した。社会保障は、人々の経済格差をなくすものではないが、格差の拡大が貧困の拡大にまでひろがることを防止する使命を担っている。

しかし、その意味は重要である。人々が最低生活を保障されたならば、最低生活の水準の上で経済格差が存在しても、この場合の格差は社会的意味合いが異なってくる。人間社会にはいつの時代にも格差はあるが、社会が構造的に生み出す不公平あるいは不公正な格差とそうでない格差、個人が生活上の自由や自立の觀点から許容できる格差とできない格差がある。格差解消の制度や政策は、構造的に生み出される格差や許容されない格

差を緩和、解消しようとするものである。そうした格差がなくなれば、あとは格差といつても、許容される範囲にあると考えてよい。社会保障もベーシック・インカムも、こうした次元に立つ構想である。ただ、社会保障は、長期の経済不況や人口の少子高齢化で社会保険の経営が悪化したり、国家財政の危機のしわ寄せを受けたりして、最低生活保障の機能が果たせないことへの懸念がひろがっている。その点で、ベーシック・インカムは社会保障よりもはるかに貧困の防止と許容されない格差の是正に有効な構想であるといえよう。

ところが、社会の格差対策としてはもっぱら「初期格差」、とくに「人生スタート時点」の格差を少なくすべしという主張がある。大竹文雄氏は、次のようにいう。

「結局、私たちが合意できる格差対策は、人生的スタート時点での格差を少なくすること、最低限の生活水準についてのセーフティーネットを作ること、税制を含めた広い意味の保険制度を整備して、運・不運の影響を小さくすることの三つではないか。」⁷⁾

大竹氏の説は、まことに模範的な3点セットの処方箋であると思われるが、しかし、厳密に考えてみるといくつかの疑問が生じる。

一般に格差解消を目的に唱えられる「機会の平等」論がその方法として第一に取り上げるのは教育機会の均等である。学校教育は、国民個人から見れば幸福を追求するもっと基本的な手段であり、とくに社会で就労するための労働力を形成する準備を意味し、まさに「人生のスタート時点」において保障されるべき機会均等の最たるものである。

しかし、「人生のスタート時点」とはいつの時点をさしているのであろうか。学校教育段階だけなのか。学校教育だけでなく生涯に目を向けると、出生時、学校入学時、就職時、結婚時、退職時など、少なくとも人生の主な節目が5つぐらい

頭に浮かぶ。こうなると、「ライフステージ」に応じてという視点が必要となってくる。また、再チャレンジをどう考えるかも重要である。「最低限の生活水準についてのセーフティーネット」は、転落者を受け止めるセーフティーネットでよいのか。

ベーシック・インカムは、人生のいつの時点においても最低生活を保障するというかたちでライフステージの各段階における「スタート時点」への対応性をもつ。ベーシック・インカムは、そこから出発して人生の自由な設計を行い、うまくいかなかつたらまたそこに戻ってくることができる「ベースキャンプ」のようなものというのは、ドイツの経営者でベーシック・インカムの熱心な導入論者ゲツ・W・ヴェルナーの至言である⁸⁾。

ベーシック・インカムの役割を上述のように理解すれば、それは「結果の平等」以上に「機会の平等」を生涯にわたって提供するシステムである。

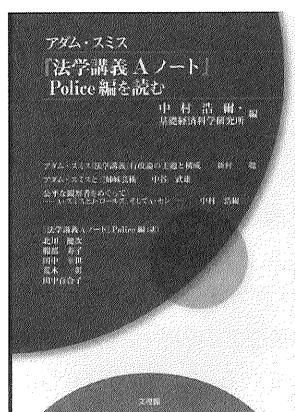
「機会の平等」論は「初期格差」への対応に限ってしまうと、もっぱら競争社会の入り口の条件平等化論に矮小化されがちである。しかも昨今では、「勝ち組・負け組」、サバイバル競争主義の風潮に利用されやすい。「再チャレンジ」の発想も、ときとしてサバイバル競争を前提とした敗者復活的な意味合いで語られることが少なくないが、上のべた「ライフステージに応じて」という発想に転換すべきであろう。

注

- 1) P.F. ドラッカー著／上田惇生訳『経済人』の終わり』ダイヤモンド社、2007年。
- 2) ゲツ・W・ヴェルナー著／渡辺一男訳『ベーシック・インカム』現代書館、2007年、139頁。
- 3) 成瀬龍夫『総説現代社会政策（増補改訂）』桜井書店、2011年。
- 4) 外池力「ソ連型福祉の改革の諸問題」『政経論叢』（明治大学）60号、1992年3月。
- 5) Basic Income News（日本語版）2011年7月号、参照。<http://tks-forum2011.blog>。
- 6) 宮本太郎『生活保障—排除しない社会へ—』岩波新書、2009年。
- 7) 大竹文雄『『格差はいけない』の不毛』『論争 格差社

会』文春新書、2006年。
8)ゲツツ・W・ヴェルナー著／渡辺一男訳『すべての人
にベーシック・インカムを』現代書館、2009年、83頁。

(なるせ たつお 滋賀大学名誉教授)



アダム・スミス

『法学講義 A ノート』 Police 編を読む

中村浩爾
基礎経済科学研究所 編
文理閣
A5 判 196 ページ 定価 2100 円(税込)
ISBN978-4-89259-669-8

本書第Ⅱ部は、スミス「法学講義 A ノート」 POLICE 編の本邦初訳である。

スミスを読み直して、誰もスミスを自分の都合のいいように利用できないほどに、スミスに対する誤解や誤読を正すことが必要である。また、スミスの思想には、このようなイデオロギー問題に解消されない豊かさがある。 . . .

Police 編は「A ノート」研究において注目される箇所であり、『国富論』へ発展した箇所としてもよく知られている . . . ——本書はじめにより——

姉妹編

中村浩爾編『アダム・スミス』法学講義 A ノートを読む』
第 I 部に論説 2 本、第 II 部に「所有権論」の翻訳を所収
基礎経済科学研究所 自由大学院 2008 年 定価 1000 円

お問い合わせ

基礎経済科学研究所
Tel/Fax 075-2552450
Mail office@kisoken.org

生活保護制度の批判的検討試論

—ベーシック・インカムの視点から—

小論では、生活保護の現場で働いてきた1ケースワーカーの視点から、生活保護の現場で今生じている問題について、ベーシック・インカムの視点から検討を試みる。

HASHIMOTO Keiichi
橋本 慶一

I はじめに

非正規労働の拡大、ホームレス、子どもの貧困など貧困問題が日本を深く覆っている。しかし、奇妙なことにそれらの対策の結論部分に生活保護制度が最後の砦として位置づけられている。生活保護の現場で働いてきた1ケースワーカーとして、生活保護はそのような重要な役割を担うことができているのだろうか、という疑念を感じる。このことを検討する手がかりとして、ベーシック・インカム（以下 BI）の視点を用いることとする。BIは後に述べるように、注目を集めつつある新しい社会構想である。この小論は、生活保護の現場で生じている問題を、この社会構想の視点から検討を試みるものである。

II 生活保護制度の現状

生活保護制度の問題に関する様々な言説は、2つの大きな流れに分けることができる。その根底にあるものは生活保護受給者の増加をどのように捉えるかである。1995年生活保護受給者数は、過去最低の882,229人¹⁾であったが、その後増加

の一途をたどり2011年10月には2,071,924人²⁾になった。このことをめぐって、一方では生活保護関係費の増大が問題視され、他方では貧困の拡大の結果として議論されている。

第1は、財政支出増大を問題視する立場である。2006年に出された全国知事会・全国市長会『新たなセーフティネットの提案』やその後の国と地方との協議などの内容である。有期限保護の導入を主張しているが、その問題性については、アメリカの例を慎重に検討する必要がある³⁾。他方、日本弁護士連合会は2008年に『生活保護改正要綱案』を出している。「水際作戦」（申請権の抑制）防止や権利性の明確化などを内容としている。

いずれにせよ、生活保護制度の「最後のセーフティネット」としての価値を強調している。そのことは、生活保護制度が大きな問題を抱えているにもかかわらず、弥縫的な対策をとることで課題を先送りし、さらに困難な問題を生じさせるのではないだろうか⁴⁾。

III BI からみた 生活保護制度への疑念

生活保護には矛盾する二つの考えが存在してきた。その第1は、生活保護はできれば使いたくない、使っても短期間が良いという考え方である。生活保護法第1条に規定された目的のひとつに「自立の助長」があり、この自立概念の捉え方と、同法第4条補足性の原理の規定から、生活が成り立たない時に利用し、早く生活保護を使わない状態なるべし、との考えだ。

他方、これに対して生存権原理に基づき生活保護を受ける権利を強調する考え方がある。生活保護法もこのことを掲げているのでその限りにおいて、全く正当な主張である。誰しも困窮状態に陥った時、生活保護を申請できることを確認することは、雇用状況の悪化などにより、稼働能力があっても就労に結びつかない人の増加という社会状況の変化の中で重要な意味を持つ。

「利用しやすく、自立しやすい制度へ」を掲げた『生活保護の在り方に関する専門委員会報告書』⁵⁾はこのことの反映であるが、それと同時に同報告書は、自立支援プログラムを提起し、その中で就労自立、社会的自立、日常生活自立という3つの自立を示している。就労による経済的自立を促進する仕組みの強化とともに、生活保護制度を利用しながら、人間らしい生活を送る仕組みの構築を提案している。この報告を背景に、自立支援プログラムについて先駆的な取組み⁶⁾はある。制度の運用改善など、従来、生活保護で議論されてきた枠組みだけでは、拡大する貧困問題を解決するには限界がある。そのことを打破するため、検討の視点としてBI構想を用いる。

近時、日本においてもBIが、関心を集めようになってきた。所得保障の側面からみれば生活保護制度とBIは近しい関係に見える。⁷⁾ 実際には似て非なるものだが、生活保護制度に蔓延する閉塞状況を打破するための視点とする。

T・フィッツパトリックによればBIは、「毎週

ないし毎月すべての男性、女性、子どもに対して、市民権に基づく個人の権利として、すなわち、職業上の地位、職歴、求職の意思、婚姻上の地位とは無関係に、無条件で支払われる所得」⁸⁾と定義した。この定義に基づいて生活保護を検討する時、さしあたり①市民権に基づき個人へ一律支給、②所得と労働の分離、③資力等の要件確認がないこと、の特徴に着目する。さらに給付水準としては、他の所得保障制度や税控除などをBIに置き換えることを前提に、給付水準は憲法第25条が求める生存権保障の水準とすることが妥当である。一方で、BIは文字通り現金給付であるため、BIに対応する形でベーシックニーズを満たす社会制度（住宅、教育、医療、介護、職業訓練等の労働政策、保育、障害者福祉などの社会福祉など）の存在が必要との前提で議論する。

IV 具体的な検討

(1) 市民権に基づき個人に一律支給

生活保護における申請権は、歴史的産物であり絶対的なものではない。申請権を明確化されていなかった旧生活保護法との比較においては、その議論は重要であるし、現在に至るまで所謂「水際作戦」として、申請段階で抑制的対応の存在も否定できない⁹⁾。

しかし、生活保護法の中に職権保護の規定（生活保護法第7条但し書）があるが、ホームレス状態にあるものや居宅生活にあっても地域社会から孤立した状態にあり、制度利用についての意思を示さない生活困窮者など、アウトリーチを必要とするケースは事実上制度適用から排除される傾向にある。申請権の論理はこのことを消極的にせよ正当化してしまう。

ところが、個人に一律支給するというBIの視点からすれば、その社会を構成する市民であることで受給権が確認され、そのことが実際の給付になるため、申請権という問題を立てることは実質的な意味を失う。制度を必要としているにもかかわらず、実際に制度を適用されていない人の存在

を議論する捕捉率の測定も必要なくなる。

(2) 生活保護要否判定及び程度の決定の複雑さとその困難性

最低生活費を算出するためには、年齢（生活扶助第Ⅰ類）、母子など世帯状況や傷病・障害の有無とその種類や程度やその他の心身の状況（生活扶助加算額の認定）、住居の状況（住宅扶助の決定）、教育の状況（義務教育の給食費や高校以上の就学状況¹⁰⁾）、介護の状況（介護扶助決定）、医療の状況などを確認しなければならない。

第2に、申告された収入を確認し、最低生活維持可能かどうかの判定と、実際の不足額を算出しこれを生活保護費として支給決定するのであるが、実際には収入を把握することに困難な場合も多い。例えば就労形態の多様性、仕送りの状況、申請者自身も認識していない年金受給権やその他の給付など多くの手間を要する。

第3に、収入の要件以外にも、稼働能力の有無や程度、扶養義務の履行状況（養育費など）、資産（預貯金、生命保険、自動車、不動産など）の状況を確認し、現にどの程度活用できるか調べる必要がある。このような調査をした上で申請から14日以内に決定することになっている。明日の食事代も持たない場合やライフラインが止まった状態での申請もあれば、預貯金などの資産が後の調査で明らかになる場合もある。総じて生活の困窮や不安を抱えての最後の手段として生活保護申請にいたるため、上記のような複雑な決定過程をどれほど理解し受け入れられているかの検証が必要なのではないか。

(3) 生活保護決定後も続く複雑な事務作業

煩雑な事務作業は生活保護開始以降も変わることはない。生身の人間の生活を丸ごと支える制度であるがゆえに、状況の変化を常に把握しなければならない。最低生活費（需要）の変動も収入の変化もある。制度の複雑化により生活保護給付決定のための作業が肥大化している。厳密化を追求してきた結果だが、制度をシンプルにすることで

ミスや不公平感をなくすことが、BIの視点から言えるのではないか。

具体例① 介護保険料 介護保険者ごとに決定される第1号被保護者の介護保険料を把握し、年金から徴収される場合は、必要経費として控除し、それ以外は生活扶助に加算し介護保険料として納付させる事務。代理納付制度や生活扶助が支給できない場合の納付指導などの煩雑さがある。税金で保険料を払う事務にどれほどの意味があるかと考えてしまう。

具体例② 教育扶助 憲法第26条の義務教育無償規定にもかかわらず、実際に無償なのは国立・公立の小中学校の授業料のみ徴収されないことになっている。そのことを受けて、教育扶助は義務教育を受ける子どものいる世帯に計上される。生活保護教育扶助を適用されていない低所得世帯には就学援助制度があり、学校給食費、通学用品代、学用品代、修学旅行費が支給される。生活保護の開始廃止に伴う適用関係の変更や、教育扶助給食費の精算事務の煩雑さがある。高校授業料も切実であるが、親の所得に関係なく義務教育の実質無償にできないのはなぜだろうかと、疑問を感じる。

具体例③ 医療扶助と自立支援医療 精神障害者の通院医療費公費負担制度があるにもかかわらず、医療扶助で通院している場合、制度の適用を調整しなければならない。生活保護法第4条からすれば疑い余地のない仕事とされるが、実務上は対象把握の困難さや主治医との意見調整の手間などの問題がある。

上記具体例はほんの一部であるが、総じて、事務負担として現場にのしかかっている。行政コストといえば、公務員の賃金水準問題になるが、少なくとも生活保護行政においてはスリムな制度にすることが必要である。現実は、最低生活費概念精緻化の代償というべきものであろうが、問題はそれにとどまらず、不十分な社会諸制度との整合性を取るコストは無視できない。

(4) 所得と労働の分離

生活保護法は第4条で稼働能力の活用を求めている。しかし、稼働能力は要件上の明確性に欠けるとの指摘がある¹¹⁾。18歳から64歳までを稼働年齢層として、特に稼働能力の活用を求める運用がなされているが、「年齢が若いから」、「一定の学歴があるから」といって就職に直結するとは限らない。その一方で、高齢者や障害者が全くもって働いていないかといえばそうとも言い切れない。こうしたことから、制度に恣意的判断が入り込む余地を与えててしまう。

その稼働能力概念の曖昧さに、社会の労働に対する捉え方が色濃く反映する。今日的な状況でいえば、なかなか仕事にありつくことができないとしても、非正規雇用の拡大、過労死、「ブラック企業」など、人間を破壊するとしか言いようのない「働き方・働くされ方」が蔓延しているなかで、なお多くの労働者が置かれている現状を意識せざるをえないものである。

それは近年に始まったことではなく、生活保護の実質的な生存権保障機能とは別に、戦後の経済成長を支える労働力とその家族として社会を構成しなければ、精神病院や入所型（かつては収容と称された）施設などとともに、社会と少し距離を置いたところでの生活が待っているという、脅迫的な意識を醸成するに十分な仕組みとして機能してきた、と考えられる¹²⁾。

以上のことから、生活保護制度の中に稼働能力活用を組み込むことで、人々を制度から遠ざける。就労自立支援プログラムは、取組み方しだいで従来の指導・指示型の就労指導では実現しなかった「成功事例」が生まれているが、労働市場から排除されてきた「稼働能力がない」とされた人々への援助が軽視される傾向が強まることと表裏一体となっている。

BIは、所得と労働の分離を主張する。そうすることで、人間の自由とその意思に基づく労働、「自律」的な人間のあり方が実現されるという。もしそうだとすれば、生活保護と労働の不幸な関係に終止符が打てるのではないだろうか。

就労意欲の問題はさらに厄介だ。現場では生活保護申請、「スグにでも働きます」と言うクライエントが、生活保護受給開始後次第に就労意欲を失ってゆくようにみえる姿を目にすることがある。短絡的に生活保護依存であるなどという表層的な見方が現れ、就労意欲喚起事業が実施され始めている。個々の労働者の普通の生活を実現するために自らを奮い立たせ労働に向かう中、その枠組みから排除されてきた者に、それ以上の意欲を喚起することは、困難が伴う。

(5) ベーシックニーズを支える仕組みの存在

生活保護制度のうち生活扶助以外の扶助（住宅、教育、介護、医療、生業、出産、葬祭）は明らかにベーシックニーズに対応している。生活扶助の加算¹³⁾も本来はベーシックニーズを補完する機能があり、一時扶助（入学準備金、被服費、家財処分料など）も大半がベーシックニーズそのものを補うものである。そうした意味において、生活保護イコール所得保障ではなく、純粋に所得保障といえるのは生活扶助基準額（I類・II類）部分といってよい。このことから、今日、社会の中でベーシックニーズの充足させる制度が不十分だといえる。社会サービスがゆきわたっていないことで、生活保護に負担がのしかかっているのだ。

社会サービスは、社会福祉だけでなく、教育や職業訓練、住宅保障なども含めて考える。それらをBIに対応するベーシックニーズと捉え、それらをカバーする制度こそがBIをより現実的なものにする。

(6) 小括

以上のこと3つの点にまとめる。①行政コスト極大化の象徴としての生活保護：生活保護制度を非効率にしておくことで、社会保障費用の増大が、あたかも無駄であることを演出する機能がある。②稼働能力活用強制装置としての生活保護：生活保護制度に稼働能力活用という曖昧な概念を持ち込むことで、生活保護受給者を労働市場に強

制力を持って押し返すことを宿命づけられる。更なる問題は、そのことを社会に示すことで、人々を労働市場へと駆り立てる。③貧困層の固定化装置としての生活保護：自立の助長という目的とは裏腹に、労働市場政策、年金、医療制度、障害者施策を変えることで、生活困窮者を減らすことは現実的に可能であるにもかかわらず、その解決を生活保護制度に押しつけている。

V 生活保護現場の現実

(1) 生活保護における対人援助活動

生活保護受給者の中には、最低生活を充足する給付をするだけでは解決できない生活上の課題を持つものも少なくない。適切な医療へのアクセス、在宅生活を継続させるための介護サービス、過去の借金問題、就労、保育や進学問題など、内容は多岐にわたり、時代とともに変化し複雑化している。これらの相談に乗り、解決への意欲を引き出し（エンパワーメント）、社会に存在するあらゆる社会資源を動員し、具体的な解決へのアドバイスをするのが、ケースワーカーである。対象となる問題も幅広く、社会資源も不十分で、各課題別に常に進化し、それらに対応する制度もめまぐるしく変化する中で、常に不全感が付きまとつ。

さらに、解決を困難にしているのは、湯浅誠氏が指摘した「自分自身からの排除」や「精神的溜めのなさ」である¹⁴⁾。現実社会との距離感が広がれば広がるほど、困難性は増加する。このことは労働市場の変化により、就労に関する支援の場面で顕著に現れている。これらは、現場のケースワーカーを困難なものにしているが、それと同時に困難であればあるほどクライエントとともに解決の喜びを分かち合うことの可能性を含んでいる。問題は、それらのケースワーカーと対立的な「業務」を、あたかもケースワーカーの本来的な活動として行わなければならないことである。このことには二つの側面がある。

一つ目は制度そのものに組み込まれた問題である。補足性の原理から導かれる受給要件の確認作

業をケースワーカーが担っている点である。就労の問題を例にとれば、働いていないものに対して支援を行い就労に結びつけることは、労働権の実現や社会参加の保障であり、経済的基盤の強化など権利保障の側面がある。反面、稼働能力の活用を求めるという意味がある。「就労指導」という名の下に機械的な指導・指示がなされ、結果として就労が実現しない場合には指示違反による生活保護の廃止決定がなされる場合もある。本来的には対等な関係の中で行われるべきケースワーカーが、無意識のうちに非対等ではない関係に陥る危険性がある。

二つ目は運用によって肥大化している問題である。「必要な人に必要な保護を」のスローガンの下に「生活保護の適正化」が現場の実務に影を落とす。生活保護受給者数の増加が「必要でない人に不必要的保護をしている結果ではないか」というように疑念に転化されている。課税調査による未申告の収入の発見とその結果としての費用返還決定や、「悪質」ケースの刑事告発、さらには警察との連携による生活保護からの暴力団員排除の対策強化など、一連の不正受給対策が強調され、これらが現場の業務の重要な位置を占めつつある。こうした中で、ケースワーカーは疑心暗鬼のうちに市民と接することとなり、信頼関係よりも不正を見抜く力のほうが大切と考える傾向にある。前者の問題でも取り上げた生活保護法に内包する指導・指示という権力的要素と結びついた時、要保護者や被保護者との関係は一層対立的になってしまう。

こうした「適正化」は、生活保護の現場の人間観を劣化させる。指導・指示を背景にした就労による「自立の強制」や不正受給防止の業務が増大する中で、無意識の中にも生活保護を必要とする人々に対して「うそつき、なまけもの、役立たず」という人間観の形成される余地が拡大する。

その人間観は、ごく一部の、「働く意欲を感じられない受給者」、「就労収入の申告漏れの発見」、「暴力団員からの生活保護申請」などの事象で強化される。生活保護が必要のない人々を制度か

ら、いかに排除するかという点が重要となる。自立支援プログラム実施について、生活保護現場の専門性が問題になっているが、その担い手たるケースワーカーの経験年数をみると、全国で5年未満が84.1%¹⁵⁾となっており、経験不足から機械的な精度運用になる危険性がある。また、就労支援などの業務に当たるものは非正規雇用が多いのも特徴である。こうしたことから、社会的共同業務の担い手たる労働者はその労働条件を不安定なものにされ、一方で、正規公務員は、住民と対立的な仕事を強いられる傾向にあるのだ。

(2) BI 視点からの示唆

BI の人間観の特徴は自律性にある。BI の一種として議論される参加所得などは、給付に何らかの対人的な関与の可能性を論理的には残しているとも考えられるが、無条件一律給付である以上、生活保護のように給付の過程で、私事にかかわることはない。生活保護制度は自立の助長という目的から深く私事に介入し、そのことで生活上の課題を解決してきた。一方で、人間の生活の自律性ということを軽視してきたといえる。私は、貧困問題の解決にソーシャルワークは必要であると考えるが、所得保障は、対人援助と切り離すべきではないだろうか。

VI まとめ

この検討を通じて、以下の点を指摘する。①シンプルな社会制度で問題解決を図ること、②所得保障以外の社会サービスについては生活保護などの公的扶助制度を使わなくとも全ての人が利用可能なものにすること、③生活保護において対人援助を所得保障と一体化させている問題点を検証することである。生活保護制度は、貧困問題の深刻化をよそに表面的な制度改革に終始する場合ではない。社会のひずみの結果生み出される不幸を、解決困難になって初めて生活保護に押しつける社会をどうするかという検討が必要である。全ての人間が生活しやすく働きやすい社会こそが、求め

られている。

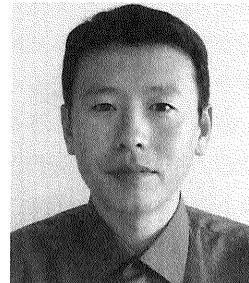
注

- 1) 生活保護の動向編集委員会『生活保護の動向』中央法規出版、2008年。
- 2) 福祉行政報告例（平成23年10月分概数）厚生労働省ホームページ2011年1月19日掲載。
- 3) エレン・リース「アメリカの福祉改革—追従するのではなく選択する—」（生活保護問題全国対策会議編『アメリカ福祉改革の悲劇に学べ！—え？日本でも生活保護が5年で打ち切りに？』耕文社、2009年所収）。
- 4) 杉本淳・高橋正幸「体系統の社会保障制度改革—年金・医療改革で社会の絆を強化する—」（神野直彦・井手英策編『希望の構想一分権・社会保障・財政改革のトータルプラン』岩波書店、2006年、所収）の中でも生活保護は同様に位置づけられている。
- 5) 厚生労働省社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会『報告書』（2004年12月15日）。
- 6) 例えば釧路市の取組など。釧路市福祉部生活福祉事務所編集委員会編『希望をもって生きる—生活保護の常識を覆す釧路チャレンジ』全国コミュニティライフサポートセンター、2009年、を参照。
- 7) 小沢修司『福祉社会と社会保障改革—ベーシック・インカム構想の新地平』高蔵出版、2002年。山森亮『ベーシック・インカム入門』光文社新書、2009年、でも生活保護制度との対比で検討されている。
- 8) T・フィッツパトリック（武川正吾・菊地英明訳）『自由と保障—ベーシック・インカム論争』勁草書房、2005年、3頁。
- 9) 吉永純『生活保護の争点—審査請求・行政運用・制度改革をめぐって』高蔵出版、2011年、72頁。
- 10) 高校の費用については、教育扶助ではなく生業扶助高等学校等就学費として、基本額以外に実際の需要を基準の範囲で支給する仕組みになっている。
- 11) 吉永前掲書、129頁。
- 12) 富江直子「最低生活保障の理念を問う—「残余」の視点から—」（駒村康平編著『最低生活保障』岩波書店、2010年、所収）201頁。中川清「最低生活保障の性格変化と直面する課題」（中川清・埋橋孝文編『生活保障と支援の社会政策』明石書店、2011年、所収）は「生活保護への排除」という点を指摘している（19頁）。
- 13) 野崎泰伸「生活保護とBI」（フリーターズフリー編『フリーターズフリーI』フリーターズフリー、2007年）所収ではBIにも加算が必要と主張されている。
- 14) 湯浅誠『貧困襲来』山吹書店、2007年、9頁以下。
- 15) 厚生労働省「平成21年福祉事務所現況調査の概要」。

（はしもと けいいち 所員 ケースワーカー）

F・ティラーの 科学的管理法における 労使間の協調の形成策について

本稿は、F・ティラーの科学的管理法の四大原理のうち第三の原理の労使協調をめぐって、その「労使間の友誼的協調」がいかに形成されたかを検討するものである。それが、労使協調の生産性に対して大きな役割を果たしたことを強調したい。



SHU Kyouhan
鄒 晓凡

I はじめに

企業の経営管理の源となった科学的管理法はその理論射程が現在にも及んでいる。たとえば、トヨタシステムとはティラーシステムの原理の応用か、新原理を提出したかの論争が続いている¹⁾。科学的管理法を再検討する理由は、これが「労使間の友誼的協調」等の未解明点を含み、その解明が企業の発展に有用な示唆を与えると考えるからである。

F・W・ティラー (Taylor, Frederick Winslow, 1856-1915) の科学的管理 (Scientific Management) は、量産方式を確立しつつあった当時の所有者を最も悩ませた労働者側の「組織的怠業」(systematic soldiering)への対策として書かれた。1895年提出の「出来高払私案」(A Piece-Rate System), 1903年提出の「工場管理法」(Shop Management) は1911年に「科学的管理法の諸原理」(The principles of Scientific Management) として纏められた。ティラーはその科学的管理法の四大原理として以下を挙げる²⁾。①(課業管理によって) 真の科学を発達せしめるここと (the development of a true

science), ②工員の科学的選択と科学的教育及び発達 (「一流労働者」の形成) (the scientific selection of the workman and his scientific education and development), ③労使間の友誼的協調 (intimate friendly cooperation between the management and the man), ④管理者と工員とがほぼ均等の職責を分担すること (an almost equal division) である。①, ②, ④はよく研究されているが、③は少なく、ティラー自身が労使間の「精神革命」と呼んだ内容は現在に至るも不分明である。本稿の目的は、この第三原理、「労使間の友誼的協調」の内容を示し、ティラーはそれをいかにして形成したのかを説明することである³⁾。

本稿の構成は以下の通りである。第Ⅱ節では19世紀末のアメリカの工場に出現した組織的怠業の状況と原因を検討する。第Ⅲ節では科学的管理法の実施に対する労働者の抵抗を見る。第Ⅳ節ではティラーが労使間の協調を形成した手法を検討する。第Ⅴ節のおわりに結論をのべる。

II 19世紀末アメリカの工場における組織的怠業の発生とその原因

(1) 内部請負制から万能職長制へ

アメリカ経済は1860年から飛躍的に発展し、鉄鋼生産量は1867年の2000トンが1899年には1000万トンを超えた⁴⁾、新世紀には工業生産世界一となった⁵⁾。その前半の1880年頃までは内部請負制（inside contract system）が一般的であった⁶⁾。所有者は生産物の製造契約を交した請負人に工場の管理運営を全面委任し、請負人が労働者の雇用、訓練、監督、賃金支払い、解雇などを決定していた⁷⁾。だが1873年恐慌に続く長い不況と価格下落の下で、工場所有者は「固定な労務費」と「実体と根拠の不明確な請負価格」による「請負人の高額な所得」を攻撃し、請負価格の切り下げを要求した。また、1880年のアメリカ技師協会（American Society of Mechanical Engineers : ASME）の設立に見られるように、量産型の技術発達は内部請負人による工程管理や製品改良を陳腐化させていた⁸⁾。19世紀末には所有者は請負人を雇用した熟練労働者（一部は元請負人の助手⁹⁾）の職長に置き換えて労働の掌握に乗り出した。だが相変わらず所有者は現場を知らず、職長が現場の全権を握る万能職長の職長帝國（天国）が出現した。

他方、1881年、「アメリカ労働総同盟」（American Federation of Labor : AFL）が結成されてストライキが頻発し始め、参加者数は1886年の61万人、1894年69万人、1903年79万人へと増加した¹⁰⁾。だが、経営者はストライキ以上に労働者による生産制限を問題にした¹¹⁾。

(2) ラチェット効果と組織的怠業

ミットベールスチール製鋼会社（Midvale Steel Company）に機械工として勤めたティラーは、1878年、27歳で組長そして職長へ昇進した。ティラーは工場の状況を次のようにいう。「著者（ティラー—筆者）は工場の職長であったけれど

も、部下の工員の知識と熟練とを合算すると著者の持つ熟練と知識の10倍ぐらいはあった」¹²⁾。ティラーはさらに厳しく指摘する。「いろいろな仕事に要する時間に関しては雇主も職長も全く無知であり、工員でさえ殆ど無知といえる」¹³⁾。この無知の下で、経営者は出来高給制や割増賃金方式によって労働者の高努力を刺激して、それによって労働者が稼得する賃金が高すぎると直ちに賃率を切り下げた（Rate Cutting）。ティラーはいう。「重役の中には、ときどき賃金支払簿を見て、今まで2.5ドル稼いだ人が5ドルを稼ぐと驚いていう。同業者が払うのは2.5ドルなのに、自分だけ5ドル払っては競争ができない。そこで職長にその地方の賃金相場を崩さないようにと命令し、職長は賃金を2.75ドルから3ドルくらいしか取れないようにしてしまう」¹⁴⁾。こうして賃率は頻繁に切り下げられ、「賃金は下がるのみだ、上がることは無い」としてラチェット効果と呼ばれた。すると、「だれしもわざと怠業して、仕事をのろのろとやる気になるだろう」¹⁵⁾。「（工員たちは）全力を挙げて最大限度の仕事をしようとせず、むしろとがめられない程度になるべく仕事を少なくしようとする。すなわち当然できる分量よりも、はるかに少しだとめておこうとする。多くのものは当然なすべき一日の分量の1/3または1/2ぐらいに止めるのである。もし全力を尽くして最高の生産をなすようなことがあれば、仲間のものから非常な非難を受けることになる」¹⁶⁾。

ティラーは労働者の怠業を二種類に区分した。一つはヒトの生まれつきの本能として樂をしたがる性向であり、自然的怠業と呼ぶ。もう一つは他人と関係からいろいろ細かい思慮をめぐらした結果として怠けるものであり、組織的怠業と呼んだ¹⁷⁾。ティラーは組織的怠業の原因を三つ挙げる。①能率を上げると失業者が出てしまうという誤解。②不完全な管理法、これは怠業を奨励することになる。③工員任せ、これは非能率のもととなる¹⁸⁾。

だが、ティラーは組織的怠業を生んだのは経営

者であるとして、経営者を咎める。通常、経営者は自然的怠業を克服するには強制、脅迫、買収しかないと考えている¹⁹⁾。経営者は出来高給制度を持ちだし、その賃率を頻繁に切下げることによって労働者から高い能率を引き出した。だが、これが労働者を結束させて組織的怠業を招いたのである。実際、出来高給制を導入した企業は一層激しい生産制限の嵐（組織的怠業）に見舞われた²⁰⁾。

（3）情報の非対称性とインフォーマルグループによる防衛

組織的怠業の発生原因は労使の利益を巡る争いである。経営側は絶え間なく賃率を切り下げる、労働者の能率を上げて利益を増やそうとする。労働側は生産制限によって余裕を持ちながら安定な報酬を得ようとする。経営者の提供する賃金と労働者の提供する能率との交換において、買い手はより低い値段（賃金）で購入しようとし、売り手は質の異なる商品（低い能率）で応じる。

ここでアカロフ（George Arthur Akerlof）の「レモン市場」（lemon market）を想起されたい。レモン（中古車）市場で出回るのは劣等財ばかりとなる。ティラーの時代の経営者も劣等レモン並の組織的怠業による低能率労働に直面したのである。アカロフは中古車市場で劣等財が発生する原因として売手と買手間の情報の非対称性を挙げた。労使間でも事情は全く同じであり、労働者の能率に関する情報は労働者だけが知り、経営者は知らない。ところで、この非対称性は組織的怠業によっても支えられている。というのは、もしそれがないと、経営側はたとえば労働市場の失業者（マルクスの産業予備軍）により高い能率で働くことを表明させて、現役と入れ替えて高い能率を開示させようとする。そこで、労働者側は結託して能率情報を経営側から隠蔽しようし、グループに入ったばかりの新米労働者、グループから出た労働者、また現場の情報を把握している人間毎に細かく対応した。たとえば、ティラーは組長になると直ちに職場の元の仲間から厳正に警告され

た。「フレッド（ティラー—筆者）、組長になっておめでとう。からくりは君が知っているとおりだ、まさか君は出来高払の奴隸にはなるまいね。君が僕たちとぐるになっていれば何もいうことはない。もしひとつでもこの率をこわすようなら、すぐ工場からほうりだしてやるから・・・²¹⁾」。要するに、労働側にとっては、非公式の組織化による現場の能率情報のコントロールは組織的怠業のための根本手段なのであった。

III 科学的管理の実施に対する労働者の抵抗

ティラーの生涯は、第一期 1875 – 1894 年の科学的管理法を学習し実践する段階、第二期 1895 – 1910 年のその総括と精緻化の段階、第三期 1911 – 1915 年のその昇華と普及の段階に区分できる。科学的管理法の試行と実施は労働者の利益に直結し、激しい反発を招いた。

（1）ミッドベールスチール工場における三年間の悪戦苦闘

1873 年恐慌後のアメリカではすでに生産制限が「時代の課題」となっていた²²⁾。1875 年に入社したティラーはすぐ職場における怠業に直面した。「各仕事をどのぐらいの速さですればよいかは、工員たちによって細かく決められていた。全工場の機械の速さも工員たちが決めてしまった。適当だと思われるものに比べて約 1/3 ぐらいに制限されていた。新参の工員が工場に来ると各仕事についてなすべき高を古参の工員が言ってきかせる。もしこの教えに従わないとたちまち古参のものに追い出されてしまう」²³⁾。入社間もなく仕事の良さによって組長に抜擢されたティラーはたちまち労働者と戦端を開始する。ティラーが工員たちに「公平な一日分の仕事」をさせようとすると、あらゆる圧迫を加えて妨害し、運転中の機械を「偶然に」壊したり、故障を起こしたり、その責任は職長ティラーにあると言い立てる。ティラーが町に行くと、ばか、犬と罵倒され、妻に

は悪口を、子供には石をぶつけられそうになった。ティラーはいつも独りぼっちで二マイル半の道を歩いて帰った。親しい工員が彼に注意を呼び掛けると、「打つなら勝手に打てと他の工員たちに伝えるように」と言い渡した。工員たちは現場の能率情報を秘匿しようとした、旋盤工出身のティラーはこの情報を熟知するからこそ、工員たちは最も恐れたのである。この情報は経営側と戦う最も有力で、しかも唯一の武器であり、ストライキよりも強力だ。もしティラーがこの武器を押収すると再び経営側の搾取を許すことになろうという恐怖が工員たちの強い抵抗の根本原因であった。このティラーと労働者間の闘争は三年間続いた。

(2) ウォーターダウン兵器廠における鋳物工のストライキ

1911年、ティラーの「科学的管理法の原理」が公刊された8月、科学的管理法を導入しようとしたウォーターダウン兵器廠で鋳物工のストライキが発生し、ティラーは下院で証言するハメに陥った。

軍需品の補給部は、納入元のウォーターダウン兵器廠の生産原価が高すぎると悪評が立ったため、ティラーシステムを導入しようとした。ティラーは弟子らを派遣して、156人の機械工場の改革に取り掛り、ここは計画通りに進んだ。だが、続く鋳物工場では機械工場と違って18人の鋳物工はface-to-faceの対面関係にあった。見知らぬ他人がストップウォッチを用いて、日給制下の基準時間53分を割増金制下の基礎時間40分へ変えた。ある鋳物工が懐中時計を使用して作業時間は50分と測定し、40分では作業できないと職長に訴え、職長は上訴し、上は基礎時間を50分としたため、ティラーの手法は危機に陥った。当夜、鋳物職場で鋳物工はインフォーマルに集会を行い、時間研究中止の請願書を起草した。翌日、弟子が時間測定にかかると鋳物工の代表に反発され、命令拒絶で解雇した。すると、他の鋳物工も持ち場を離れ、ストライキが開始された²⁴⁾。

この事件の背後には次の事情があろう。ストッ

プウォッチは「よく知られかつ恐れられた用具」とされ、工員の真の能率情報を探知して、基準時間を短縮させる。ティラーはストライキが起った直後と弟子宛てに、「このストライキはまさしく科学的管理の基礎に打ってかかる。もし管理者が精確な情報を得ることを認められないなら、科学的管理は不可能となる」と書き送り、情報に対する管理者の権利(management's right of information)を強調した²⁵⁾。

次に、労使協調の欠如についてシェルトン(Oliver Sheldon)は言う。科学的管理の全原則は、まず時間研究による労働者から管理者への熟練移転とその後の「管理者から労働者への移転手続き」(the process of transference of skill from the management to worker)である。次に、「科学的方法の使用を確保するための労働者との協働である。管理者が速度を設定し労働者が駆け足をするというのでは成功は覚束ない。労働者は計画を達成する方法を知るだけでなく、その公式化にも参加しなければならない。訓練は共同調査後の相互の合意によって決められた作業方法に従わなければならない」²⁶⁾。

(3) ホクシーカー報告と科学的管理法

1910年、北東部鉄道会社は運賃値上げを州際商業委員会に提起し荷主側は反対して荷主の勝利となった。その際、科学的管理を名のる「能率屋」(efficiency expert or efficiency man)が企業を指導して、科学的管理への誤解を生み、労働組合の反発を強めた²⁷⁾。1912年、下院特別委員会は科学的管理の導入を禁止する必要ないと結論付け、労働組合はさらに反発した。1913年と1914年のAFI年次大会で「科学的管理の導入反対」が決議され、政府の労使関係委員会も科学的管理を徹底調査した「ホクシーカー報告書」(Hoxie's Report)を出した。岡田(2003)はヨーダー(Dale Yoder)を引用してその批判点を①分配の不公正、②労働者の機械視、③経営独裁主義の提唱、④労働組合の否定と挙げる²⁸⁾。ここでは①と④を採り上げて、労働組合が科学的管理法に反

発する理由を見よう。

分配の公正について。テイラーは科学的管理法の最初に「公平な一日の作業量 (a fair day's work)」を唱えた。テイラーのいう公平には二つの意味がある。一つは経営者側にとってのものであり、労働者側が労働制限をやめることである。労働者にとっての公平とは、高い能率に応ずる高い報酬である。テイラーは自分を労使の仲介人の立場に置いて両者の均衡点を見出そうと努めた。だが、労使間に利益分配に関する意見交換や協議もない状況では、テイラーの提示した基準によって公平を唱えても認められるはずが無かろう。労働者側はテイラーを経営者の代表と考えたが、経営者側はゆめテイラーを労働者側代表とは考えなかつた。テイラーが如何に公平な仲介者の役を果たそうと望んでも、公平とは認められなかつた。

労働組合の否定について。テイラーは労働組合を反対しないと明言したが、科学的管理法において労働組合は補助的存在となる。労働者の権利に無関心、無頓着、強慾な使用者に対しては労働組合は必要となる²⁹⁾。使用者がそのようでなくなれば、労働組合も無用となる。テイラーはいう。「労働組合が成功することは劣等工員がより儲け、優等工員の賃金は減ることになるのである。ミットベールスチール社では一流工員は皆これをよくわきまえおり、説きふせられて労働組合に加入することはない」³⁰⁾。労使の利害が一致すれば自主的な科学的管理によって相互の利益が達成できる。テイラーは労使の利益を公平に分配する仲介人として登場し、労働組合の力も借りて労使協調を達成させようとするが、労使協調が達成されると労働組合が無用となるのでは労働組合にとって死活問題となる。

IV テイラーは如何に労使間の協調を形成したか

テイラーのいう労使間の協調とは、労働者の経営者に対する妥協でも、階級調和を狙うものでもない³¹⁾。テイラーは作業の最善の方法は唯一だ

とし、「早晚、この原理は全文明社会に実施されるようになる、その実現が早ければそれだけ人間の幸福となる」³²⁾、という。テイラーは1911年の兵器廠ストライキを契機に労使協調の科学的管理に対する決定的な役割を強調し出し、1912年の下院証言では“精神革命”とまで述べた。倉戸はいう。「テイラーは労使の和 (Mutual understanding) を提起した最初の人であり、これは雇用者と被用者との最重要的問題であるにも拘らず、今日に至るまでテイラーをおいて他に前向きの提案したものはいない」³³⁾。それでは、テイラーはいかにして労使の協調を実現したのか、その経過と原因を検討しよう。

(1) テイラーの個性

テイラーがいう労使の協調における使用者とは、実は旧来の所有者としての経営者ではなく、科学的管理の実施者を意味しており、テイラーは自らを新しく台頭すべき経営者層の代表と位置付け、労働者に対してこの労使間の協調を説得したといえる。そこでまず、テイラーその人の人間像を見てみよう。

第一に知性的な人間である。知性とは、広辞苑によれば新しい状況に対して本能や伝統のやり方でなく、事態に適応して課題を解決する性質とある。テイラーは入社時点においてハーバード大学法科の入試に優秀な成績で合格していた³⁴⁾。入社5年目には通信教育で工学修士号を取り、翌年にはアメリカ機械技師学会会員となり、技師の高い地位を得た。この専門的知識は現場の技能情報を獲得し、組織的怠業問題の本質を掴み、対策を理論的に纏めることに役だった。

第二に高潔で粘り強い性格を持つ。倉戸はCopleyを引用している。「テイラーは、イギリスから初期のアメリカに渡來した清教徒の倫理を身につけ、自由な開拓者魂 Unitarian 精神の持ち主であった。」テイラーの高校時代の教師はいう。「知的でやさしく、樂天的だった。礼儀正しく、口汚い言葉を発したり、他人の悪口を言うことはなく、また高慢だったり、責任を回避することも

なかった。実行派であり、少々度が過ぎるくらいがあった」³⁵⁾。誠実・勤勉・合理的態度は妥協を許さぬ「ワン・ベスト・ウェイ」を追求するティラーの生涯を貫くものであった³⁶⁾。

ティラーが挑戦したのはある固まった秩序における関係者間の利害関係を再調整することであった。ティラーの勇気はさておき、少しても私利私欲の気を察せられたら身に危害の及ぶ状況であった。ティラーはいう。「こういう争いの中に醸し出されるいやな思いは経験したものでなくてはどうてい想像すらできないだろう」。「工員がこぞって圧迫してくるのに対抗して、つっぱりうる職長はほとんどないといえよう」³⁷⁾。自分の公平無私の信念をあくまで貫いたからこそ、ティラーは労働者の説得に成功できた。

第三に、対峙する双方の経験を持ち、自らを双方から中立の立場に置けた。ティラーは見習工、旋盤工、組長を経験したが、この現場の経験なしには他の経営者と同様に考えたことであろう³⁸⁾。ティラーは労使の双方に、自らは労使間での中立者として振舞っていると言い、双方にたくさんの友達をもつことを誇った。ティラーは見習工からの工員の経験を持ち、職長の後はさまざまな経営側の地位を経ており、双方に対して等しく同情と理解をもっていた³⁹⁾。ティラーのこの双方の経歴は双方が科学的管理法を受け入れるのに大きな役割を果たした。職長としてのティラーが科学的管理を試験して衆多の労働者に非難された時、工場長はティラーに信をおいた。ティラーが工員たちに非難された時、親しい工員がさまざまな形で密かに応援してくれた。経営者としてではなく、第三者としての説得は工員の信を得やすい。

無論、ティラーのこうした個性が労使の協調達成の必須条件という訳でないが、ティラーの個性が説得に役立ったことは確かであり、リーダーシップを發揮すべき経営者に要請される資質だと提示したい。

(2) 新しい熟練労働者の形成

科学的管理を導入した企業における労働者側の

変化および変化の原因から、労使協調の形成を見る。

ティラーのリーダーシップ。当時の労使は低能率—低賃金—低利潤の均衡状態にあった。そこでは労働者は、低賃金だが低努力による余裕綽綽でカバーした有利な状態であり、能率向上とは余裕を失うが、高賃金はやがて切り下げられて不利を招く（ラチェット効果）と考えていた。したがつて、ティラーが高能率—高賃金の賃率表を提示しても、労働者はその切下げを恐れて低努力から抜け出ようとしなかった。ティラーは工員に速く正確な新法を仕込み、工員は喜んでそれを受入れはしたが、出来高は引上げず余裕増を選択した⁴⁰⁾。ティラーは「工員が余計に仕事をした場合には余計の報酬を与えるのが正義であり」、「差別的出来高給制度では最高能率で働きさえすれば、いつでも高い賃金が得られる」⁴¹⁾と約束して、提示した賃率を決して切り下げなかつた。工員の方はティラーを繰り返し騙したのであるが、ティラーは工員を騙さず、リーダーシップを發揮し続けたのである。労働者たちはティラーが約束を裏切らないと確信して初めて、高能率の努力情報を開示したのである。

約束の長期性。科学的管理法（以下で新法と呼ぶ）は短期間に職場に導入できるものではなかつた。ティラーは小さな会社でさえ二年三年、時には四～五年を要すると言つた⁴²⁾。すると、当時のように賃率を頻繁に切り下げる労働者は反発して新法を導入できなくなる。だが、賃率が維持されると、能率の引き上げが有利となり、先に訓練を受けた方が有利となる。経営側においても、高能率による利益は高まるので、賃率を維持するインセンティブも備わる。ティラーは、新法の訓練を職場全体ではなく、各労働者毎に区別しておこなつたのであり、彼に新法の高能率による高賃金を誘導したのである。彼が新法を習得して実際に高賃金を獲得し、この賃率が維持されている現実を目の当たりにするなかで、ティラーの約束履行への疑惑は払拭されてゆき、インフォーマルグループの参加者は減少してゆき、ついに新しい熟

練労働者が多数を占めるに至った。

新しい熟練労働者の交渉カード。ティラーの約束履行への確信へと踏み切らせたのは、新しい熟練労働者が、獲得した熟練がティラーの違約への強い牽制力となることを認知したことであろう。ティラーが養成した「一流労働者」は経営者にとって容易に手にできる資源ではない。まず、その訓練にかなりの時間と費用を伴う。労働者の報酬は30%から100%増加し、会社の利益は一流労働者の賃金総額よりもずっと増えた⁴³⁾。双方のこの高い利益は、一流労働者による高い能力、そしてその高い努力に支えられている。もしティラーが約束した賃率を切り下げでもしようものならば、労働者は違約へ反発して高い努力を引下げ、その高い利益を失うことになろう。旧熟練においては労働者の組織的な努力情報の隠蔽がその交渉力の源泉であったが、新熟練は労使間で情報が共有されたにも拘らず、それに代わったのである。

(3) 新しい管理層の形成

ティラーの科学的管理法四大原理の④「管理者と工員とはほぼ均等の職責を分担すること」とは、旧来の命令と統制型の管理層に代えて生産機能を労働者層と分掌した横型の管理制度の提唱である。従来の管理者の職務は労働者の管理と監督であったが、目分量による管理と言われる主觀性の強いものであった。ティラーの機能的職長制は従来の一人の職長の職務を八つの内容に区分し、各職長には各自の専門分野を持たせ、工員任せだった仕事に対して各主任が各新課業手法の訓練と実施に当り、こうして労働者と管理者とは仕事を分掌し協調する関係となった。

また、ティラーは課業を計画と実行とに分掌させた。手順係、時間・原価係と指導票係は計画部門に属し、準備係、速度係、検査係と修繕係は実行に集中した。ティラーが構築した計画部門は現企業の中間管理層の雛型となつた。

さらにまた、この機能的な職務分担は有能な労働者を生涯労働者の地位にとどめることなく、組

長、職長、さらに管理層へと昇進する道を開いたことであろう⁴⁴⁾。

新しい労働者層と管理者層とが生産機能を分掌し、日常的に接触しコミュニケーションを交す関係は、両者間における報酬の公正意識を高め、労使の協調に大きく影響したと見られる。

V おわりに

ティラーは科学的管理法の第三原理として「労使の友誼的協調」を挙げ、その達成に全力を尽くした。労働者側がティラーの提起を受け入れた理由をティラーの個性に求める見解もあるが、筆者はその背後に新しい熟練労働者層と新しい生産管理層の出現を見る。労使間の雇用関係は新熟練の形成のために長期化してゆき、ティラーは事実上解雇をしないと約束し、そしてこれを誠実に履行したのである。労働者が形成する新熟練は、使用者側に対して違約すれば大きな代償を支払うことになる牽制力として作用したのであり、労働者はこれを認知した上で、その提案を受入れたといえる。さらにまた、新しい管理者層と労働者とは職務を分掌させた協調関係を作りだしたのであり、これも労使間の協調を促した。

ところで、本稿はティラーのいう労使協調を対象としてこれを論じたが、これは決して資本主義体制における資本と労働との内在的な対立関係を否定するものではない。ティラーの意図とは別に当時の激しい労資対立の中で提示された科学的管理法は一種の経営「合理化」論たらざるを得ないのであり、資本の「合理化」を主軸として、その枠内で生じる「労働の人間性」(自己実現を含む)という「二重性」(矛盾)を帯びることは必然である。これはその後、科学的管理法が便利な搾取の道具として乱用されたことに伺える。さらに、ティラーは議会証言の中で科学的管理法によって労使間に精神革命を起こしたと唱えたが、その前後における様々な言論は矛盾し整合性にかけており、ティラーは目の前の裁判と組合の圧力への対策として労使協調を主張したと言われてもやむを

えない。にもかかわらず筆者が「テイラーの労使協調」を主張するのは、その「使」とは「資」ではなく生産機能を果たす新興の経営者層なのであり、それとの労使協調を労働者が受け入れ、これが生産性と労働者への待遇改善に対して貢献した事実を指摘したいからである。

テイラーの「労使協調」を歴史発展過程上で見るならば、労働者がテイラーの課業管理を受容した結果、テイラーが強調した計画と実行との分離によって、もともと労働者側に属した労働情報を経営側に移転させることになり、労働者は単純に経営側の提示した任務と手段や方法を受動的に実行するのみ、つまり労働の主体性を奪われていったのである。井上（1987）が指摘したように、「精神労働としての管理労働は、資本の側に集積され、資本の機能を賦与されて肉体労働・作業労働との間に敵対的な関係を生み出す。その結果、労働疎外は強まり、動機付けの課題はますます高まる」⁴⁵⁾。こうして、労働の人間性という問題が正面に出てきた。

人間社会の歴史的な発展過程を示す「史的唯物論」の方法を基礎に考察すれば、100年前にテイラーが強調し実践した課業管理と労使協調論はE.メーヨーの人間関係論を生み出し、バーナードの社会システム論へ、さらにはマグレガーの「労働の人間性論」へ、そして「労働の自然法則」的管理論にまで到達することになったのである。

参考文献

- 秋元英一（1995）『アメリカ経済の歴史-1492～1993-』東京大学出版会。
 浅羽良昌（1996）『アメリカ経済200年の興亡』東洋経済新報社。
 井上 宏（1987）『現代企業の労働と管理』ミネルヴァ書房。
 永田啓恭編（1979）『アメリカ独占資本主義成立期の研究』同朋舎。
 F・W・Taylor, *A Piece-Rate System* (1895), *Shop Management* (1903), *The Principles of Scientific Management* (1911). *Taylor's Testimony Before the Special House Committee* (1912) 上野陽一訳『科学的管理法』産業能率短期大学出版部, 1969年。
 清水 晶（1949）『経営能率の原理』同文館。

清水 晶（1970）『経営能率の原理—テイラー理論への回帰—』同文館。

George Arthur Akerlof (1984) 『ある理論経済学者のお話の本』幸村千佳良・井上桃子訳、ハーベスト社, 1995年。

ダニエル・ネルソン（1980）『科学的管理の生成』小林康助・今井齊・今川仁訳、同文館, 1991年。

ダニエル・ネルソン（1992）『科学的管理の展開—テイラーの精神革命論—』アメリカ労務管理史研究会訳、税務経理協会, 1994年。

戸塚秀夫・兵藤釣編著（1991）『労使関係の転換と選択』日本評論社。

中川誠士（1992）『ティラー主義生成史論』森山書店。

野村正実（1993）『トヨティズム—日本型生産システムの成熟と変容—』ミネルヴァ書房。

井上忠勝（1965）『マニュファクチャア経営における内部請負組織』『国民経済雑誌』神戸大学経済経営学会, 111 (4)。

大谷真忠（2000）『ティラリズムと生産性革命』『大分大学経済論集』大分大学経済学会, 52 (1)。

岡田行正（2003）『科学的管理の生成と展開』『北海学園大学経営論集』北海学園大学経営学会, 1 (1)。

桑原源次（1961）『科学の管理と労働：ウォーターダウン兵器廠鉄物工ストライキを中心として』『商学論集』福島大学経済学会, 30 (1)。

倉戸ヨシヤ（1966）『産業心理学におけるF・W・ティラーとその科学的管理法』『社会問題研究』大阪府立大学, 16 (3・4)。

田中晴人（1997）『熟練と科学的管理法』『高岡短期大学紀要』高岡短期大学, 9。

富澤克美（1991）『プログレッシヴィズムの時代における熟練労働者のエーストと生産制限『問題』：アメリカ労使関係史の一齣』『商学論集』福島大学経済学会, 59 (4)。

前田 淳（2005）『ティラーシステムとフォードシステムを出現させたアメリカの経営経済的・社会的条件—内部請負制の形成と崩壊—』『三田商学研究』慶應義塾大学出版会, 47 (6)。

三戸 公（2002）『精神革命としての科学的管理—『ティラー証言』考—』『中京経営研究』中京大学経営学会, 11 (2)。

注

- 1) たとえば、野村正実氏（1993）と戸塚秀夫・兵藤釣（1991）との議論を見られたい。
- 2) ここで示した科学的管理法の四大原理は上野陽一訳編『科学的管理法』(1969) 250頁, 325頁に示されたものである。ティラーの原著書(*The Principles of Scientific Management*, p.130.)には本稿の第二原理を選択と教育に分け、本稿の第三原理は第四原理に入れ

- られている。上野陽一氏がティラーの主張を体系化させてまとめた四大原理がより的確と考える。
- 3) 本稿はティラーが彼のいう「労使協調」をいかにして実現させたのか、その仕組みを説明することである。労使協調の善悪や、その歴史的な性格を問題にするものではない。
 - 4) 永田啓恭編（1979）「アメリカ独占資本主義成立期の研究」、29頁－34頁。
 - 5) 浅羽良昌（1996）「アメリカ経済200年の興亡」、81頁。
 - 6) 前田淳（2004）「ティラーシステムとフォードシステムを出現させたアメリカの経営経済的・社会的条件—内部請負制の形成と崩壊—」、40頁。
 - 7) 井上忠勝（1965）「マニュファクチャア経営における内部請負組織」、21頁。
 - 8) 田中晴人（1997）「熟練と科学的管理法」、112頁。
 - 9) この事情を前田はJohn Buttrickを引用して言う。会社は請負方式から雇用人の職長へ切替える際に請負人を職長に転身させようと多様な懐柔策を提示したが、高齢もあり多くの請負人は辞職した。代わって、請負人の職務を熟知しており、請負人よりずっと低所得の助手が職長となった。〔前田、前掲書、47頁〕
 - 10) 秋元英一（1995）『アメリカ経済の歴史—1492～1993—』、135頁。
 - 11) 富澤克美（1991）「プログレッシヴィズムの時代における熟練労働者のエーストスと生産制限『問題』：アメリカ労使関係史の一齣」、3頁。
 - 12) F・W・Taylor, *The Principles of Scientific Management.*, 上野訳、264頁。
 - 13) F・W・Taylor (1919), *Shop Management*, p. 30. 上野訳、61頁。
 - 14) F・W・Taylor (1912). *Taylor's Testimony Before the Special House Committee*, pp. 22-23, 上野訳、350頁。
 - 15) Taylor, ibid., *Testimony.*, p.23. 上野訳、350頁
 - 16) Taylor, ibid., *Principles.*, 上野訳、230頁。
 - 17) Taylor, ibid., *Shop.*p.30. 上野訳、62頁。
 - 18) Taylor, ibid., *Principles.*, 上野訳、232頁-240頁。
 - 19) 大谷真忠（2000）「ティラリズムと生産性革命」、9頁。
 - 20) 富澤、前掲書、6頁。
 - 21) Taylor, ibid., *Principles*, 上野訳、261頁。
 - 22) 富澤、前掲書、4頁。
 - 23) Taylor, ibid., *Principles*, 上野訳、260頁－261頁。
 - 24) この部分は桑原源次（1961）「科学の管理と労働：ウォーターダウン兵器廠物工ストライキを中心として」をまとめた。
 - 25) 桑原、前掲書、235頁－236頁。
 - 26) この部分の協働に関する論述は桑原（前掲書、236頁）のそのまま引用したものである。
 - 27) 岡田行正（2003）「科学管理の生成と展開」、14頁。
 - 28) 岡田、前掲書、20頁。
 - 29) 大谷、前掲書、2頁。
 - 30) Taylor, ibid., *Piece-Rate*, 上野訳、35頁。
 - 31) 倉戸もいう。「ティラーが科学的管理法で意図したところは、労働の搾取でもなく、資本家に追従したものでもなかった。」（「産業心理学におけるF・W・ティラーとその科学的管理法」、36頁）
 - 32) Taylor, ibid., *Principles*, 上野訳、244頁。
 - 33) 倉戸、前掲書、36頁。
 - 34) 眼疾の原因で入学をあきらめた。
 - 35) 倉戸、前掲書、27頁。
 - 36) 三戸、前掲書、254頁。
 - 37) Taylor, ibid., *Principles*, 上野訳、261頁。
 - 38) ヘンリーフォード、松下幸之助、大野耐一などの成功者はこの特徴を共有していると見られる。
 - 39) Taylor, ibid., *Principles*, 上野訳、194頁。
 - 40) Taylor, ibid., *Principles*, 上野訳、391頁。
 - 41) Taylor, ibid., *Piece-Rate*, 上野訳、25頁。
 - 42) Taylor, ibid., *Principles*, 上野訳、326頁。
 - 43) ティラーによれば、出来高は2倍か3倍ぐらい上昇した。
 - 44) 富澤、前掲書、8頁。
 - 45) 井上宏（1987）『現在企業の労働と管理』、31－32頁。

(しゅう きょうはん 兵庫県立大学大学院)

原子力発電所事故に伴う 損害賠償債務を負担する 電力事業者の有り様について



KUBO Toshihiko
久保 壽彦

本稿は、原子力損害賠償支援機構法に基づく損害賠償の枠組みを是としたうえで、同枠組みの一層の充実を図るための諸施策（例えば、会社更生手続を基本とした新たな再建型倒産手続の創設等）を提言したものである。

I 原子力損害賠償制度と その問題点

(1) はじめに

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償については、その賠償額見込みが平成 23 年 10 月 3 日に公表された「東京電力に関する経営・財務調査委員会（以下、「委員会」という）報告」の試算においても今後 2 年間で 4.5 兆円、その後も年間 1 兆円弱の損害賠償額が増加し、その損害賠償にあたるために、政府は 2011 年 8 月に「損害賠償支援機構法（以下、同法を「機構法」といい、同機構を「機構」という）」を成立させ、原子力損害賠償紛争審査会（以下、「審査会」という）の指針に基づいて損害賠償の手続きが進行中であるが、東京電力の発表によると 2 月 7 日現在で約 3,705 億円の損害賠償支払いが完了したとのことである。

もっとも、原子力損害賠償制度については、それを法的に担保するものとしては「原子力損害の賠償に関する法律（以下、「原賠法」という）」しかなく、同法における制度的欠陥については、多

くの論稿があり、本誌でも第 127 号において特集が組まれ、貴重な見解が公表されている。

筆者は、原子力損害賠償制度等について、森嶌昭夫名古屋大学名誉教授の次の見解を支持するものである。

(2) 森嶌昭夫名誉教授の見解

政府の中央環境審議会会長を務められた森嶌昭夫名古屋大学名誉教授¹⁾は、今回の大震災は、事業者の損害賠償の免責事由である「異常に巨大な天災地変」にあたり、そうだとすると、原賠法が適用されず、事業者が損害賠償責任を負わなくなるが、原子力を国策として推進してきた政府は、もともと原子力事故に対して、事業者の無過失損害賠償責任と並んで国家賠償責任を負うべきであり、原子力の安全確保について抜本的な見直しをするとともに、被害者救済についても国家の補償責任を緊急立法して現行原賠法の欠陥を補正し、国の責任において今回の原子力事故の被害者救済を行うべきだとして、免責事由の適用と被害者救済に関する政府と原子力事業者との関係を再構築すべきであると強く主張する。なお、法律家の間では森嶌名誉教授のように今回の事故の原因は「異常に巨大な天地変（巨大津波）」であって、

免責規定が適用されるべきだとする見解も多く受けられる²⁾。一方で、今回の大震災は免責事由には該当しないとする有力な見解も存在する³⁾。

筆者は災害に関する知見は乏しいものの関東大震災との比較の中では、森嶽名譽教授の見解を支持したい。もっとも、免責事由適用の可否については、原賠法上政治的判断に委ねられることになるが、究極的には損害賠償請求訴訟や株主代表訴訟等における司法判断によることになるのではないかと考えられる。

なお、筆者は、右の見解を基礎に、拙稿において以下の提言を行った⁴⁾。

- ①原子力事業者の無過失・無限責任の見直しと政府援助の拡大
- ②責任保険制度と政府補償制度の拡大
- ③「原賠法3条1項ただし書」の免責事由が適用される『異常に巨大な天災地変』が発生し、それに伴う原子力事故が発生した場合の原賠法17条の政府「救助等」の見直し
- ④会社更生手続を基本とした倒産処理制度適用の検討
- ⑤東日本大震災の被害者との公平性
- ⑥東電の内部管理体制の再構築
- ⑦政府による支援機構法附則6条1項機構法の参議院における附帯決議7項の遵守と法改正

今般、本誌において更なる検討の機会を得たため、本稿においては、右の提言のうち、原子力事故に伴う原子力事業者の責任の有り様について若干の考察を付け加えることとしたい。具体的には、第一に、原子力事故に対峙する原子力事業者の有り様について、第二に、原子力事故を発生させた原子力事業者の会社更生手続きに基づく損害賠償の可否、最後に、今後の東京電力の有り様について、などについて考察することとしたい。

II 原子力事故に対峙する原子力事業者の有り様について

(1) 原子力事業者の定義と負担する義務

原子力事故を発生させるリスクを抱える原子力事業者は、電力会社に限らず、原賠法第2条3項に規定される事業者に該当する。具体的には、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」により、原子炉設置の許可を受けた者(例えば、電力事業者)、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる許可を受けた者、加工の事業の許可を受けた者、再処理の事業の許可を受けた者、核燃料物質の使用の許可を受けた者及び廃棄の事業の許可を受けた者並びに日本原子力研究所及び動力炉・核燃料開発事業団が該当する⁵⁾。従って、原子力発電所を保有する電力事業者以外にも、大学における研究用原子炉の設置者は「原子炉の設置許可を受けた者」として原子力事業者に該当し、大学の研究用原子炉も原賠法の対象となる。

原子力事故は原子力発電所の稼働を停止するだけでは事故のリスクを抑制することはできず、最終的には廃炉になるまで事故のリスクは常に存在し、その間原子力事業者がその責任を全うしなければならないという義務を負っているのである。

(2) 原子力損害賠償支援制度の枠組み

福島第一原子力発電所事故に関する賠償については、平成23年8月3日に成立した原子力損害賠償支援機構法⁶⁾に基づき、その枠組みが構築されている。手続については経済産業省HPにおいて詳細が説明されているが、要約すると、機構が損害賠償費用にあたる資金等を東京電力に資金援助し、その資金を将来的に東京電力が経常収益で長期にわたって特別負担金として支払い、国民負担を極小化するというものである。さらに、この枠組みへの参加者は、原子力事業者である電力会社が基本となり、大学などの研究機関は対象として考慮されていない。

次に、この支援枠組みでは、電力会社の営業収益から機構へ特別負担金を通じて返済等がなされるが、電力会社の収益規模や資産規模は大きく異なる(次表を参照)。例えば、最大の規模を有す

る東京電力と、同じ原子力発電所を有する電力会社であっても北海道電力や北陸電力との規模における格差は著しい。一方で、原子力事故の規模は、電力会社の規模と正比例しておらず、今般の東京電力の賠償規模を上回る可能性も考えうる。つまり、万一、東京電力以外の電力会社が原子力事故を発生させた場合については、もはや現行の支援スキームが成り立たず、被害者への損害賠償が立ち行かなくなる可能性もあるということである。上記電力会社が、委員会の試算に基づく損害賠償額を仮に負担すると、資産規模を上回る損害賠償債務を負い、さらに、90年から100年をかけて弁済を行わなければならないということになり、もはや企業としての存続は不可能なものとなることが想定される⁷⁾。従って、このような事態を避けるためには、現行スキームに加えてあらゆる方策を検討し・履践されなければ被害者救済もままならないという点を指摘したい。このことは、電力会社としては小規模の会社には支援枠組みの適用は難しく、新たなる枠組みを構築しておく必要があるということを意味するものである⁸⁾。

その場合、もはや民間の会社が対処できる規模ではなく、電力会社による負担に加えて国による直接的な支援が極めて重要となり、後者については前述した森嶽名誉教授提言等が必要な位置付けをしめることになる。

電力会社の負担については、現行の支援枠組みの履践が困難となることから、法的手続による負担が検討されることになるだろう。その場合、再建型倒産手続きである会社更生手続が選択されることになろうが、その選択にあたってはいくつかの課題が存在する。

III 電力会社の会社更生手続への移行に伴う課題

電力会社を会社更生手続へ移行する際の一つの障害として、電気事業法37条の「一般担保」に関する規定問題を指摘しておきたい。同法37条は社債権者を保護するために「一般担保」に関する規定を置いている。この規定により一般の電気事業者である会社の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することが認められている。社債権者を保護し、電気事業の長期資金調達の円滑化を図るため、一般電気事業者の社債権者に対して先取特権を認めたものである⁹⁾。なお、一般担保とは、会社財産「一般」から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利であり、倒産法上、「特定」の財産に対する担保権（抵当権、質権、譲渡担保権等（会社更生手続では更生担保権（会社更生法2条10項））より劣後するものの、一般的の債権である損害賠償請求権、無担保債権等（会社更生法手続では更生債権（同法2条8項）より優先した取り扱いがなされ、会社更生手続上は、優先的更生債権（同法168条1項）として扱われる。従って、会社更生手続上、原子力事故に伴う被害者の損害賠償請求権よりも社債権者の有する返還請求権の方が優先するということになる。東電の社債発行高は約4.9兆円につき、このことが会社更生手続への移行の大きなネックになっている。なお、日本政策投資銀行からの借入金についても、「電気事業者の日本政策投資銀行からの借入金に関する法律」第1条によって、社債と同様「一般担保」が認められている¹⁰⁾。

表：電力会社の資産規模等（震災前の2010年3月期決算とした）（単位：億円、%）

	売上高	経常利益	総資産	自己資本
東京 電力	5兆162（100.0）	2,043（100.0）	13兆2,039（100.0）	2兆5,164（100.0）
北海道電力	5,493（10.9）	177（8.7）	1兆6,070（12.1）	4,189（16.6）
北陸 電力	4,714（9.3）	409（20.0）	1兆4,118（10.6）	3,582（14.2）

原子力事故発生前の決算で比較した。（）内は、東京電力を100とした場合の占率。

会社更生手続において、弁済原資が十分確保され、更生債権まで全額弁済されるとすると、被害者にも損害賠償額の全額が支払われるということになるが、そもそも会社更生手続の申立要件¹¹⁾からするとそれは望むべくもない。

また、会社更生手続におけるこの優先弁済順位の定めは、仮に電力会社が社債による資金調達を行っていないとしても、被害者の有する損害賠償債権は更生担保権の弁済よりも劣後し、他の一般債権（更生債権）と同順位の弁済順位を得るにすぎない、つまり債権の十分な満足を得ることができないということを示している。社債権等との問題よりもむしろこの点が更生手続を選択するうえで最大の障害となっていると云っても過言ではない。もっとも、会社更生手続では、更生計画において権利の順位、①更生担保権、②優先的更生債権、③更生債権、④約定劣後更生債権、⑤優先的株主、⑥一般の株主、を考慮して、計画の条件に公正・衡平な差等を設けなければならない（同法168条3項）とし、計画内で必要と認められる場合、更生担保権でさえも、返済の猶予や返済の（一部）減免等が認められている（同法196条5項2号）。したがって、権利の順位が公正・衡平性に資する限り、社債権者に対しても同様の措置が可能である（同項1号）ということもできる。さらに、会社更生手続では、一般的少額な商取引債権者の連鎖倒産をさけるために、同様に更生計画外で同債権者に対して優先弁済が認められている（同法168条3項）。これらの手続規定を援用し、社債権者や他の債権者による負担によって損害賠償債権者の満足に一部なりとも資することは可能ではないかと考えられる¹²⁾。なお、損害賠償債権が、更生手続外で隨時弁済される共益債権（同法127条・132条）になりうるかという点については、裁判所の許可が必要になるが検討に値するだろう。この見解はあながち不合理とまではいえず、同様の見解も最近公表されている¹³⁾。

さらに、電力会社の資産状況によっては、被害者への損害賠償の弁済順位が最優先であったとしても、資産に限りがあれば満足を得られないとい

うことになるので、筆者は会社更生手続を選択する場合、債権の優先弁済について及び弁済原資となる資産の維持を図るために、特別法を立法し、更生管財人には企業再生支援機構（例、日本航空の管財人）や原子損害賠償支援機構などの公的機関を選任した上で、具体的手続きには倒産手続に長けた弁護士に管財人代理等として行うような特別な法的手続が必要であると考える。被害者への賠償を主たる目的として電力会社が会社更生手続を選択する場合は、上記の問題¹⁴⁾があり、現行法の拡大解釈や裁判所の判断によって一部は解決できる可能性はあるが、抜本的な解決については、やはり「電力会社の更生手続の特例に関する法律（仮称）」などの検討とその成立を待つ必要があるだろう。

IV 今後の東京電力の 有り様について (平成24年2月20日現在)

(1) 資金援助と特別事業計画の策定

平成23年10月28日に東京電力は、原子力損害賠償支援機構から資金援助を受けるため、機構法第45条1項に基づき、同機構とともに「緊急特別事業計画」を経済産業省に認定申請し、同年11月4日に認定を受けた。これを受け機構は、その時点での要賠償額の見通し1兆109億800万円から賠償措置額としてすでに東京電力が受領している1200億円を控除した金額（8,909億円）を損害賠償の履行に充てるための資金として平成23年度に交付することとした。その後、要賠償額の見通しが1兆7,003億2,200万円となつたため、機構は東京電力とともに同法第46条1項により「緊急特別事業計画」の変更計画¹⁵⁾を作成し、平成24年2月13日に主務大臣より認可された。これにより、機構は東電に対し、1兆5,803億2,200万円（約6,900億円増）を損害賠償の履行に充てるための資金として交付することとなつた。なお、経営合理化の深堀をさらに進めた上で、平成24年3月を目途に本計画を改訂した「総合特別事業計画」により、東京電力の経営の在り

方について中長期的視点からの抜本的な改革に向けた見直しを行うこととされた。これらの措置により、被害者に対する損害賠償債務は損害賠償引当金として特別損失に計上され、ほぼ同額の資金援助を機構から受入れ、特別利益として計上することによって最終損益には影響を与えず、債務超過には陥らないと説明されている¹⁶⁾。

一方で、東京電力の財務状況は、福島第一原子力発電所の原子力事故対応・同廃炉、燃料費の調達増等による費用の大幅増を主因として、著しく悪化し、平成23年3月期の純資産1兆2,648億円から平成23年12月期には6,495億円まで減少(▼51.4%)した。この状態が継続すると債務超過に早晚陥る蓋然性が高いことから、機構と東京電力は、平成24年3月を目途に「総合特別事業計画」の作成に取り組んでおり、現在、詳細は公表されていないが、1兆円の資本増強のほか、(1)金融機関の1兆円の追加融資、(2)家庭向け電気料金の引き上げ、(3)柏崎刈羽原子力発電所の再稼働などの項目が盛り込まれる見通し¹⁷⁾とのことである。

また、最近の報道¹⁸⁾によると、主務大臣は、東京電力の西沢社長に、資本増強にあたって、次の5つの前提条件を示しているとのことである。(1)資本注入額に見合う十分な議決権を得ること、(2)経営責任の明確化、(3)「10年間で2.5兆円」とするコスト削減計画の上積み、(4)利用者の負担をできるだけ軽くする料金体系、(5)思い切った事業の再編である。このうち、経営の透明度を高める「委員会設置会社」への移行、競争促進にもつながる火力発電所の分離・売却などでは両者は歩み寄るが、議決権の比率と経営責任をめぐる構は深く、総合計画の策定は難航しているとされる。さらに、主務大臣は、政府の意思で経営の重要な事項を決定できるよう「十分な議決権」として3分の2以上の株式保有を視野に入れ、西沢社長は、「民間の活力を發揮するのが電気事業でも大事」と主張し、経営権を失い、組織が解体されることに抵抗しているとのことである。この対立に対して、政府内でも議決権の取得に対して

財務省などが慎重な姿勢を示し、経済界も意見が分かれているとのことである。

東京電力株式の平成24年2月17日付終値は、1株217円につき、当日の時価総額は3,583億円となる。これに加え政府より1兆円が資本注入され、すべてが議決権を有する普通株とすると、政府の株式保有占率(議決権割合)は74.1%となり、株主総会の特別決議をも差配できることになる。さらに、同大臣は、2月14日の記者会見において、「りそな銀行に国が資本注入したケース¹⁹⁾が基本的な考え方となる」と述べたとも報道²⁰⁾されている。

早晩上記問題は解決がなされることになろうが²¹⁾、筆者は現時点(平成24年2月20日)では、以下の理由から実質国有化は時期早尚であると考える。

①東京電力の実質国有化は原賠法の趣旨に反する。

実質国有化は、政府が直接原子力事故の損害賠償を履践することを意味する。これは、原賠法が電力事業者への責任集中を求め、無過失無限責任を課すという法の趣旨に反し、原子力事故に対する損害賠償の枠組みを大きく塗り替えることになる。つまり、実質的な法改正とみなすことができ、それであれば十分な国民的議論が必要である。もっとも、政府が直接損害賠償を行うという点については、前述したとおり本稿の趣旨に適うものもあるが、法的枠組みが崩れる点が由々しき問題であるという点をここでは指摘したい。

②すでに実質国有化の端緒が示されている。

平成23年10月に機構は本格的に稼働したが、同機構は政府及び電力事業者が折半で出資して設立され、総合事業計画も東京電力と共同で作成されなければならないことになっている。また、同機構の理事や職員は経済産業省を中心とした政府関係者で占められているとのことであるので、すでに実質国有化はスタートしているといつても過言ではない。仮に、議決権を取得してもこの構成は変わらない。

③まずは、東京電力の独立性を維持し、事業に邁

進させる体制の再構築が必要である。

東京電力に現状求められるものは、(i) 損害賠償の完全履行、(ii) 原発の廃炉および廃炉に関する技術開発、(iii) 長期的に安定した電力源の確保、である。このためには、まずは、東京電力に経営の独立性を担保し事業運営に邁進させることが必要である。また、原発事故対応として平成23年3月31日付従業員約38,600人の25.9%にあたる1万人をその損害賠償対応要員として投入し、加えて若手社員の退社、新卒採用の停止等による要員不足により従業員は相当疲弊しているはずである。議決権の行使に伴う業務負荷は事務ミス等を招く、その結果、安定した電力供給にも影響を及ぼすのではないかという点が懸念される。発送電分離等の電力改革論議は、全電力事業者に關係する国民的課題として推進させねばよいと考える。

④政府は管理監督権の強化と発行株式にオプションを付与すべきである。

政府の管理・監督権は電力事業法第30条以下で担保・維持されているので、その強化をはかった上で、電力行政を行えばよいと考える。さらに、発行される優先株には、当然に普通株への転換条項も設けられるはずであるから、そのオプションを厳格に定めれば（例えば、黒字転換の有期化、損害賠償対応、事業の効率化等）、現時点であえて議決権を取得するようなドラスティックな対応を行う必要はないのではないかと考える。

(3) 金融機関への資金支援要請

「総合特別事業計画」では、金融機関に対する追加融資についても、無担保・無保証で総額1兆700億円の資金支援を要請した旨の報道²²⁾がなされている。それによると新規融資5,000億円、融資枠（コミットメントライン）4,000億円、借換え1,700億円の総額1兆700億円の要請である。また、資金支援を要請された金融機関は、東京電力の安定経営を融資の前提としており、「電気料金の引き上げや原子力発電所の再稼働」などを求め、当然注入される公的支援の割合なども注視す

る必要があるとしている。

この融資判断は、現状では不確定な要素が多く、各金融機関の結論も法的リスクのクリアーや取締役会付議を経て決定されるだろう。もっとも、政府出資により当面の資金繰りは好転するので、大枠は決まてもその詳細は、4月以降も交渉を継続することとなる可能性は高いだろう。なお、日本政策投資銀行については、前述したように他の金融機関と担保面において融資条件が異なる（有利な）ことから、先行した対応や支援金額の増額、一時的な立て替え等の対処は可能ではないかと考える。

V おわりに

筆者のような社会科学を研究する者からすると、原子力開発に携わる研究者に政府や企業から交付された研究費は天文学的な数字として映る。一方で、巨額の支出を伴う研究活動に対して当該研究者からの総括が不十分であり、また、マスコミや国民からの要請も大きく取り上げられていないことが不思議でならない。原子力事業に係る研究者は、自身の研究と研究成果との関係をつぶさに国民に開示する義務があるのではないかと考えている。

最後に、筆者が原子力損害賠償制度についての研究は、昨年10月8日に福島大学清水修二副学長と山川充夫教授の講演を挙げ、福島県における原子力事故に伴う損害状況の深刻さを改めて再認識したことを契機としている。また、その際に、翌年2月の福島大学への入学志願者の動向を大変心配され、その確保のために高校や受験予備校に対するPR活動を積極化されているとのことであったが、果たして入学志願者は前年を上回る結果であったとの報道に接した。同じ大学関係者として、福島大学教職員や大学関係者に対して、本稿を借りて敬意を表したい。

（平成24年2月20日脱稿）

注

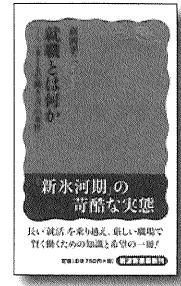
- 1) 森嶌昭夫「法とは何か…原子力事故の被害者救済 (1) —損害賠償と補償—」『時の法令』1882号、40頁。森嶌名誉教授はさらに国が被害者救済に直接責任を負う行政救済制度の創設も提言している。同1888号43頁。
- 2) 例えば、国家の賠償責任を正面から主張する見解として、人見 剛「福島第一原子力発電所事故の損害賠償」『法学セミナー』平成23年12月号、22頁～24頁。
- 3) 大塚直「法律学にできること—原発の損害賠償—」『法学教室』平成23年9月号、27頁。
- 4) 拙稿「原子力損害賠償制度の課題」『立命館経済学』第60巻4号1頁～18頁（平成23年11月20日発行）。
- 5) 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』通商産業研究社、1962年、48頁。
- 6) 平成23年6月内閣官房「原子力損害賠償支援機構法案の概要」参照。
- 7) もっとも、福島第一原発の原子力事故を教訓とした科学開発の進捗や電力各社の尽力によって被害を極小化することもできることは云うまでもない。
- 8) 大手の電力会社であっても、事故の規模によっては、当然に当該枠組みの適用が困難な場合もありうるだろう。たとえば、事故により水源に放射性物質が飛散したような場合では、まさに人の生死にかかわる問題であり、被害は天文学的な額になろう。
- 9) 資源エネルギー庁公益事業部編「電気事業法の解説」195頁～196頁。
- 10) ちなみに同行からの借入金は2011年3月末では3,511億円である。
- 11) 会社更生法第17条において、①破産手続開始の原因たる事実が生じるおそれがあるとき、②弁済期にある債務を弁済することとすれば事業の継続に著しい支障をきたすおそれがあるとき、と規定されている。
- 12) この場合であっても債権者は憲法（日本国憲法第29条）で保証される財産権を有するので、社債権者の極端な負担は財産権の侵害に当たる可能性があり、一部限定的とせざるをえないと考えられる。
- 13) 久保利英明弁護士『週刊東洋経済』平成24年2月18日号、67頁。
- 14) 他に、債権等の届出期間の満了までに損害賠償債権の届出を行わなければならない（会社更生法42条・43条）という大きな問題があるが、手続上として解決は左程難しくはないだろう。
- 15) 「緊急特別事業計画」の変更計画には、賠償対応人員の増員（7,600名から10,000人超体制へ）、賠償処理手続きの円滑化に向けた施策等が付け加えられた。
- 16) 平成23年8月10日『日本経済新聞』朝刊。
- 17) 平成24年2月6日『日本経済新聞』朝刊。
- 18) 平成24年2月17日『日本経済新聞』朝刊。
- 19) りそな銀行への資本注入は、平成15年6月30日に、預金保険法第102条1項1号に基づいて、総額1兆9,599億円の資本注入がなされた。内訳は普通株15%と優先株（転換型）85%でなされたが、政府の議決権は70%台前半であった。また、預金機構は、保有する優先株の対応について、「転換（注）や売却にあたっては、優先株式等により資本増強が行われた趣旨に鑑み、これを発行した金融機関の経営の独立性に十分配慮する」とし、資本注入行に対する経営の独立性を担保している。
- 20) 平成24年2月14日『日本経済新聞』朝刊。
- 21) 主務大臣の意向から政府が一定の議決権を取得することになると思われるが。
- 22) 平成24年2月16日『日本経済新聞』朝刊。

(くぼ としひこ 立命館大学)

森岡孝二

『就職とは何か —〈まともな働き方〉の条件—』

岩波新書 2011年11月 税込価格 798円



本書を読み終えてすぐに思い浮かんだ本が二冊ある。1969年6月24日、20歳6ヶ月で鉄道自殺した高野悦子さん（立命館大学3回生）の『二十歳の原点』には「独りであること、未熟であること、これが私の二十歳の原点である」と記されている。ちょうど著者（森岡）が大学教員として学生に接するようになったのが1969年であり、もしも留年や浪人していないとすれば、就活が始まる大学3回生は、20歳から21歳になる時期である。今の大学生が40年以上も昔の大学生のように学生運動に没頭するケースは殆ど稀であるが、孤独であり未熟であり、大学の講義だけでは満足できず、アルバイトに明け暮れるが安い賃金に矛盾を感じ、友人関係や恋愛に悩む姿はどこか共通するものがあると言わざるを得ない。もしも今の若者も同じで、就活に悩み自殺したり精神病を患っているとするならば、孤独で未熟な教え子たちを荒波の中に放置しているのではないかと胸の詰まる思いがするのは私だけではないはずである。

もう一冊は、2008年に光文社から出版された『就活のバカヤロー』である。『就活のバカヤロー』の最後には、就活は茶番劇であると書かれてある。つまり、就活は茶番劇であるにも関わらず、これに踊らされ若者たちが悩み苦しみ神経をすり減らしているのであれば、こんなバカバカしいことはなく、社会全体としても大きな損失であるというのである。就活が人生を振り返り、自分を見つめ直す良い機会となるのであれば、大いに歓迎するが、不幸な人間を大量生産し続けているのではないかと疑問に思っているのは私だけではないはずである。

このような中、本書は、大学生の就活を事例として、就活の実態と卒業後の労働実態を中心に「就職とは何か」を考察しており、就活のあるべき姿と〈まともな働き方〉の条件を提示している。

「はじめに」では、大学生の就職環境の厳しさと就活の早期化・長期化が統計データを用いて指摘されている。例えば、1992年から2010年にかけて、15歳から24歳の若年雇用者数は「労働力調査」によると、750万人から465万人へと減少しており、正規雇用では594万人から252万人へと減少し、非正規雇用では157万人から

213万人へ増加している。一方、18歳人口は同期間に205万人から122万人へと減少したにも関わらず大学入学者数は54万人から62万人へ増加し、大学進学率も26%から51%へ上昇している。若年雇用者数が減少し、正社員の絞り込みと非正社員への置き換えが進んだにも関わらず、大学入学者数は増え続け、2011年3月卒業時の大学生の内定率は過去最低の91.0%となった。これは、大学生の就職率で見ると約6割であり、大学生の5人に1人は定職が決まらずに卒業していることになる。

第1章では、内定までの就活スケジュールを示した上で、統計データを用いて大学生の就活の厳しさを明らかにしている。「労働力調査」によると、2010年の若年者の完全失業率は9.4%であり、警察庁によると就活自殺は2010年に46人となっている。就活自殺は労災保険が適用されず社会問題化しにくく、また就職できたとしても違法な労働条件で「自己都合退職」させられ、「七五三」現象を引き起こしている。また、文系学生は学生総数の8割を占めるにも関わらず内定率は理系の方が3%程度高く、私立大学は学生総数の7割強を占めるにも関わらず、内定率は国公立大学の方が高い。地域別では、2011年3月卒は北海道・東北、中部、九州の3地域で90%を割り込んでいる。但し、内定率とは卒業まで継続して就職を希望する学生のうちの内定者の割合であり、途中で就職をあきらめてしまった学生は分母に含まれていない。

第2章では、就活ビジネスと新卒一括採用について考察している。就活ビジネスでは、就活用の写真撮影、就職塾（ESの添削や模擬面接）、合同企業説明会へのバスツアー、保護者向け就活指導、インターンシップが紹介されており、特にインターンシップについては期間の短さだけでなく就活の早期化が指摘されている。一方、新卒一括採用については、1952年の就職協定（紳士協定）の発足から1997年の廃止、その後の倫理憲章など歴史的に検討しており、就活の早期化と長期化は留学が不利となったり学業に悪影響を及ぼすと指摘されている。

第3章では、初任給とは何かと雇用とは何かについて考察している。初任給とは「賃金構造基本統計調査」で

定義されているが、就活での初任給は必ずしもこの定義ではなく、残業手当を加えた上に住宅手当も含めていたりしている。初任給は2002年以降は横ばいであるが、年収は減少傾向にあり、OECD加盟の主要国の中でも日本だけが低下している。また、雇用とは何かについて、給料と賃金(wage)とサラリー(salary)の違い、正社員とはいつごろから言われるようになったのか、パートと正社員の格差、労働組合の組織率、派遣労働の問題点について検討している。

第4章では、「社会人基礎力」を長時間労働の視点から批判的に検討している。年間労働時間は30年前と比べて2100時間から1800時間へ減少したが、男性正社員の労働時間は全く減少しておらず、長時間の残業をしていたり年次有給休暇も殆ど取得できていないことが指摘されている。そのため、若者の過労死・過労自殺が多く、過労死ライン(月80時間以上)を超える特別条項入りの三六協定の問題点を指摘している。

第5章では、学校のキャリア教育が「適応力」を育てるものであり、企業が学生に求める能力はコミュニケーション能力などチームで働くことのできる能力であることが考察されている。その上で、賢くいきいき働くためには、社会常識・基礎知識・専門知識・労働知識の4つの力が必要であると提示されている。

終章では、〈まともな働き方〉の条件を賃金・労働時間・雇用・社会保障の側面から考察し、過労死防止基本法の制定とサービス残業解消型ワークシェアリングを提案している。

本書は、大学生の就活を切り口としながら、就活のハウツー本ではなく、卒業後の労働実態や働き方に今まで含めて議論を展開している。統計データに基づいた緻密な議論をしているが、多くの内容を盛り込みすぎて議論のつながりが分かりにくかった点が2~3箇所あった。例えば、第1章の前半部分(就活スケジュールと内定までの流れ)と後半部分(日本の雇用・失業情勢)のつながり、第3章の前半部分(初任給)と後半部分(雇用とは何か)のつながりが分かりにくかった。第5章の「働き方をめぐる3つの神話」もそれまでの議論とのつながりが分かりにくかった。読み易いようにコラム欄を設けても良かったのかもしれない。

また、本書はあくまで大学生の就活を切り口としていて、高校生や短大生については考慮されていないが、保健・医療・福祉系学部の就活や公務員志望・教員志望の学生の就活についても考慮されていない。例えば、保健・医療・福祉系学部の学生でも業務独占の国家資格を

必要とする仕事であれば、在学中は国家試験合格のための勉学とキャリア教育になるが、福祉職や医療事務などの就活となると就活の時期や選考方法も全く違うのではないかだろうか。さらには、地方都市での就活や中小企業の就活でも違いがあるのではないかと思う。

次に、飲酒運転の厳罰化やシートベルト着用の義務化が交通事故死の減少につながったとして、過労死・過労自殺の減少のため労基法違反も厳罰化しなくてはならないという考えには疑問を感じた。確かに、飲酒運転の厳罰化やシートベルト着用の義務化が交通事故死の減少につながったのかもしれないが、エアバッグやABSや衝突安全ボディなど自動車の性能が向上した面も大きいのではないかと感じた。交通違反については安全運転していても警察官が見張っていたり、オービスが設置されているが、労基法違反については自由な経済活動を阻害しないようによほどの確証がないと労基署は動けないのでないだろうか。さらには、スピード違反やシートベルト着用はすぐに違反を見つけられるが、労基法違反を調べるのには時間がかかり過ぎるのではないだろうか。そもそも労基法違反には懲役や罰金刑が科されており、違反すれば前科がつくが、交通違反の反則金には前科がつかない。労基法違反をどれだけ厳罰化しようとも労働基準監督官の人数が少なすぎるので実効性がないであろう。

最後に、サービス残業解消型ワークシェアリングについて、著者によると労働者1人あたりの年間サービス残業時間を250~350時間と試算し、サービス残業を解消することで新たに400万人の雇用創出効果があるとしている。また、サービス残業解消型ワークシェアリングを積極的に推進した企業には優遇策や補助金の交付を考えているようであるが、企業内部にサービス残業がこれまでどれくらいあって、それが解消されたかどうかを調べることができるのであろうか。ましてや企業側が「これまで従業員にこれだけサービス残業をさせていました」と自己申告するとは到底考えられない。サービス残業であれ労基法違反であれ、自由な経済活動を大義名分に資本が飽くなき利潤追求をしてきた結果であり、労働者側が何もしないで政府が自由な経済活動を介入・規制するはずがない。〈まともな働き方〉の実現は労働者の団結なしには不可能であると痛感せざるを得ない。その意味で、若者が〈まともな働き方〉に関心を持ち、労働組合に参加するようになるためにも、本書を大学3回生向けのゼミのテキストとして是非おすすめしたい。

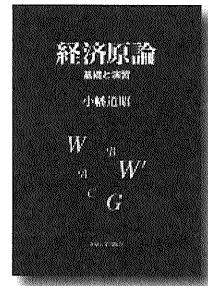
(高野剛 たかの つよし 所員 広島国際大学)

書評

小幡道昭

『経済原論－基礎と演習－』

東京大学出版会 2009年11月 税込価格 3570円



I はじめに

出版直後に読み、検討すべきものであったが、遅ればせながら本書を読み勉強させていただいた。ひとつには昨夏の現代資本主義研究会での重田澄男会員の宇野経済学評に触発されたということがあり、また他方、自分自身でこの春から慶應で使うテキストを作ったので¹⁾、それと比較してみたくなったというのがもうひとつの理由である。著者が言うとおり「マルクス経済学の教科書」であるから本来おおよその内容をここで改めて紹介する必要はない。ので、主には疑問と感じたことのみを挙げさせていただきたい。それがマルクス体系をどのように考えるべきかについての私の意見を表明することにもなり、また本書の特徴を集中的に表現することにもなるからである。

ただ、その前にやはりリスペクトをしておきたい。それは何と言ってもご自分の考え方として受容できるマルクスの内容のみをしっかりと見分け、その上でその論理を厳密に組み立てておられる姿勢というものである。東大生はこれをテキストとして読んで、このような問題（本書にはテキストらしく「問題」とその「解答」が155個も書かれている）を解かされているのか、と思う。内容をあまりに平易化した結果、学生に「楽勝科目」扱いされているマルクス経済学／社会経済学／政治経済学科目が多いと聞く中、近代経済学のミクロ／マクロ並みに厳密な科学としてこの科目を講じるとはどういうことかが我々に問われている。そのひとつの提案として私は読んだ。勉強になった。

II 「純粹資本主義－開口部」という 枠組みについて

しかし、その厳密さ、あるいは「科学性」は宇野経済学において「純粹資本主義論」という形に收れんされ、小幡氏はそれにも「開口部」があるとされるが、要するに「純粹資本主義－開口部」との枠組みとなる。この基本的な枠組みがやはり十分に検討されなければならない

い。そして、私はまず、こうした枠組みへの理解を示したいと考える。

というのはこういうことである。私の弁証法理解なのであるが、物事を理解する際、まずは何らかのシンプルな構造として理解されねばならない。それが「基本」である。が、その「基本」を提起すると、それに伴って必ずその「基本」で理解されない部分が生じてしまう。それをここで「副次」と呼ぼう。そして、そのため、次に考察の対象となる事、次に論じられるべきことはこの「副次」となる。そして、このことによって初めて「基本」と「副次」の「関係」が明らかとされ、よってその具体的全体の理解に到達することができる。私の理解では弁証法的認識とはこういうものであるから²⁾、小幡氏が「純粹」に資本主義を抽出され、その後に「開口部」を議論されるというのは理解できることである。物事は一度に全体を認識することはできない。その意味でこの枠組みは首肯される。

実際、『資本論』の本来の課題も、詐欺・瞞着のない等価交換という「純粹状態」を想定し、それでも剩余価値が発生することを証明するためのものであった。現実には詐欺・瞞着が横行する社会であるが、それをないこにして一旦は論じることの意義をこうしてマルクスも承認していることができる。つまり、現実には存在しない「純粹資本主義」を抽象力によってあぶりだすことの意義である。この理由により、小幡氏の方法論は承認されなければならない。

ただし、それでも、ここで問われなければならないのは、その「抽象」の在り方である。小幡氏は序論において「モデル」は「なぜ資本主義が変化するのか」という問題には何も答えられないと述べているが、私が問題としたいのはこの認識である。「モデル」＝「純粹理論」がこうした変化の必然性を論じられないのであれば、社会変革は単なる主観（能動性）の問題に帰着する。しかし、マルクスはこの変革の必然性こそを科学の説明対象としたのではなかったのか。私の研究室がこの10年間、院生達と開発を続けてきた「モデル」は、資本主義の生成と発展と死滅のすべてをひとつのモデルで説明すると

いうものであった。「モデル」が、「純粹理論」がやらなければならぬことはまさにこの課題にある。純粹理論としてもっとも重要なポイントを外していくには、それを「純粹理論」と言うこともできない。「開口部」との言い回しは、その意味で主要課題からの逃走の合理化にしかなっていないと私には思われるのである。

III 資本主義の流通主義的解釈

もうひとつ気になるのは、資本主義の商人資本主義的ないし流通主義的解釈である。これはどうも岩井克人氏らとも通ずる東大の伝統に思われるが、たとえば本書95ページでは次のような解説がなされている。すなわち、「資本なき商品流通」として理念化される「単純な商品流通」は現実のものではない。なぜなら、そこには必ず商人が介在するが、彼らは後に販売する商品を購入する際に必ず資材や労力を「投資」するからである。つまり、すでにこの時点で「資本」は存在している。そして、その「資本」とは、 $G - W - G'$ の出発点の G である。

この論理は明快で理解しやすい。が、やはりマルクスの論じた基本と異なったものであると言わざるを得ない。なぜなら、マルクスは通常、商品の等価交換からだけでは剩余が発生しないことを主張するのに一生懸命だったわけで、そのために特殊な商品としての「労働力商品」の抽出を行ったのである。つまり、生産部面での剩余価値の生成が前提であって、それは「商人」の仕事ではない。この意味で「商人」による「投資」を「資本」理解の出発点に置くのは問題である。そして、実は、この論点は「商人」に代表される不生産的労働と産業部門での生産的労働の理解の相違に根があるように思われる。

というのはこういうことである。本書においては「生産的労働」は「生産にたずさわる労働」という意味でしか定義されておらず、その結果、「商業部門は生産的労働が生み出した剩余の分配にあずかっている」という理解になっていない。この立場は第三篇の商業論、銀行論にも引き継がれている。現在、「生産的労働／不生産的労働」概念を維持しない「マルクス経済学者」が相当多くなっているから、小幡氏の立場はそう特殊なものではないかも知れないが、よくよく考えると、このマルクス的な「生産的労働／不生産的労働」概念なしに「商業部門は生産的労働が生み出した剩余の分配にあずかっている」ということはできない。小幡氏は理論的に厳密なので、マルクスの「生産的労働／不生産的労働」概念をそのまま承認できない状況では「商人」による投資を「資本」の出発点としたくなる。あるいは、「労働力の生産費用」と「労働力の消費がもたらす価値」とのギャップ

に注目して剩余価値論を展開する必要がなくなる。「剩余」はただもっと一般的な「費用」と「価値」とのギャップの問題に解消され、よって商業的な「剩余」を特別扱いする必要がなくなるからである。

もちろん、商業や金融の部門を「役に立っていない」ということはできない。これが多くの「マルクス経済学者」をして、「生産的労働／不生産的労働」概念の事実上の放棄に導いている理由であるが、「役に立つ／立たない」という問題と「生産的／不生産的」という問題は別の問題である。私はこのことを大西「『資本論』『帝国主義論』の接点としての今次経済危機」『政経研究』第95号、2010年（後に基礎経済科学研究所『世界経済危機とマルクス経済学』大月書店、2012年に所収）以来特に重視し、次のような説明をしてきた。

つまり、太古の昔、人類はもともと「商業」や「金融」というようなシステムを持たなかった。すべての必要物を自給自足で生産をしていたからであって、そうした本来の産業が「生産的部門」と呼ばれる。が、ある共同体成員が今まで自給的に生産されていた特定財の生産に特化するとした場合、その財を各成員に配給し、またその特定財生産者が対価として彼の生活必需品を共同体成員から受け取るということが必要になる。つまり、物資の交換が制度化されねばならなくなり、この交換業務が独立すると原初的な「商業」となる。また、これらは産業部門の比率の変動を伴うから、そのための社会的資金の移動を助ける金融部門も同様な役割を担う。こうして「商業」も「金融」もがともにより豊かな生産活動＝交換活動を行なうに際して非常に重要な役割を果たしているのである。

が、しかし、これは「商業」や「金融」が「本源的」な産業＝「生産的部門」であるということを意味しない。「本源的」たる、すなわち「生産的」たる産業のサポート部門としてあるのであって、「商業」や「金融」部門が「生産」を行なっているわけではないからである。このことの理解が不十分なために、アメリカやアイスランドは金融部門のみに依存した経済を作つて金融危機に陥った。これは「生産的労働／不生産的労働」概念をもたない近代経済学の根本的な欠陥を構成している。

しかし、もしそうすると、やはり「商人」を基本に社会的剩余の生成を議論することはできず、「生産的部門／生産的労働」をベースにそれは議論されなければならない。本書に限った問題点とは言えないが、少なくとも本書をめぐるひとつの論点である³⁾。

IV 「技術」と独立した労働組織論の問題点

実をいうと、本書のこうした性格は「協業」と「分

業」の理解とも結びついている。というのは、何と「商業労働」の定義づけは本書第2篇第1章の「協業」の典型例として挙げられているからである。つまり、「商業労働」は「商業」という産業的特質においてではなく、その労働過程が「機械」的でなく「人力」配置の効率性にウェイトを置いていることに注目して論じられているのである。これはいかにも、「商業」と「産業」を同一次元で論じる本書の基本的性格をよく表現している。そして、この背景には「協業」と「分業」を「直交関係にある」(124ページ) ものとして捉える独自の解釈があるように思われる。

しかし、ちゃんと思い出さなければならないが、『資本論』の一般的な解釈は、その「協業－分業－大工業」の解説はそれぞれが別のものを論じたのではなく、「機械制大工業」という形で完成された資本主義的生産システムを念頭に置いて論じたものであるということである。すなわち、『資本論』はこの生産システムをまずは「協業」という性格（皆が並んで働いているということ）を抽出して議論し、続いてさらにそれが「分業」でもあるという性格（並んで働いている労働者の仕事内容が異なっているということ）を抽出し、最後にそうした性格を「技術的必然」とした機械制大工業の性格が論じているという解釈である。そして、もしそうすれば、「協業」と「分業」を直交関係にあるものとして論じる論法には問題があるということになる。

もちろん、こうした通説を小幡氏は知らないわけではないから、それを知った上でこの説を論じられているはずであり、その意図がある種理解できないわけではない。なぜなら、『資本論』における「協業－分業－大工業」の諸章は「相対的剩余価値の生産」の解説の一部としてあり、すなわち生産性上昇のさまざまなあり方を論じているのであるが⁴⁾、そうした生産性上昇には「労働組織の在り方の改善」によるものと「純粋な技術の改善」によるものとがあるというのが通説となっており、そうすると前者に当たる「分業」と後者を一部意味する「協業」とを別々の方向性を持つものとして区別するのもありうるからである。本書の場合は後者を「資本の額に応じて、労働力の結合を拡大」できるものとして「資本に適した」効果であると特に述べている。つまり、

「協業」については「大工業」と同じ文脈にあるものと位置付けられているのである(126-7ページ)。

しかし、評者の考えるところ、「労働組織の在り方」を「純粋な技術」と分けて論じることはできない。たとえば、封建制において単純協業やマニュファクチャー的分業が発達しなかったのには、道具使用という技術が要請する封建的熟練形成にとってそうした労働組織が適合しなかったからであり、逆に言うと、そうした熟練を不要とした機械の登場がはじめて単純労働者による単純協業やマニュファクチャー的分業の可能性を拓いた。つまり、機械や道具として現れる生産手段の体系こそが「労働組織の在り方」を規定しているのであって、両者は切り離せない。評者に言わせると、これこそが技術の規定性＝史的唯物論の基底的内容である。

V おわりに

以上、論争的な迫り方で評することとなったが、やはり学んだことも多い。たとえば、再生産表式の表現の仕方は本書に習って評者のテキストを書いた。また、評者のテキストにはないが、本書には論じられているものを読んで自著の至らなさを感じた。たとえば、生産価格論、地代論、恐慌論である。これはこの分野についての自分自身の立場を確立し得ていないことによる。自分が成すべき課題を明示してこの短評を閉じたい。

注

- 1) 大西広『マルクス経済学』慶應義塾大学出版会、2012年。
- 2) 大西、前掲書、第3章第1節参照。
- 3) 宇野派はその誕生以来、『資本論』第一巻の第4章に至る「商品・貨幣論」を「流通論」と呼んでいる。こうした理解のバイアスの問題ということもできる。
- 4) 本書はなぜかこの「協業－分業－大工業」が相対的剩余価値と無関係なところで論じられている。これもまた実はひとつの論点である。

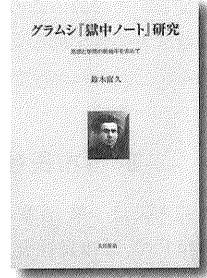
(大西広 おおにし ひろし 所員 慶應義塾大学)

書評

鈴木富久著

『グラムシ「獄中ノート」研究 —思想と学問の新地平を求めて—』

大月書店 2010年10月 税込価格 5040円



I はじめに

著者鈴木富久氏は、30年間にわたるグラムシ研究の成果を3部作（本書の他、グラムシ『獄中ノート』の学的構造、お茶の水書房、2009年；アントニオ・グラムシ『獄中ノート』と批判的社会学の生成、東信堂、2011年）にまとめて上梓した。本書は、著者積年の主要な研究論文を中心に編集されたものである。第I部フォード主義分析と社会学問題、第II部「実践の哲学」と国家論、第III部人間・階級・市民社会、第IV部『獄中ノート』体系の構造と四つの研究発展段階に分けて15本文論が収録されている。本書によって、われわれは鈴木氏のグラムシ研究深化の後を追体験的にたどることができる。鈴木氏は「あとがき」で述べているように、民間大企業での労働を経験した後、25歳で大学の経済学科に入学し、経済学や労使関係を勉強したあと、生きた社会への関心から社会学に転身した。しかし社会学者の数だけ社会学がある事実に基づかり、自らの社会学の創造に向かう。その際に出会ったのが、竹村英輔氏¹⁾のグラムシ研究であった。そこから始まった思考と研究の旅の成果が本書に収められた論考である。

評者は院生時代に同じ研究室で、社会福祉領域の貧困と発達に関わる社会問題を、対人援助レベルから社会福祉政策レベルの実践過程を含めて包括的にとらえうる理論として、真田是先生の社会問題論や社会体制論を出発点にして「社会学」を再構成した実践的な社会学理論の再構築が必要であり²⁾、そのヒントがグラムシの社会理論にあると目していたが、グラムシ社会理論の探求 자체は自らの守備範囲とはせず、鈴木氏他の研究に委ね学ぶことにした。今改めて、その地道な研究の歩みと貴重な研究成果に啓發される。ここでは、著者の研究から触発を受けた「実践の哲学」の含意と「市民社会」概念の構造的把握の2点に絞って紹介し、グラムシ以後の歴史段階である福祉国家研究にかかわって若干のコメントを試みたい。

II 「実践の哲学」の含意

鈴木氏は、第15章『獄中ノート』体系の構造と方法（2007年執筆）、においてグラムシの研究方法を「歴史の3次元方法論」と特徴づけている。一つは「哲学」「認識原理」としての「実践の哲学」「歴史の一般的な方法論」の次元であり、二つめはその「哲学」の翻訳・変換形態としての「歴史と政治の研究と解釈の実際的基準」の次元、三つめは、「個別諸事象の観察・比較、類比・類推を通じて諸事象の固有性をとらえ…経験論的法則性（傾向的法則）を抽出・定式化あるいは図式化」する「歴史と政治の文献学」となづけられる次元である。グラムシはこれらの重層的な方法論によって実際の歴史を分析・考察していることを明らかにしている（312頁）。このことの全面的な解明は、2009年の著書でなされている。

この3次元方法論の根底におかれている「実践の哲学」の特質については、第4章「実践の哲学」の地平（1995年執筆）、においてまとめた特徴付けがなされている。鈴木氏は、「現実」を「実践として捉える」ところに、その中心点があり、グラムシのこの立場は、マルクスの「フォイエルバッハテーゼ」の「社会生活はすべて本質的に実践的である。理論を神秘主義への誘うあらゆる神秘は、人間的実践とこの実践の概念的把握とのうちにその合理的解決を見いだす」を直接継承したものと指摘する。そして、「『実践』を中心に据えることによって、一般的世界観の次元において、客觀主義的な現実観の根本的な革新と、伝統的な唯物論と觀念論の対立、主觀・客觀の分裂の止揚・総合が可能になることを理解することが肝要である」（86頁）。「既成の世界を反復再生産し続ける『慣習的行動〔praxis〕』…慣習化した行動様式を転覆・変更することによって現実・世界は変更される」。この「慣習行動の転覆」＝「実践の転覆」が、「実践の哲学の眼目である」（88頁）ことを強調している。

この観点は、社会学における行為論を社会構造論とを接合する一般的な方法論にもなりうるものであり、社会

学徒としての鈴木氏の面白躍如たるところであり、社会学研究者の哲学的な立場の自己覚知を迫るポイントでもある。

III 「市民社会」論の構造的理解

鈴木氏は、第10章「市民社会」概念の構造（2004年執筆）で、「市民社会」論の構造的理解に関する独創的な展開を行っている。これは、グラムシの有名なテーゼ「国家＝政治社会＋市民社会」の基本理解にかかわるものであるが、その理解を一層深化させる「市民社会」の構造を四つに区別してグラムシは捉えていたことを『獄中ノート』にちりばめられた考察から明らかにしている。

一つめは、経済構造を基盤にして成立し、指導階級となって「国家的利益、ないし市民社会を布設する」「特定の社会集団」（229頁）、資本主義社会においてはブルジョア階級である。

二つめは「法的無関与圏」に成立する「市民社会」というとらえ方である。「『市民社会』は、『法的無関与圏』の（法律家の『専門的了解』にそった）設定を前提として、その圏域内に、その圏域を固有の活動領域として成立するものと考えられている」（225頁）。「法を通して、国家は支配集団を『等質』なものにし、指導集団の発展路線にとって有用な社会的順応主義をつくりだそうとする」（グラムシ、獄中ノート Q6 § 84B,p.757）。政治社会（狭義の国家）では『制裁』や拘束的な『義務』」をともなっている。これに対し、「世論、道徳的環境」や「慣習」にもとづく「法的無関与圏」において「ある集団的压力を及ぼして、慣習と思考様式、行動様式、道徳性、等の鍊成という客観的結果おさめさせる」のが「市民社会の領域の諸活動」（同前 Q13 § 7C,pp1565-1566）であるとのべ、ここにおいてグラムシは市民社会を「一つの指導構造」として述べていると鈴木氏は指摘する（224-225頁）。

三つめは、指導階級の私的イニシャティブに委ねられた「私的諸組織」である。それは、「社会全体ないし『法的無関与圏』に現れている市民、住民あるいは国民のあらゆる自発的諸組織の総体（法的専門的には『私的』諸組織であろうが）とは一致せず、それより狭い範囲の自発的＝『私的』諸組織の総体」であり、グラムシは具体的には「教会、組合、学校、等々」を挙げていると指摘している（227頁）。

四つめは、「私的諸組織の総体」のなかで特に「優位を占め」る「私的ヘゲモニー装置」であり「資本家団体、民間参謀本部、など」をそれにあたるものとみなしている（228頁）。

鈴木氏はこれら相互の関係を次のように説明をしている。「私的ヘゲモニー装置」は、「法的無関与圏」においてそのヘゲモニーを創出し行使するために自己を組織した「特定の社会集団」自身にほかならない。そして、「私的諸組織の総体」は、そのヘゲモニーを通じて（自己がその一部となりながら、他の広範な各種自発的諸組織を組織することによって）「布設」、構築された「市民社会」そのものを表している。ここで、「特定の社会集団」は、その布設者としての自己を、その「布設」に成功した程度において実現しえ、同様に「私的ヘゲモニー装置」もまた、その程度においてのみ現実に「私的ヘゲモニー装置」である（230頁）。

IV グラムシ以後の歴史段階把握に向けて

グラムシの「市民社会」論にある「私的ヘゲモニー装置」としての財界団体が、社会保障や社会福祉への政策提言とその政権への押しつけを行っており、また社会福祉や社会保険にかかわる利害団体を「私的諸組織」として組織し、その政策に沿うよう自発的に行動するように誘導している。このような特徴をみれば、鈴木氏が解明したグラムシの市民社会の構造論が福祉国家段階の分析の「実際的基準」としてなお有効であることを確認できる。しかし、同時に現代は、資本家階級のヘゲモニーと、労働者階級のヘゲモニーとが対抗関係にあり、それら双方が民主主義的な政治・社会空間で闘争し緊張関係にあるという現代的な歴史段階での国家（政治社会＋市民社会）の分析を深化させる必要がある。グラムシの考察においては、対抗的ヘゲモニーの形成と展開については、ロシア革命後の事例の考察など示唆的な部分にとどまっており、鈴木氏はこの部分についても見落とさず考察をしてはいるが、その際も対抗的な関係の分析ではない。グラムシのヘゲモニー分析は、いわば特定の一つの指導階級によるヘゲモニーの理念的な分析基準にとどまっていると言える。グラムシの方法論の三つの現実分析の次元では、それでは不十分なのは明らかである。

例えば、現時点の日本の民主党政権は、公的保育を解体する「子ども・子育て新システム」の最終案をとりまとめ、通常国会に関連法案提出を強行する姿勢を示している。これは、貧困の広がりから保育ニーズが拡大し保育所不足に対応する姿勢を示しつつ、内需拡大の市場として保育・介護分野に注目する経済界の意向を受けているものであるが、これにたいし、「新システム」反対の運動が各地で盛り上がりを見せている。保育3団体と呼ばれる全国保育協議会（全保協）、全国私立保育園連盟（全私保連）、日本保育協会（日保協）の九州、北海道、栃木などの地方組織が主催して、昨年11月に東京で開

かれた集会で、壇上には、「児童福祉法 24 条廃止で公的責任が後退する」、「待機児童を制度の問題にすり替える」など「新システム」を批判するスローガンが並び、2000 人を超える参加者が「新システム」阻止で「ガンバロー」とこぶしを突き上げ、日本共産党や自民、公明、社民各党の国会議員があいさつしたと報道されている。主催 3 団体のうち、全保協は全国社会福祉協議会の傘下団体で、全国の公・私立保育所の 9 割が加盟し、全私保連は全国の 7600 の私立保育所が加入し、日保協は保育士の研修や書籍発行などを行う社会福祉法人で、日保協の政治活動部門が独立した日本保育推進連盟（会長・谷垣禎一自民党総裁）は自民党的支持団体とみなされている³⁾。このような具体的で複雑な対抗関係の前進的な打開方向を分析しうる方法論が必要だと考える。

V グラムシ国家論をふまえ展開する

第二次大戦後の歴史段階は、生存権保障の理念が資本家階級のヘゲモニーの内部に組み込まれ、そのために、日常的な市民生活に介入する法制度が整備され、その業務の担う公務員が多数雇用され、かつ、市民社会内部での諸組織（財界団体だけではなく、その意向を受けて活動する諸組織や集団やメディアや研究者等）がヘゲモニックに活動している「福祉国家」段階をどう把握し、またポスト福祉国家を見通す手がかりをみいだすために、グラムシの政治社会+市民社会としての国家論を基礎にどう理論的に敷衍することができるかという課題がある。グラムシは、国家的強制装置を「能動的にも受動的にも『同意し』ない諸集団への懲罰を『合法的に』保証するものでありながら、なおも、自発的同意が失われる指揮と指導との危機の瞬間を予想して全社会に対して築きあげられる」(Q12 § 1C,pp.1518-1519) ものとした。福祉国家段階では、国家はこの規定には収まらず、日常的に市民生活に深く介入してきており、その業務を担う多数の公務員を擁するようになっている。

社会保険が対象とする、労働者の労災、失業、老後、疾病などの問題は、資本主義社会における労働者にとって不可避な問題で、それは私的には解決しない問題である。これを労働者階級内部の相互扶助的な共済組合では解決できないことが明白となり、社会保険は資本家階級のヘゲモニーの内部に組み込まれるようになっている。しかし、その組み込まれ方は国によって多様であるだけでなく、経済のグローバル化の中で解体と再編の波に洗われている。

また社会福祉サービスは、貧困層（相対的過剰人口層）への所得保障と結びつけられた「自立」支援、働く共稼ぎ労働者が必要とする児童保育。障害者や介護を必要とする人の特別なケアを提供しつつ、社会参加を保障する人のサービスなどが、第二次世界大戦後の発達した資本主義国では普遍的な制度として定着した。これをリードしたのは、第二次世界大戦で国民動員をするためにベバリッジプランを提起したイギリスであったが、これ自体ひとつずつ現実分析を進化させる課題が我々には課せられている。鈴木氏の研究は、そのための貴重な足がかりを据えてくれたものとして高く評価したい。

注

- 1) 竹村英輔 (1975) 『グラムシの思想』青木書店。
- 2) 総合社会福祉研究所より『真田是著作集 全 5 卷』が近刊の予定。
- 3) しんぶん赤旗、2012.01.25

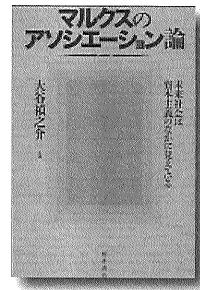
(石倉康次 いしくら やすじ 立命館大学)

書評

大谷禎之介著

『マルクスのアソシエーション論 —未来社会は資本主義のなかに見えている—』

桜井書店 2011年9月 税込価格 5460円



はじめに

1980年代後半のバブル崩壊、2008年のリーマン・ショック、今日のギリシア財政危機に端を発する欧州や米国や日本の財政危機等々、先進資本主義諸国は自らが招いた国債という巨額の負の遺産を前にして経済政策に打つ手を失い、「失われた20年」と言われるように時代閉塞の状況が長年にわたり続いている。

『資本論』への大きな期待が、このような時代状況のなかで新たに高まっていることは当然のことであろう。本書はマルクスの目指した「アソシエーション社会」を正面から取り上げ、この期待に大いに応えようとする注目されるべき一頭抜きん出た著作であるといつてよい。

「人類はいよいよアソシエーション社会、すなわち、労働する自由な諸個人がアソーシエイトして自覚的に形成する社会にむかって巨歩を進めることになろう」(13頁)。

本書はこの見地を一貫して堅持され、人類の未来社会への展望を与えようとされている。

なお、本書をめぐっては「経済研究会」が、2012年1月9日、10日と2日間にわたり、大阪市にある大阪府教育会館および阪南大学・サテライトにおいて開催され、両日とも活発に議論が展開された。著者の大谷禎之介氏は両日とも参加され、多くの質問にたいして懇切にお答えいただいた。評者はこの研究会において学問上の刺激を受けたことを記しておく。この書評はそのときの質疑応答を参考にしている。

I テーマについての文献収集が徹底されている。

「調査なければ発言権なし」とは、かつて見田石介氏が毛沢東の言にならってよく言われていたことである。学会誌などの論文においても、ある思想について論究する場合、とかく思いつき的な発想や、あるいは、特定の文献のある箇所のみから類推する大発見などが、垣間見られることがある。

例えば、ヘーゲルの「理性の狡知」の概念について論じようとするならば、彼のテュービンゲンからベルリンに至る生涯にわたるすべての著作のなかにその概念を求めるべならない。始まりとしてまずこの基礎作業が厳密になされなければならない。そしてこの概念について全ての事例を挙げて、一つ一つ考究しなければならない。

本書はこの課題を見事なまでに完遂されている。二つの例を揚げておきたい。

例1. 第1章の2「マルクスは新たな社会システムをどう呼んだか」(57-80頁)において、未来社会に関するマルクスの今日までに公表されているすべての文献を、1から37まで例示して揚げていることである。この文言を一語一語よく咀嚼することからだけでも得られることは大きく、さらに無用の混乱が避けられる。

例2. 第2章「『資本主義的生産の否定』はなぜ『個人的所有の再建』か」(145-167頁)において、『資本論』の「個人的所有の再建」(M-E-W, Bd.23.S.791.)と『61-63年草稿』のノート第21冊(MEGA II / 36.S.2144-2145.)とが、5つの部分に分けて比較・分析され、それぞれの対応関係を明らかにされている。

以上の文献収集の徹底貫徹は本書全体について言える。

II 「現存社会主義」 = 国家資本主義といえるか？

つぎに本書の内容について二つの点に関してご教示をえたい。一つは「現存社会主義」の評価についてであり、もう一つは「歴史的傾向」の「個人的所有の再建」の問題についてである。紙数の関係もあるので簡単におたずねしたい。

序章(1990年執筆)、第4章および第5章(1996年執筆)で、論究されている基本点(280-285頁)であるが、a. 党・国家官僚 = 資本家と言えるのか一真のテクノクラートの不在と悪しき官僚主義の蔓延、どこでもStempel(官庁の証明)の世界一、b. 彼らは労働者の剩余価値を搾取し、資本の蓄積に成功したのか=経済の

停滞状況が長年続き、ついに破綻したのはなぜか—、c. 労働者はマルクスの言う労働時間のパラメーター、使い捨てにすぎないものであったのか—、d. 「現存社会主義」＝資本主義経済というならば、全般的な過剰生産恐慌はあったのか、そして西側でつねに見られるような大量の失業者は現存したのか—、食糧不足に代表される物不足は何度か経験されているが、これは近代的な恐慌とは正反対のものである—、という点である。

ヘーゲルの場合、国家・官僚の役割について、例えば『法の哲学』の「身分」や「ポリツァイ」、「コルポラツィオーン」などで、官僚の果たす役割を高く評価している。遅れた国では上からの政策が不可欠であり、ソビエト革命もきわめて低い段階から、いわば旧社会から始まっているので、一定の期間は上からの政策は避けられなかつたのではないか。

問題はこの低い段階から中位の段階へ移行する過程が重要である。多々なる負の遺産、例えば民主主義の不在、秘密警察、疎外状況、ラーゲリ列島などなどについてはよく理解できるのであるが。とすれば、現存社会主義は、何故に大谷氏が批判するような国家資本主義に成り下がったのか。歴史的に詳細な分析が必要であろう。

とはい、ベルリンの壁健在なりし頃は、西側とは全く異なる「社会主義」の生活像があったことも忘れてはならないであろう。男女の同権の問題や、西側と比較してみた場合に、労働者の人権はどのように保障されていたのか。さらには基本的な生活手段の価格維持政策など、たとえば、当時の「現存社会主義」の一員であったDDR（ドイツ民主共和国）の福祉政策については、今日においてもよく論究される必要があると思われる。

さらになぜ、現在、「むき出しの資本主義」、あるいは「ハゲタカの資本主義」、あるいは「小泉改革」、あるいは「貧富の格差の拡大のグローバリズム」、あるいは「ロンドン・シティーやウォール街の横暴」などが、横行するようになったのか。いわゆる「現存社会主義」の崩壊が原因の一つにあると思われる。全てが「社会主義」という外観を支える「粉飾」であったとはいえ(279頁)。

III 「個人的所有の再建」の問題 —否定の否定について—

筆者は、上述のように、マルクスの様々な文献から

「個人的所有の再建」の問題を取り上げられる。そして、エンゲルスの個人的所有＝「消費手段」 M-E-W, Bd. 20. S.122. という解説を成り立ちはないとされる。まず所有についてつぎのように言われる。

所有とは、本源的には、労働する諸個人が労働諸条件に対して、自己に属するものに対する様態で関わることであり、それは自然的な共同体組織によって媒介された共同所有であった(161頁)。そして、私的所有－資本主義的私的所有－個人的所有の再建という否定の否定についてはつぎのように言われる。

それは、自立的個別性にある個別者が、個々の労働者が、個々人として生産諸条件を所有している状態である。それが、シモンディーの言うように、そのまま再建されることはないが、しかし資本主義的所有のもとで一度失われた、労働する諸個人自身の所有、労働する諸個人と労働諸条件との結合、労働と所有との統一が、アソーシエイトした労働の生産様式のもとで回復されることである。それはまさに、アソーシエイトした社会的個人の所有によって実現される。この個人が自立的個別性にある個別者ではない点で、もとの状態への単なる復帰ではない(160-161頁)。

かくして、否定の否定は、自立的個別性にある個人の所有－非労働者による他人所有－アソーシエイトした社会的個人による所有である(162頁)。

この主張は説得的であり、首肯できるものである。しかし、従来からよく言われているマルクス＝エンゲルスという素朴な見解からすると、どうであろうか。マルクスは『反デューリング論』のエンゲルスのこの解説を知っていたのであるから、この重要な点について何の反論もしなかつたのであろうか。

なお、第3章の補論1、2において、翻訳上の問題として、二つの重要な論点—sich assoziieren—、—sich verhalten, sich beziehen—が指摘されており、価値形態の理解とも直接に関連するものであるが、別稿に委ねることにする。

以上のように、本書には多くの新たな問題が提起され、解決が図られている。大著であるが、読むことをいわば、一歩一歩、読み進めていくことで、読者はマルクスの「未来社会」の真髓に迫ることができるであろう。

(尼寺義弘 にじ よしひろ 阪南大学)

追悼！水野喜志彦氏

—生涯労働者研究者の死を悼む—

SAKURAI Yoshiyuki
櫻井 善行

I はじめに

労働者研究者として基礎研の古くからの理事であり、所員でもあった水野喜志彦氏の訃報を耳にしたのは、不覚にも愛知の知人からであった。私は長く愛知労働問題研究所に関わり、昨年の秋からその事務局長を担うようになった。私と愛知労働問題研究所の関係を知っていた水野氏は、自ら自動的に「労問研」にも入会していただいたために、年6回発行している「所報」は、数少ない県外の個人会員として同じ事務局メンバーにも記憶に残っていたのだろう。11月になって、その事務局の人が私に「水野さん、亡くなったらしいよ。先日、『新聞』の訃報に載っていたよ」と教えてくれた。あわてて新聞を読み返すと、簡単な記述で載っていた。享年85歳、乙訓革新懇の世話人などいくつかの経歴も掲載されていた。働きながら、学び、研究する基礎研の理念を体現した人の死であった。

このとき、まだ基礎研関係のメーリングリストに水野氏の訃報の件についての情報が何も流されていないので、私はあわてて情報確認という意味でその事実だけ情報提供したら、多くの人ははじめて知ったようである。すでに近親者で葬儀はすませていた。12月末に四十九日があり南禅寺に

納骨をするがそのときに「お別れの会」をするという案内を受けたが、私はこの日まで北陸富山に仕事に行かなければならない事情があって、これも断念した。

II 追悼文を書くにあたって

その直後に、編集部から水野さんの関係者として「追悼文」を書いてほしい旨連絡があった。私にとっては、光栄なことであるが、私自身が基礎研の所員・理事になって日も浅く、本当の意味での水野氏の人生の軌跡を認識していたわけではないし、もっとふさわしい人がいるのではとは思った。それは今もそう思っている。私は水野氏と知り合ってからそんなに年月がたっている訳ではない。古くから交友を深めていた人も基礎研関係者にはいるはずである。にもかかわらず、基礎研の関係者からは古くからの知人だと思われてきたようである。その誤解を解いて他の人に大役を任せることもできたかもしれない。しかし私と水野氏はつきあいは長くはなかったが、氏がどんな思いでいたかは想像の範囲だけれどもある種の確信めいたものがある。それは日本の労働運動の行方にについての危惧である。だからこそ水野氏は晩年基礎研としての最後の活動舞台として『労働学科』設立に関わったのであり、それに私が応えたとい

う経緯がある。さらに氏が若い頃から労働組合運動を積極的に担っていたこともあり、現在の労働組合のあり方・姿勢と今後について、実践の側から大きな危惧を抱いていたという共通認識があつたこともあろう。特に、現在のビッグユニオンを結集する「連合」が労働組合の機能を失いつつあることは多くの人々の共通認識になろうが、その対抗関係にあるいわゆる「奔流」の部隊もまた「連合」と同じ傾向になりつつある事実を感じ取っていた。「自分に優しく、他人には厳しい」という光景をしばしば見てきたこともあるかもしれない。そうした氏への思いが、私が駄文を提供した理由になろう。追悼文にふさわしいかどうかは読む人の判断による。

III 水野氏との出会い

実際に水野氏の存在を私が知ったのは、今から6年前のことであった。関西で毎月行われている「職場の人権例会」で、私が「トヨタ自動車内野過労死事件」についての報告を原告の内野博子さんとともにすることがアナウンスされてからのことであった。その報告の少し前に、直接水野さんから電話を頂いたのである。私はまだ所員になつたばかりで、電話を聞いて不覚にもどなたかからということがすぐにはわからなかつた。ただ話の内容からすると電話の主は基礎研の関係者であり、以前に私が基礎研の研究集会の分科会で報告したことに関心を抱いていたということはわかつた。以前に2度ばかり、私は分科会で報告したことがあった。いずれも労働組合をテーマにしたものであり、先に行つたテーマが「地域労働運動」のことであり、その後に行つたのが「大企業における少数派労働組合」についてであった。水野氏は後者の集会に参加して、私の報告をそういえば熱心に聞いていたことが思い起こされる。

その彼が、電話でいったのは、「基礎研」の自由大学院で、「労働問題」をテーマにした部会を立ち上げたい、だから「職場の人権」の例会に行くつもりだから、そのときに話をしようというものであった。そのときの電話の声がよく聞き取れなかつたが、京都の乙訓に住んでいるということだけで不覚にもそのとき名前を聞き取ることができなかつた。もう6年も前の話であった。その彼が水野氏であったが、その日は、水野氏は現れなかつた。あとから聞いた話では、やむをえない急

用ができたとのことであった。

IV 労働学科設立に関わって

その後、再会することになるのだが、そのときにはすでに「労働学科構想」は膨らみつつあつた。その時はじめて氏と込み入った話をするようになつた。基礎研との関わりよりも労働運動との関わりについての話の方が多かったように思える。長く全電通（現在のNTTが民営化される前の電電公社の産業別組織であり、労働戦線の右翼的再編の急先鋒であり当時の社会党議員を「選別」推薦していた）組合員であったこと、そして意を介して通信労組の結成に加わったこと、など当時の苦渋に満ちた選択について生々しく語ってくれたことを今も鮮明に覚えている。しかしどうしても聞きたかった4・17スト（1964年）回避についての思いは残念ながら聞くことができなかつた。

私はこれまで、自分のライフサイクルを日本の「企業社会研究」をベースに実践と関わってきた。その中で、日本の企業社会を成立させている条件として、民間大企業の企業内労組のユニオンショップの役割をあげてきた。それは従来の協調主義的労使関係の水準ではなく、経営者の意向を忠実に反映させた「経営主導型」の労使関係でありその典型モデルとしてトヨタの労使関係を位置づけてきた。氏が関わってきた全電通の労使関係は当時の労使関係の中では、トヨタの水準には及ばなかつたものの、最近のNTTのリストラと現状情報労連=NTT労組の対応からすれば大きな差異はないというのが筆者の認識である。

ともあれ、私と水野氏の抱く現在の我が国の民間大企業の労使関係=ビッグユニオニズムについての共通の認識が年齢差が二回りもある私と筆者を結びつけるものになったと現在では解釈している。

V 労働組合運動としての苦悩

苦渋の決断ことがある。過去に大企業職場の民主的変革を志した人にとって、現在も悶々としていることがある。民主主義の原理からすれば、民主主義的な討議と多数決による決定は不可欠である。したがって、その際少数意見についてどう取り扱うかということが課題となる。よくあ

るのは、民主主義的な討議を経て決定されたものだから、それに従わなければならないという指摘である。「鶏が先か、卵が先か」という不毛な論議によく巻き込まれることがあった。組合民主主義は、組織決定が優先される。そうでないと、組織の秩序が守れないし、運動の発展もありえないというものだ。これは一面では真理であり、そのためにストライキ投票を確立するし、そのためにはストライキ阻止のためにピケットという戦術だってあります。しかし、正しい方針が必ずしも多数派になるとはいえない。今まで機関決定という大義名分でとんでもない人を組織推薦したり、誤った方向に持つて行こうとしたことはよくあった。だから内部で誤った方向に対してどう闘おうかということが問題とされる。今まで「奔流」といわれた潮流は、どんな反動的な組織でも粘り強く多数派を目指すことが正道だとされてきた。それも一理あろう。ただし条件付きである。それは組織内での民主的な議論が保障されていることが前提となる。その前提が崩れれば、今までの既成概念を固定化することにこだわるべきではないというある方向性を容認するかどうかであった。

こうした主張は分裂を容認固定化するものであるという批判がなされてきた。しかし実際には必ずしもそうでないということを、様々な事例が私たちに示してくれている。組織内に於ける多様な行動のあり方について、水野氏は語っていた。氏が周囲にお薦めした書物に、『ロストユニオンに挑む』がある。東京都労働委員会の労働者委員であった戸塚章介氏の著書で、フランスの複数組合主義を根拠に、多様な価値観による労働組合運動の必要性を唱えていた。今なおこの書は、少数派組合の側の聖典として活用されているが、「奔流」の中で必ずしも認知されているわけではない。

VI 労働者研究者としての生き様

こうした水野氏の思想、生き様に私は共通点を見いだすことになった。しかも労働者研究者としての歩みもまた同様であった。しかし、80歳を過ぎても元気に頑張っておられる姿には、いくつかの病気持ちの私にとって、すごい励ましにも

なった。「オーバー60」になると、人は残りの人生をどう生きるのかということを真剣に考えるようになる。身体が自由に動くのはそんなに先までは望めない。日々日々自らの体力の限界を感じて、多くの人は、人生の終末への覚悟をおそらく持つようになろう。昨年、集会でお会いしたときに、自ら癌であるということを告げ、近々手術するということもお話しされた。十分に覚悟はしていたように思えた。それからしばらくの間、自由ゼミにも顔を出さなくなり心配であったのは事実である。実際に亡くなる直前の労働学科のゼミの帰りに、高田副理事長と会話で「水野さんどうしているかな?」という話題が出たほどである。あのとき、電話でもかけとけばという後悔が今もある。ただこれは結果論でしかない。もう一度、氏の元気な声で、日本の労働組合の行方や可能性を語ってほしかったが、これもかなわぬ夢となってしまった。

VII 最後に

天に逝った水野氏が、今も日本の労働運動の行く末を案じているように思えて仕方ない。美辞麗句で追悼するほど、また輝かしい経歴を紹介するほど水野氏を知り得ているわけではない。しかし過度に誇張することは水野氏がもっとも忌み嫌うことであろう。氏が望むのは現代社会を単に知識として解釈するのではなく、どうしたら変革の方向に持つて行くことができるかをめざすことであろう。その望んだことを行っていくことが、最大の供養であると私は思っている。私たちもまた前に向かっていかなくてはならない。

水野さん、安らかに眠ってください。 合掌

(さくらい よしゆき 所員)

編集局注

本誌122号(2010年4月)の当コーナーに、水野氏の論考(「日本における労働運動の組織的課題について—基礎研自由大学院における『労働問題ゼミ』の復活によせて」)が掲載されています。あわせて御参考ください。



忘れられた私的家族的所有の変革視点 —吉田・森岡論争によせて—

青柳 和身

『通信』126号の誌面批評における吉田・森岡論争に対する批評を行おう。吉田論評と森岡リプライに共通するソビエト経済認識は、生産物の二分割所有形態による「生産手段の私的所有の廃絶」という公式的「社会主義」観である。リプライではそれを前提して、「生産手段の私的所有の廃絶は、私的・分散的な経済活動の条件を破壊し、それに伴って、政治的・知的・芸術的・宗教的その他の活動を含む、国家から独立したあらゆる社会活動を困難にする」として、私的所有を、独立した社会活動による人間発達の保障条件として肯定している。

この認識は、ソビエト型経済における国家的資産の循環運動に対する国家統制とソビエト家族の維持・強化による私的家族的利害の強化との矛盾、特にシャドウ・エコノミー的私経済（第二経済）活動の多様な存在と私経済的結社化に対する国家的抑圧との対立を反映しており、吉田論評のような公式論への実態的批判として正当な一面を含んでいる。資本主義は、資本循環運動の結果、生産資本形態としての生産手段と労働力=生活手段との二分割形態の固定化はできず、商品資本と貨幣資本とに不斷に形態変換する運動体である。ソビエト型国家資本主義も、資産（フォンド）循環運動が存在するかぎり、生産手段と生活手段との二分割所有形態の固定化はできず、商品・貨幣形態としての国家的資産や個人的収入の公式経済外の私経済（第二経済）の利用による私的家族的所有の実現余地はきわめて大きい。ソビエト型経済が、公式的「計画」経済の維持のために、資産や収入の私経済的運動に対する不断の国家統制を不可欠とする必然性はこの点にある。私的家族的利害実現による私的家族的所有と国家的所有との併存と対立という視点は、私的第二経済の発展と公認による体制転換へと帰結したソビエト型経済の歴史的総括には不可欠な視点であるが

(拙稿、『通信』125号)、吉田論評も森岡リプライも共通してこの視点からの考察が欠落している。私的所有の問題を私的家族的所有とその歴史的变化の視点から考察しよう。

現代の先進資本主義社会では、両性関係の変化と人口転換に伴って、私的家族的所有から個人的所有への転換過程が進行中であり、次世代再生産と福祉の社会化、社会保障・年金等の家族単位から個人単位への転換、性別分業と家族賃金による私的家族単位労働から個人賃金による両性の個人的労働への転換が進行し、その傾向は将来のベーシック・インカム(BI)の発展、特に個人財産の私的家族的相続の廃棄と財産収入(剩余価値)のBI化による個人的所有と自由時間の発展および人間発達をもたらすであろう。晩年マルクスは、超歴史的な家父長制的家族觀を前提とした所有論として、生産物交換の発展による私的所有の発生・発展という『資本論』段階の認識を根本的に見直し、対偶婚的氏族的相続の一夫一婦婚的排他的相続への転換による私的所有と階級社会の発生という歴史認識にもとづく研究をすすめていた(『全集』第21巻、477頁、同第19巻、390頁、同補巻4、291-292、303-320、469-474頁)。この歴史認識を発展させれば、未来の脱階級社会への移行は、私的家族的所有と国家的所有の併存というソビエト型経済とは異なった形態として、両性関係と家族形態の根本的転換による私的家族的所有の廃棄と個人的所有の発展を基礎とした歴史的移行という新たな未来展望が開かれるのではないだろうか。ソビエト史を含む20世紀の歴史はそのような発展方向を指し示しているように思われる。[この小論は田中宏氏、中江幸雄氏、小沢修司氏からのご論評を参考にした。]

(あおやぎ かずみ 所員 岐阜経済大学)

東京基礎研『資本論』読書会メンバー募集の呼びかけ

『経済科学通信』読者のみなさん、所員・所友のみなさん

去る3月の専修大学での春集会で「再開東京基礎研」の事務局を担当することになりました大西です。この四月から慶應・三田に赴任しております。

それで、所員・所友のみなさんには「基礎研ニュース」で福島利夫支部長の挨拶で書かれましたように、今後半年に1度何かの企画を組むとともに、月1度程度の「資本論」の読書会を私の研究室＝慶應・三田で開催したいと思います。すでに3,4名の方の参加意向をとりつけています。

しかし、もう少し参加者が欲しいところで、皆様に参加できそうな方はおられないものかと、ここで案内させていただきました。

私もこの1年、慶應での教科書執筆のために『資本論』第1巻を再度通読しましたが、『資本論』は何度読んでも新たな発見のある書物です。参加意向の方、あるいは周りに参加していただけそうな方は今までご連絡いただければ幸いです。

大西のメールアドレス ohnishi@f6.dion.ne.jp

大西の電話 / ファックス 03-6809-3453

東京基礎研事務局
大西 広

編集後記

▼今号は編集局の独自企画としてヨーロッパ金融危機を特集しています。掲載された5つの論稿は、1月28日に立命館大学（衣笠）で開催した基礎経済科学研究所・現代資本主義研究会でのご報告と討議をふまえて文章化していただいたものです。ユーロ危機はその後、ひとまずおさえられていますが、ヨーロッパ（EU）経済がかかえる問題が解決したわけではありません。世界経済がますます一体化を強めている中、日本経済のゆくえを考えるうえで今後も目が離せないテーマです。研究会でコーディネーターをつとめ、現代国際通貨体制の視点から論点を整理していただいた奥田さん、現代資本主義の金融化が国家債務の危機に連動する事態を読み解かれた岩橋さん、ユーロ危機のもつ背景と今後のあり方を展望された星野さん、ハンガリーを中心に中東欧諸国への波及を論じられた高田さん、ロシア・ルーブルの国際通貨化の実状を報告された安木さん、あらためてお礼を申し上げます。

▼「ニュースを読み解く」の1つは、昨年11月に行われた大阪府知事選と市長選のいわゆるダブル選挙について、前府関係職組委員長の平井さんに結果を振り返っていただきました。松井府知事、橋下市長が就任した後も事態は急速に動いています。本誌は今後もこの経過を読み解く企画を掲載していきます。もう1つは、全世界に広がったオキュパイ運動について、実際にアメリカにいき、デモにも参加してこられた後藤さんのご報告です。本号表紙の写真も後藤さんから提供していただいたものです。この生々しいレポートをお読みください。

▼小特集は、2011年12月25日、京都大学で開催した基礎経済科学研究所・現代資本主義研究会「ベーシック・インカムと公務労働」のご報告です。成瀬さんにはベーシック・インカムについてすでに発表されたものがありますが、今回は人間像の問題をとりあげています。また、

橋本さんはケースワーカーの経験から、現在の生活保護制度の問題点を明らかにしつつ、ベーシック・インカムの意義を検討しています。現在、基礎研所内でベーシック・インカムの研究会がもたれており、その成果がうかがえるものと思います。

▼投稿論文は、テーラーの科学的管理法における労使協調関係について論じたシュウさん、昨年10月の立命館大学での大会と本誌127号に掲載された原発賠償問題を論じた久保さんの論稿を掲載しました。

▼書評は4本です。毎号、かなりの点数が対象になりますが、できるだけ多くを取り上げていきたいと思っていますので、著者ならびに評者のご協力をお願いします。

▼昨年10月の大会で副理事長に就任し、前号より『通信』編集局長をつとめることになりました。編集を担当していると、総合雑誌や経済に関連する他の雑誌の特集や編集が気になるところですが、『通信』は年3号の発行で、うち2号分は秋大会と春集会の特集、そして残り1号分は編集局の独自企画です。したがって、『通信』の使命は基礎経済科学研究所の活動の成果を反映させることであり、これが他の雑誌にはない独自性でもあります。

所員・所友および読者のみなさんに『通信』を自分たちの雑誌としてつくりあげていただく。このことが欠かせません。どうかよろしくお願いします。

（角田 修一）

投稿規定

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート、読書ノート：200字詰45枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内 いずれも、図表、注などを含む。

原 稿

- ・編集局宛 (henshu@kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMS-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送の場合は、返却不要なメディアに保存して、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しません。
- ・審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。
- ・抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。筆者校正時に、その旨とご希望部数をご連絡ください。

掲 載 料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート・読書ノート 5000円、研究動向・書評 2000円

経済科学通信 第128号 2012年4月30日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail henshu@kisoken.org

URL <http://www.kisoken.org>

振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長

角田 修一

副編集局長

山西 万三 松本 朗

編集局員

大西 広 神谷 章生 田中 幸世 増田 和夫 森岡 真史

森本 壮亮 佐々木雅幸 阪本 将英 大畠 智史 中野 裕史

中谷 武雄 藤岡 慎 木下英雄

印刷所

モリモト印刷株式会社

〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19

TEL 03-3268-6301 (代)

購読料

一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）

時代はまるで資本論

—貧困と発達を問う全10講

基礎経済科学研究所編 二五二〇円
「ワーキングプア」、「蟹工船」のリヴァイバル。新しい「貧困」にどう対処するのか。近代経済学の古典『資本論』から現代社会を読み解く鍵をさぐる。

国際平和と「日本の道」

—東アジア共同体と憲法九条

望田義男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文著 一五二〇円

経済統計学

—基礎理論の理解と習得

大西広・藤山英樹著 二四一五円

アダム・スミスの道徳哲学

—公平な観察者 D.D.ラフィル著／生越利昭・松本哲人訳 一九四〇円
『道徳感情論』において提示されたスミスの道徳哲学についての入門書。

経済学と人間学

—アダム・スミスとともに

山崎 怜著 三一五〇円

アダム・スミスの人間愛を読み解き、経済学とは人間学であることを示すエッセイ集。

マンシヨンをふることにした ユーロート物語

—これから集合住宅育て

乾 亨・延藤安弘編著 三〇四五円

住民参加で生まれた「集合住宅ユーロート」から、住まい・地域づくりを考える。

アジアの軍事革命

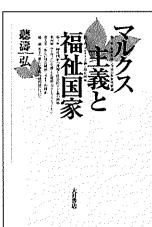
—兵器から見たアジア史

ピーター・A・ロージ著／本野英一訳 三三六〇円

火薬の発明の歴史と周辺アジア地域に及ぼした衝撃を跡づける。

●社会主義の展望のなかに福祉国家はどう位置づくのか

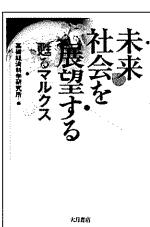
マルクス主義と福祉国家



藤澤弘著
世界的な資本主義と福祉の危機に対する多様な福祉国家論の論点を整理し、マルクス主義の社会発展の展望のなかで、福社国家はどう位置づけられるのかを解説する。そのうえで、福祉を完全に保障する新しい社会経済システムを探求。

未来社会を展望する 甦るマルクス

●ポスト資本主義社会に向けて人間発達論からのアプローチ



基礎経済科学研究所編
混迷する現代経済社会の中で、それに代わるポスト資本主義社会の模索があらため始まっている。本書は、マルクスが資本主義の根本批判を通じて展望した未来社会像（自由人の連合）を〈21世紀末社会論〉として展開する。

世界経済危機と マルクス経済学

●資本主義経済の危機はどう対峙するか



基礎経済科学研究所編
世界中を震撼させた08年世界金融危機以後の現況を分析するとともに、その打開策をめぐって混迷する現代経済学の諸理論を批判し、それにつながるマルクス経済学に基づく懸念打開策を提起する。

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878

図書出版 昭和堂

郵便振替 01060-5-9347 *定価は税5%込価格
<http://showado-kyoto.jp>

大月書店

〒133-0033 東京都文京区本郷2-11-9 電話03(3813)4651(代表) FAX03(3813)4656
メールマガジン配信中(登録はHPから) <http://www.otsukishoten.co.jp/> 税別価格

桜井書店

〒113-0033 文京区本郷1-5-17三洋ビル16 <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 價格税別表示

森岡孝二＝編

貧困社会ニッポンの断層

企業社会の果てに貧困社会になつた日本。拡がる貧困の諸相を問い合わせ、亀裂を深める日本社会の断層と、そこから露呈する日本経済の深層を抉り出す。

第一章 企業社会の行き着いた果てに

――貧困社会ニッポンの出現

第二章 人材派遣業の膨張・収縮と経営実態

――近年の製造派遣を中心に

第三章 パートタイム労働市場と女性雇用

第四章 法人実効税率引下げ論の虚構と現実

第五章 グローバル化と中小企業における雇用破壊

第六章 持家社会の居住貧困と住宅ローン問題

第七章 生活保護制度の現状とナショナルミニマム

第八章 労働CSRと格差・貧困

森岡孝二

四六判・268頁／2700円

大谷楨之介＝著

マルクスのアソシエーション論

――未来社会は資本主義のなかに見えている

菊本義治・西山博幸・伊藤国彦・藤原忠教
齋藤立滋・山口雅生・友野哲彦＝著

グローバル化経済の構図と矛盾

山田喜志夫＝著 渡辺雅男＝跋

A5判上製・3200円

現代経済の分析視角

マルクス経済学のエッセンス

有井行夫＝著

A5判上製・5700円

株式会社の正当性と所有理論新版

経済理論学会＝編

B5判上製・2000円

季刊 経済理論

第49巻第1号
(2012年4月)

特集○グローバリゼーション下の経済金融危機と國家
――新たな金融財政政策の展開を踏まえて

ドル流動性危機と基軸通貨の交替
グローバリゼーション下における連鎖的なバブルの形成
と崩壊

経済・社会・政治の危機と現代財政

恐怖と希望――リベラル・プロダクティヴィズム・モデルの
危機とグリーン・オルタナティブ

アラン・リピエツツ／訳＝八木紀一郎

日独経済関係史序説

〈個人の自立〉の徹底によって近代主義を超える可能性――人称論を
手がかりに現代の世界社会像を構築する清新な社会科学論。

工藤 章＝著

A5判上製・424頁／4200円

戦時インフレーション 昭和12～20年の日本経済

経済政策と経済実態からみた戦時体制――日中戦争に始まるアジア・
太平洋戦争期の日本経済をインフレ政策に焦点をあてて描き出す。

原 薫＝著

A5判上製・568頁／6200円

ほか